

令和4年定例会
教育民生常任委員会 年間白書

令和5年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 22
3. 委員長報告等	P 23 ~ P 127
4. 所管事務調査報告書	P 128 ~ P 166
5. 議会報告会の概要	P 167 ~ P 182
6. ワイ!ワイ!GIKAI の概要	P 183 ~ P 184
7. 高校生議会意見書	P 185 ~ P 190

1. 委員会の構成

委員長 森川 慎

副委員長 小田 あけみ

委員 小川 政人

笹岡 秀太郎

土井 数馬

豊田 政典

中川 雅晶

日置 記平

村山 繁生

2. 委員会開催状況

教育民生常任委員会 事項書

令和4年5月18日(水)

第2委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. 管内視察について
4. 行政視察について

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和4年6月6日(月)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第2号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第2号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費

…補正予算書 P14~

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

2. 議案第2号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第2号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第2項 児童福祉費

…補正予算書 P14~

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
— 01_本会議

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和4年6月20日(月)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費(関係部分) ……補正予算書(2)P20~
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 ……補正予算書(2)P20~
2. 議案第16号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第4号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費 ……補正予算書(3)P14~
 - 第6項 介護保険費 ……補正予算書(3)P14~
3. 議案第17号 令和4年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号) ……補正予算書(3)P19~

(教育民生常任委員会所管事務調査)

4. 四日市市民生委員推薦会報告
5. 四日市市社会福祉協議会理事会報告
6. 四日市市障害者施策推進協議会報告

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

7. 議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第3号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第2款 総務費
 - 第1項 総務管理費(関係部分) ……補正予算書(2)P20~

(教育民生常任委員会協議会)

8. 幼児教育の充実と施設再編について

○教育委員会

(教育民生常任委員会)

9. 議案第10号 工事請負契約の締結について
—高花平小学校改築工事(建築工事)— ……議案書 P69~

10. 議案第 11 号 工事請負契約の締結について
—高花平小学校改築工事（建築電気設備）— …議案書 P73～
11. 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
—高花平小学校改築工事（建築機械設備）— …議案書 P75～
12. 議案第 13 号 動産の取得について
—教員用タブレット端末一式— …議案書 P77～

○**その他**

13. 6月定例会議中の所管事務調査について
14. 8月定例会議 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：令和4年10月18日（火）午後6時30分～
会場案：県地区市民センター
15. 休会中の所管事務調査について
候補日：令和4年7月25日（月） 午後1時30分～
テーマ案：不登校問題について

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議 — 05_教育民生常任委員会
— 01_本会議

教育民生常任委員会 事項書

令和4年7月25日(月)
第2委員会室 13:30～

○教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 学習用物品の購入、修学旅行業者の契約について

○その他

<会議用システム内のフォルダ>

04_休会中(7～8月) — 05_教育民生常任委員会 — 01_令和4年7月25日

教育民生常任委員会事項書

令和4年8月29日（月）
第2委員会室

1. 付託予定請願の扱いについて

教育民生常任委員会産業生活常任委員会連合審査会 審査順序

令和4年8月31日（水） 本会議終了後
全員協議会室

○健康福祉部、商工農水部

1. 議案第32号 工事請負契約の締結について
－中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事－
…議案書 P47～

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_8月定例会議会
- － 05_教育民生常任委員会
- － 01_本会議

教育民生常任委員会／決算・予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和4年8月31日（水） 連合審査会終了後

○健康福祉部

（教育民生常任委員会）

1. 議案第32号 工事請負契約の締結について

－中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事－

…議案書 P47～

※連合審査会8月31日（水）本会議終了後全員協議会室（産業生活常任委員会との合同審査）

○その他

（教育民生常任委員会）

2. 付託請願の扱いについて

○健康福祉部

（決算常任委員会教育民生分科会）

3. 議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（関係部分）	…決算書 P176～、実績報告書 P90～
第2項 児童福祉費（関係部分）	…決算書 P180～、実績報告書 P100～
第3項 生活保護費	…決算書 P186～、実績報告書 P114～
第4項 災害救助費	…決算書 P188～、実績報告書 P115～
第5項 国民健康保険費	…決算書 P188～、実績報告書 P116
第6項 介護保険費	…決算書 P188～、実績報告書 P116～

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）	…決算書 P188～、実績報告書 P118～
第3項 保健所費	…決算書 P200～、実績報告書 P139～

第10款 教育費

第1項 教育総務費（関係部分）	…決算書 P242～、実績報告書 P212～
-----------------	------------------------

○国民健康保険特別会計

…決算書 P277～、実績報告書 P249～

○介護保険特別会計

…決算書 P353～、実績報告書 P284～

○後期高齢者医療特別会計

…決算書 P385～、実績報告書 P299～

（予算常任委員会教育民生分科会）

4. 議案第22号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書 P8、24

○教育委員会

(決算常任委員会教育民生分科会)

5. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 10 款 教育費

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 第 1 項 教育総務費 (関係部分) | …決算書 P242～、実績報告書 P212～ |
| 第 2 項 小学校費 | …決算書 P246～、実績報告書 P220～ |
| 第 3 項 中学校費 | …決算書 P250～、実績報告書 P224～ |
| 第 4 項 幼稚園費 (関係部分) | …決算書 P252～、実績報告書 P228～ |
| 第 5 項 社会教育費 (関係部分) | …決算書 P254～、実績報告書 P229～ |

(予算常任委員会教育民生分科会)

6. 議案第 22 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

…補正予算書 P22～

第 2 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 P8、9、24

(教育民生常任委員会協議会)

7. 令和 3 年度 本市におけるいじめ・不登校の状況報告について

(教育民生常任委員会)

8. 中学校給食事業の進捗について (報告)

9. 請願第 1 号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

10. 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

11. 請願第 3 号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

12. 請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

○**こども未来部**

(決算常任委員会教育民生分科会)

13. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 3 款 民生費

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 第 1 項 社会福祉費 (関係部分) | …決算書 P176～、実績報告書 P90～ |
| 第 2 項 児童福祉費 (関係部分) | …決算書 P180～、実績報告書 P100～ |
| 第 4 款 衛生費 | |
| 第 1 項 保健衛生費 (関係部分) | …決算書 P188～、実績報告書 P118～ |
| 第 10 款 教育費 | |
| 第 1 項 教育総務費 (関係部分) | …決算書 P242～、実績報告書 P212～ |
| 第 4 項 幼稚園費 (関係部分) | …決算書 P252～、実績報告書 P228～ |
| 第 5 項 社会教育費 (関係部分) | …決算書 P254～、実績報告書 P229～ |

(教育民生常任委員会所管事務調査)

14. 令和 4 年度第 1 回四日市市青少年問題協議会報告

15. 令和 4 年度第 1 回エスペランス四日市運営協議会報告

(教育民生常任委員会)

16. 請願第 5 号 「2040 年を見通した幼児教育・保育施設の再編」の説明と協議を求めることについて

○**その他**

17. 8 月定例会議会中の所管事務調査について

18. 8 月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日 時：令和 4 年 10 月 18 日 (火) 午後 6 時 30 分～

会 場：県地区市民センター 2 階大会議室

19. 休会中の所管事務調査について

候補日：令和 4 年 10 月 24 日 (月) 午後 1 時 30 分～

テーマ案：給食費について (公会計化、学校給食協会について)

教育民生常任委員会 事項書

令和4年10月24日(月)
第2委員会室 13:30～

○教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 学校給食費について

○その他

2. ワイ！ワイ！GIKAIについて

<会議用システム内のフォルダ>

06_休会中(10～11月) — 05_教育民生常任委員会 — 01_令和4年10月24日

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和4年11月29日(火)

第2委員会室

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第43号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

…補正予算書P14~

○その他

2. ワイ!ワイ!GIKAIについて

日時:令和5年1月18日(水) 15時~16時30分

場所:ユマニテク短期大学

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会 - 05_教育民生常任委員会

- 01_本会議

教育民生常任委員会 / 予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和4年12月13日(火)

第2委員会室

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第7号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第10款 教育費
 - 第2項 小学校費 ……補正予算書(2)P52～
 - 第3項 中学校費 ……補正予算書(2)P54～
 - 第5項 社会教育費 ……補正予算書(2)P56～
 - 第3条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P12、62

(教育民生常任委員会)

2. 議案第66号 四日市市学校給食センター設置条例の制定について ……議案書P163～

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

3. 議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第7号)
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳出第3款 民生費
 - 第1項 社会福祉費(関係部分) ……補正予算書(2)P32～
 - 第2項 児童福祉費 ……補正予算書(2)P32～
 - 第3条 債務負担行為の補正(関係部分) ……補正予算書(2)P12、62

(教育民生常任委員会)

4. 議案第61号 四日市市立こども園条例の一部改正について ……議案書P123～
5. 議案第62号 四日市市幼児教育センター条例の制定について ……議案書P127～
6. 議案第71号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定について ……議案書P183～

(教育民生常任委員会協議会)

7. 第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画中間改訂版(素案)について
8. 公立幼稚園の再編と認定こども園整備について
9. UR都市機構に係る保育所用地について
10. 保育士等人材確保等の取組状況について

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

11. 議案第 44 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 7 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分)

…補正予算書 (2) P32～

第 3 項 生活保護費

…補正予算書 (2) P34～

第 5 項 国民健康保険費

…補正予算書 (2) P34～

第 6 項 介護保険費

…補正予算書 (2) P34～

歳出第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分)

…補正予算書 (2) P36～

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書 (2) P12、62

12. 議案第 45 号 令和 4 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

…補正予算書 (2) P67～

13. 議案第 47 号 令和 4 年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

…補正予算書 (2) P89～

(教育民生常任委員会)

14. 発議第 9 号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

(教育民生常任委員会所管事務調査)

15. 四日市市民生委員推薦会報告

16. 四日市市社会福祉協議会理事会報告

17. 四日市看護医療大学運営協議会報告

18. 四日市市障害者施策推進協議会報告

(教育民生常任委員会協議会)

19. 四日市市保健医療推進プランについて

(教育民生常任委員会)

20. 食品衛生法関連手数料の改正について (報告)

○その他

21. 11 月定例月議会中の所管事務調査について

22. 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程案：令和 5 年 3 月 30 日 (木) 午後 6 時 30 分～

会場案：河原田地区市民センター

23. ワイ！ワイ！GIKAI について

日時：令和 5 年 1 月 18 日 (水) 午後 3 時～午後 4 時 30 分

場所：ユマニテク短期大学

24. 休会中の所管事務調査について

候補日：令和 5 年 1 月 16 日 (月) 午後 1 時 30 分～

テーマ案：部活動の問題、卒業式の在り方について

<会議用システム内のフォルダ> 07_11月定例月議会

— 05_教育民生常任委員会

— 02_予算常任委員会

— 01_本会議

教育民生常任委員会 事項書

令和5年1月16日(月)
第2委員会室 13:30～

○教育委員会

(教育民生常任委員会所管事務調査)

1. 卒業式、部活動について

○その他

2. ワイ！ワイ！GIKAIについて

日時：令和5年1月18日(水) 午後3時～午後4時30分

場所：ユマニテク短期大学

<会議用システム内のフォルダ>

08_休会中(12～2月) - 05_教育民生常任委員会 - 01_令和4年1月16日

予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年2月10日(金)

第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第78号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

…補正予算書 P14~

第2条 繰越明許費の補正

…補正予算書 P8

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会 - 05_教育民生常任委員会

- 01_本会議

教育民生常任委員会／予算常任委員会教育民生分科会 審査順序

令和5年3月1日(水)
第2委員会室

○こども未来部

(予算常任委員会教育民生分科会)

1. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費 (関係部分) ……予算書 P130～
第2項 児童福祉費 (関係部分) ……予算書 P140～
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費 (関係部分) ……予算書 P154～
第10款 教育費
第1項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P228～
第4項 幼稚園費 (関係部分) ……予算書 P242～
第5項 社会教育費 (関係部分) ……予算書 P246～
第2条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P15～、P259～
2. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算 (第9号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第1項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書(2) P36～
第2項 児童福祉費 ……補正予算書(2) P38～
第10款 教育費
第4項 幼稚園費 ……補正予算書(2) P54～
第5項 社会教育費 (関係部分) ……補正予算書(2) P54～
第2条 繰越明許費の補正 (関係部分) ……補正予算書(2) P10
3. 議案第123号 令和5年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第3款 民生費
第2項 児童福祉費 ……補正予算書(3) P16～

(教育民生常任委員会)

4. 議案第96号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
……議案書 P19～
5. 議案第100号 四日市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
……議案書 P49～
6. 議案第101号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
……議案書 P53～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

7. 四日市市青少年問題協議会報告
8. エスペランス四日市運営協議会報告

(教育民生常任委員会)

9. 第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画中間改訂版 (案) について (報告)

○健康福祉部

(予算常任委員会教育民生分科会)

10. 議案第 79 号 令和 5 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……予算書 P130～

第 2 項 児童福祉費 (関係部分) ……予算書 P140～

第 3 項 生活保護費 ……予算書 P150～

第 4 項 災害救助費 ……予算書 P152～

第 5 項 国民健康保険費 ……予算書 P154～

第 6 項 介護保険費 ……予算書 P154～

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分) ……予算書 P154～

第 3 項 保健所費 ……予算書 P170～

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……予算書 P228～

第 2 条 債務負担行為 (関係部分) ……予算書 P15～、P259～

11. 議案第 81 号 令和 5 年度四日市市国民健康保険特別会計予算

……予算書 (特別会計・財産区) P29～

12. 議案第 85 号 令和 5 年度四日市市介護保険特別会計予算

……予算書 (特別会計・財産区) P135～

13. 議案第 86 号 令和 5 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

……予算書 (特別会計・財産区) P187～

※①〔議案第 79 号 歳出第 3 款民生費、10 款教育費、債務負担行為・議案第 81、85、86 号〕の説明及び質疑
《理事者入替》

②〔議案第 79 号 歳出第 4 款衛生費〕の説明及び質疑

※①②の順に行った後、議案第 79、81、85、86 号について一括で討論、採決を行います。

14. 議案第 116 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費 (関係部分) ……補正予算書 (2) P36～

第 5 項 国民健康保険費 ……補正予算書 (2) P40～

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費 (関係部分) ……補正予算書 (2) P40～

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費 (関係部分) ……補正予算書 (2) P50～

第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分) ……補正予算書 (2) P10

15. 議案第 118 号 令和 4 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

……補正予算書 (2) P79～

16. 議案第 121 号 令和 4 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

……補正予算書 (2) P123～

17. 議案第 123 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 3 款 民生費

第 5 項 国民健康保険費 ……補正予算書 (3) P16～

18. 議案第 124 号 令和 5 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
…補正予算書(3)P23～

(教育民生常任委員会)

19. 議案第 95 号 四日市市介護予防等拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
…議案書 P15～

20. 議案第 97 号 四日市市理容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部改正について
…議案書 P43～

21. 議案第 98 号 四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部改正について
…議案書 P45～

22. 議案第 99 号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について …議案書 P47～

23. 議案第 125 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
…議案書(2月28日上程分)P5～

(教育民生常任委員会所管事務調査)

24. 四日市市民生委員推薦会報告

(教育民生常任委員会)

25. 第 3 次四日市市保健医療推進プラン（案）について（報告）

○教育委員会

(予算常任委員会教育民生分科会)

26. 議案第 79 号 令和 5 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費（関係部分） …予算書 P228～

第 2 項 小学校費 …予算書 P236～

第 3 項 中学校費 …予算書 P240～

第 4 項 幼稚園費（関係部分） …予算書 P242～

第 5 項 社会教育費（関係部分） …予算書 P246～

第 2 条 債務負担行為（関係部分） …予算書 P16～、P261～

27. 議案第 116 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費（関係部分） …補正予算書(2)P50～

第 2 項 小学校費 …補正予算書(2)P50～

第 3 項 中学校費 …補正予算書(2)P52～

第 2 条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(2)P11

28. 議案第 123 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費 …補正予算書(3)P18～

第 5 項 社会教育費 …補正予算書(3)P18～

(教育民生常任委員会)

29. 議案第 103 号 四日市市立博物館条例の一部改正について …議案書 P77～
30. 議案第 104 号 四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正について …議案書 P79～
31. 議案第 108 号 工事請負契約の締結について
～富洲原小学校大規模改修工事～ …議案書 P93～
32. 議案第 109 号 工事請負契約の締結について
～羽津小学校大規模改修工事（2期工事）～ …議案書 P99～
33. 議案第 110 号 工事請負契約の締結について
～三重西小学校大規模改修工事（1期工事）～ …議案書 P103～
34. 議案第 111 号 工事請負契約の締結について
～大矢知興譲小学校大規模改修ほか工事（2期工事）～ …議案書 P109～
35. 議案第 112 号 工事請負契約の締結について
～下野小学校大規模改修工事～ …議案書 P113～
36. 議案第 113 号 工事請負契約の締結について
～常磐中学校大規模改修工事（2期工事）～ …議案書 P119～
37. 議案第 114 号 工事請負契約の締結について
～三滝中学校校舎保全改修工事～ …議案書 P123～
38. 四日市市学校規模等適正化事業について（報告）

○その他

(教育民生常任委員会所管事務調査)

39. 令和4年度人権施策推進懇話会報告及び令和4年度同和行政推進審議会報告
40. 2月定例会議会中の所管事務調査について

(教育民生常任委員会)

41. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程：令和5年3月30日（木）午後6時30分～
会場：河原田地区市民センター 2階大会議室
42. 休会中の所管事務調査について
43. 4常任委員会報告会について
44. 年間白書の作成について

<会議用システム内のフォルダ>

- 09_2月定例会議会 — 05_教育民生常任委員会
— 01_本会議
— 02_予算常任委員会

3. 委員長報告等

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和4年6月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費について

Q : どのような生活困窮の実態をもとに本事業を提案したのか背景を確認したい。

A : 本事業では住民税非課税世帯をはじめとして、多くの生活困窮者を対象としたいと考える。

Q : 国の事業であっても生活困窮の実態を把握して提案すべきと考えるがどうか。

A : 現在も生活が軌道に乗っていない方は相当数いると実感しており、プッシュ型給付を行う本事業は意義のあるものとする。

Q : 対象となっている令和3年度の住民税非課税世帯で手続きを行っていない世帯が2,500世帯もあるが、その理由を確認したい。

A : 2,500世帯は対象全体の1割程度であり、過去の給付金でも同様の傾向がみられる。理由は明確にはわからないが、意図的に申請されない方や、まだ気が付いていない方などもみえることが考えられるため、あらためてプッシュ型給付を行っていきたい。

Q : 令和3年度に住民税非課税世帯であれば、令和4年度に住民税課税世帯となっても給付の対象となるのか。

A : その通りである。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費・事務費、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費・事務費について

Q : 国の事業であっても本市として実施する根拠を示す必要があると考えるがどうか。

A : コロナ禍や物価高騰の影響により、生活に困窮する子育て家庭は多いと考えており、今回の給付金により支援していききたい。なお、今回国の方針が報道された段階で市民からもできるだけ早く給付してほしいとの声もある。

(意見) こども未来部としてどういう状況であるのか、どういう局面に直面しているのかを把握するよう心掛けてほしい。また、本事業に限らず、提案時には明確な根拠を示し、実施後には効果検証を行う必要があることを意識して取り組んでほしい。

(意見) コロナ禍によって初めて見えてきた課題もあると感じており、どういう事業が必要なのかについては、国の方針に従うだけでなく、本市独自で検証することが必要である。

Q：国の給付金とは別に市独自で行う給付の対象をひとり親世帯とした理由を確認したい。

A：給付対象はどこかで線引きする必要がある、コロナ禍が長引くなかで、特にひとり親世帯については、例えば休園や休校時の対応など困難な状況が多いことからひとり親世帯を対象とした。

(意見) 給付対象とならない方たちとの不公平感を生まないようにしなければならない。本市として今回ひとり親世帯を支援するのであれば、ひとり親世帯の生活実態の把握を進め、今後の施策にも活用していくべきである。

Q：給付金を必要な方に必要なタイミングで届けるためには、周知の徹底が重要となると考えるがどうか。

A：家計急変世帯については、申請していただかないと把握できないため、様々な手法により広く周知していきたい。

(意見) ホームページや保護者向けメールでの周知に加えて、子育て支援アプリ『よかプリコ』などでの周知も検討してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和4年6月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第10号 工事請負契約の締結につきましては、高花平小学校改築工事に係る建築工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。委員からは、総合評価方式における評価点の算出方法について確認したいとの質疑があり、理事者からは、評価点は価格評価点が70点、技術評価点が30点という配分としている。価格評価点は入札金額に応じて点数が決まり、技術評価点は地域要件、企業要件、技術者要件、技術力に応じて点数が決まる。契約の相手方は、価格評価点において3位であったが、技術評価点において施工実績などの企業要件、技術者要件、また今回の技術提案に対する技術力が高く評価され、総合的に1位となったとの答弁がありました。

議案第11号及び議案第12号 工事請負契約の締結につきましては、高花平小学校改築工事に係る建築電気設備工事及び建築機械設備工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、1者しか応札がなかったり、最低制限価格での応札が複数あったために、くじにより決定されたりするような状況は公共工事の競争性が確保できているとは言い難いため、調達契約課と協議しながら改善してほしいとの意見がありました。

議案第 13 号 動産の取得につきましては、教員用タブレット端末一式を取得しようとするものであります。

委員からは、ウクライナ情勢の影響により ICT 機器の調達が困難となっている事情は理解するが、指名した 9 者のうち 7 者が辞退したことは調査不足であったと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、納入期限を 9 月末とした仕様書に問題があったのではないかとの質疑があり、理事者からは、教員用タブレット端末の不足は喫緊の課題であり、できる限り早く整備したいとの思いから、納入期限を夏休み中の 8 月末に予定していたが、業者への調査により 9 月末に遅らせた経緯がある。そういった中で 2 者しか応札がなかったことは、今後の反省材料としていきたいとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 4 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市民生委員推薦会、四日市市社会福祉協議会理事会、四日市市障害者施策推進協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和4年6月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費》

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金国庫補助金返還金（過年度国県支出金等返還金）について

Q：令和3年度の余剰分の返還と理解するが、令和4年度に給付する場合の取り扱いについて確認したい。

A：令和3年度の事業費については繰越明許費として令和4年度に繰り越して、事業を継続することが国にも認められており、先に認められた先議分も含め、令和4年度中に支給する給付金の補助金については、令和4年度事業分として交付請求が可能となっている。

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費・事務費について

Q：社会福祉協議会で相談や貸付の事務手続を担っているが、本来の業務が滞るような事態は生じていないのか。

A：市からいろいろな事業を依頼していることもあり、その執行の際には、人員や予算が十分とは言えないかもしれないが、それぞれの事業の中で情報交換を行っており、適切な事業執行に努力している。

（意見）本市と社会福祉協議会との間で業務量のバランスを考えた体制整備を図るべきであり、そのためには情報共有が可能な仕組みを構築する必要がある。社会福祉協議会の役割の重要性を認識して事業展開を行うことを強く要望する。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第16号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

議案第17号 令和4年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

老人クラブ補助金について

Q：老人クラブ会員数はコロナ禍以前から減少傾向が見られ、現在は存続の危機にあると考えるため、老人クラブの活性化に期待したいがどうか。

A：余暇の過ごし方の多様化などもあり、全国的に老人クラブの会員数は減少傾向がみられるが、コロナ禍によって老人クラブ会員数の減少が加速していることは認識している。今回の補正予算は老人クラブの活性化に向けた支援の一端を担うものであると考えている。

(意見) 高齢者の活動の在り方自体を抜本的に考え直す時期かもしれないため、既存の考えにとらわれず、高齢者にとっての幸福を追求して行ってほしい。

訪問型サービスB事業費・通所型サービスB事業費・ふれあいいきいきサロン推進事業費・認知症総合支援事業費について

Q：感染症対策物品購入費を積算根拠としているが、必ずそれらを購入する必要があるのか。

A：感染症対策物品購入費だけでなく、活動の再開や活性化のために必要な費用であれば利用可能な交付金に近いものとして考えている。

(意見) 感染症対策物品は今や常備品となっていることから、本事業費のような一時的な支援ではなく、継続的な運営費の支援として検討する必要があるのではないか。

Q：対象団体には本事業費に関する実施報告を求めるのか。

A：本事業費は既存事業費を増額するものであるため、既存事業費とともに報告を求める。

Q：取り組み事例の紹介などの情報提供も活動の活性化に必要と考えるがどうか。

A：それらの情報提供も活動する団体の参考になると考えるため提案していきたい。

(意見) 十分な感染対策によって安心感を担保しながら活動できる環境を推進するとともに、事業実施後にはしっかりと検証を行い、今後の支援策に反映していくことを強く要望する。

Q：感染症対策物品は既に購入している可能性が高いため、他の用途に利用するケースが多いと考えるが、利用の基準について確認したい。

A：活動の再開や活性化につながるかどうかを利用基準に置いている。事業費として適さない用途については、相談の上で対象としないことを考えている。

説明資料について

(意見) 予算提案時の説明資料には具体的な根拠を示すべきであり、今後の予算提案時の説明方法を考え直してほしい。また、実施後は効果検証を行う必要があることも念頭に置いてほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和４年８月定例月議会）

教育民生常任委員会に付託されました議案第32号 工事請負契約の締結につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本件につきましては、中央老人福祉センター及び勤労者・市民交流センター改修工事について請負契約を締結しようとするものであり、当委員会に付託された議案であります。産業生活常任委員会所管部分にも関連することから、四日市市議会会議規則第98条の規定に基づき、両委員会による連合審査会を開催して審査を行いました。

委員からは、中央老人福祉センターの改修工事にかかる利用者向け説明会で一番多かった意見を確認したいとの質疑があり、理事者からは、入浴施設の継続を求める意見が一番多かったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、中央老人福祉センターの入浴施設の廃止は利用者の理解を十分に得た上で実施すべきではないとの質疑があり、理事者からは、全ての利用者から理解を十分に得るのは難しい状況であるが、介護予防事業の重要性を鑑み、介護予防施設へ改修したいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、高齢者が元気なまま長生きしてもらうために入浴施設を運営することも行政の役割と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、市民自治基本条例に基づき、まず市民の意見を聞いた上で、具体的な施策を実施しなければ、

市民と行政の溝が深くなっていくと考えるとの意見がありました。

また、委員からは、中央老人福祉センターを介護予防施設に改修する必要性を確認したいとの質疑があり、理事者からは、介護予防は高齢化の進展に伴い重要性が増しているが、民間事業者のサービスが弱い部分であるため、中央老人福祉センターを介護予防施設に改修し、行政として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、高齢者の交流の場が無くなることについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、交流の場や健康増進の機能については、ふれあいいきいきサロンや各種講座・教室、民間サービス等が多くある現在では、それらで代替が可能と考えるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、社会状況の変化により中央老人福祉センターの入浴施設の役割が変わったことは理解するが、利用者への説明は不十分であると感じるとの意見がありました。

また、他の委員からは、介護予防施設としての有効性を示すことができれば、市民からも評価されるようになると思うため、その意気込みを確認したいとの質疑があり、理事者からは、多くの市民が新たな利便性を共有できる介護予防施設としていきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、より多くの市民にとっての介護予防や認知症予防の拠点となるよう、本市が責任を持って

運営することを強く要望するとの意見がありました。

また、他の委員からは、地区市民センターを地区単位の介護予防施設として活用することも検討すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、工事を急ぐ理由はあるのかとの質疑があり、理事者からは、中央老人福祉センターのあり方は平成 25 年頃から議会の指摘を踏まえつつ検討してきており、具体的な計画を立てた上で、提案に至っているとの答弁がありました。

また、委員からは、民間事業者の介護サービスとは重複しないのかとの質疑があり、理事者からは、新たな介護予防施設で提供しようとする短期集中型のリハビリテーションは、マンパワーやコストの問題で民間事業者が取り組みにくいサービスであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、議会を含めた議論の中で現在の方向性が定められた経緯を踏まえると、議会も利用者への配慮が足らなかったことを反省すべきと考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、健康増進の役割を果たしている中央老人福祉センターの入浴施設を廃止するのであれば、代替サービスを提供すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、民間の入浴施設がその代替となりうるが、費用負担が難しい場合については、福祉的な側面から支援が可能か検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市が運営する他の入浴施設の状

況を確認したいとの質疑があり、理事者からは、西老人福祉センターについては、令和5年1月末をもって全館閉館を予定しており、あさけプラザの入浴施設については、検討中であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、本市が運営する入浴施設の取り扱いについては、平等性の観点から統一的な対応が必要と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、民間の入浴施設に対して利用者の受け入れに関する相談は行ったのかとの質疑があり、理事者からは、民間の入浴施設があることは認識していたが、相談に出向いたことはないとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、市民が利用する施設を廃止する場合には、利用者に向けて丁寧な説明を行うとともに代替サービスを提供する必要がある。今回の対応を反省し、市民に寄り添った視点で政策を進めてほしいとの意見がありました。

次に、討論において、委員からは、中央老人福祉センターの入浴施設の利用者が納得するような代替サービスが提供されていないため、反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、議会は本件に関する議論を何度も行っており、行政は適切な手順を踏んで進めてきた経緯があるため、賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、今後、高齢者向けの施設のあり方の統一的な方向性を示すことを要望して、賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、中央老人福祉センターの入浴施設の代替サービスを検討することを以前から求めているが、対応が見られないため、反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、中央老人福祉センターを介護予防施設に改修するという政策判断は理解するところであり、より多くの市民の受益に繋がるよう機能強化を図ることを強く要望して、賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第32号 工事請負契約の締結につきましては、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和4年度第1回四日市市青少年問題協議会および令和4年度第1回エスペランス四日市運営協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

【請願（審査の経過と結果）】

教育民生常任委員会に付託されました請願第１号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、ないし請願第５号 「2040年を見通した幼児教育・保育施設の再編」の説明と協議を求めることについての５件につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願５件につきましては、請願者から趣旨説明の申出がありました。これに対し、当委員会では、８月２９日及び８月３１日に委員会を開催し、審査に先立ち、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

請願第１号 子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出につきましては、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援は極めて重要である。

また、高等学校等就学支援金制度については、支給上限が設定されていることなど、改善すべき課題があり、大学生などを対象とした高等教育の就学支援新制度である授業料等減免給付型奨学金については、適用要件の緩和や返還猶予制度のさらなる充実が求められる。

さらに、新型コロナウイルス感染症を理由とする大学等の中途退学者、休学者の割合は増加しており、子供たちの将来

の進路選択にも影響を及ぼしている。

以上のような理由から、経済格差を教育格差に結びつけないため、また、全ての子供の学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、子供の貧困の事例を確認したいとの質疑があり、請願者からは、子供の貧困との関連性が高い事例としてヤングケアラーの問題があり、家事等に従事せざるを得ないために、学ぶ機会が保障されない恐れがあるとの説明がありました。

また、他の委員からは、教育現場における子供の貧困の現状を確認したいとの質疑があり、請願者からは、現在は目に見えやすい絶対的貧困よりも、塾に行けないなどの目に見えにくい相対的貧困の割合が多くなっている。また、コロナ禍のために家庭訪問を控えたことなどによって、より一層貧困が見えにくくなっているため、貧困対策を根本から見直し、充実させていく必要があるとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、相対的貧困については、対象者に直接支援するというよりも、いかにベーシックサービスを整えていくかが重要と考えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、ヤングケアラーと貧困は必ずしも一致しないと考えるが、貧困の基準をどのように考えているのかとの質疑があり、請願者からは、貧困が疑われる子供に対しては、その原因を探りながら、様子を見ていくことが重要と考えるが、貧困の基準をどのように設けるかは課題であるとの説明がありました。

また、他の委員からは、国は学生支援緊急給付金を令和3

年度で終了させた代わりに、今年度に高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金を設けているが、本請願はさらなる充実を求めていると理解すればよいのかとの質疑があり、請願者からは、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金には個人や大学の要件が存在するため、それらの要件の緩和を含めた充実を求めているとの説明がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第1号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものである。

また、家庭の現実に目を向ければ、感染症の影響による収入減や感染対策に係る保護者の経費負担増など、厳しい状況は今なお続いており、さらに、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の新たな保護者負担も生じている。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することになると考える。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、教員が不足する状況において、質の高い教員をいかに確保できるかが重要と考えるが、その点について確認したいとの質疑があり、請願者からは、質の高い教員の確保に向けては働き方改革の進展や働きがいの発信が重要と考えており、現場での取組に加え、国に対して定数改善や給与水準の見直しを求めているとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、教員の待遇改善を含めた教育環境の充実を図っていく上で、中間団体である教職員組合の役割は非常に重要と考えるとの意見がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第2号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第3号 防災対策の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

防災対策については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況への対応、性やプライバシーに関する課題への対応など、改善すべき課題は山積している状態である。

子供たちをはじめ、災害時における全ての人の安心・安全を守るため、過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を求める意見書を提出してほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、非構造部材の耐震化について確認したいとの質疑があり、請願者からは、非構造部材は仕上げ材や内装材などを指し、児童生徒

等の命を守り、安心安全な教育環境を実現するため、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策を求めているとの説明がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第3号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度であり、義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきである。

全国各地の学校現場において1人1台端末の整備が進められ、児童生徒への効果的な学習に役立てられているが、ソフトの導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は十分ではなく、教育環境の水準の維持向上に当たって自治体間格差を生じさせないようにする必要がある。

以上のような理由から、未来を担う子供たちの「豊かな学び」のため、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実について意見書を提出してほしいとのことでした。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第4号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

請願第5号 「2040年を見通した幼児教育・保育施設の再編」の説明と協議を求めることにつきまして、請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

待機児童問題をはじめとする就学前教育・保育に関する問題について、行政が私立幼稚園、私立保育園と協調を図り取り組むことを求めてきたが、行政から十分な対応は見られない。

このままでは就学前教育・保育に関する問題がますます深刻化することを懸念しており、行政が私立幼稚園、私立保育園、小規模保育事業所とともに将来の四日市を見据えた就学前教育について考える必要性を痛切に感じている。

以上のような理由から、「2040年を見通した幼児教育・保育施設の再編」の方針について、四日市私立幼稚園協会及び四日市私立保育連盟等への説明及び協議を行う場を早急に設けてほしいとのことでした。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、常任委員会に示された内容は、四日市市子ども・子育て会議で先行して協議されていないのかとの質疑があり、請願者からは、現在の四日市市子ども・子育て会議は議論を練り上げる会議ではなく、決定事項の報告を行う形骸化した会議となっているとの説明がありました。

また、委員からは、行政が示す構想を基本として協議を行っていくのであれば請願趣旨に賛同するが、構想自体を白紙に戻してほしいとの意向があるのかとの質疑があり、請願者からは、行政が示す構想に我々の意見を反映してもらうことが請願の目的であり、構想自体を白紙に戻してほしいとは考えていないとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願事項にある説明及び協議の場については、子ども・子育て会議に分科会を設置し、関係者が一堂に会して就学前教育・保育の環境の整備について集中的に議論していくことが望ましいと考えるがどうかとの質疑があり、請願者からは、そのように進めていくことが最善と考えるとの説明がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨に「協議がなされることなく、説明すらされずに進められている」という記載があるが、説明及び協議の場は全くなかったのかとの質疑があり、請願者からは、全くない訳ではなかったが、今後に向けた協議や詳細な説明の場はなかったために、そのような記載としたとの説明がありました。

これを受けて、委員からは、請願自体に反対するものではないが、請願趣旨の「協議がなされることなく、説明すらされずに進められている」という記載は実態と異なるため違和感があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、現在は公私間に隙間風が吹いている状態であり、お互いが理解を深めることで共存共栄の方向性を見つけ出す必要があるとの意見がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、本請願をどのように受け止めているのかとの質疑があり、理事者からは、請願事項である説明と協議の場の設置に関しては、先の議員説明会で説明したとおり、四日市市子ども・子育て会議に部会を設置したいと考えており、既に請願者に対して参画を打診している。計画の大きな方向性については、まずは議会に示すものと考えているが、具体的な方向性や課題を議論する段階では、様々な意見を聞きながら、計画に落とし込

んでいきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、今回、対応が遅れたことが本請願の提出を招く結果となったと考える。早急に協議を行い、よりよい方向性を見つけ出すことを強く要望するとの意見がありました。

また、他の委員からは、請願趣旨に「協議がなされることなく、説明すらされずに進められている」という記載について、どのように考えるのかとの質疑があり、理事者からは、請願者に対して説明や意見交換を行っており、実態と異なる部分はあると考えるが、今後に向けた協議の機会がなかったのは事実であるとの答弁がありました。

以上の経過の後、当委員会において採決を行ったところ、請願第5号につきましては、別段異議なく採択すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会教育民生分科会長報告（令和４年８月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 18 号

令和３年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【健康福祉部・経過】

≪ 歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費 ≫

社会福祉協議会に対する補助金について

Q. 社会福祉協議会との連携度合いをさらに深める必要があると考えるため、双方が当事者意識を持ちながら事業を一体的に担ってほしいがどうか。

A. 本市としても社会福祉協議会なくしては地域の福祉が成り立たず、協力が必要不可欠と考えている。今後も風通しの良い環境のもとで、良好な関係性を築いていきたい。

民生委員・児童委員への支援体制の充実について

論点整理シート参照

民生委員と就学援助制度について

Q. 子どもの生活実態調査において、就学援助制度を「制度を知らない」「手続きが分かりにくかったり、利用しにくいから利用しない」と回答した比率が高くなっているが、民生委員と就学援助制度の関わりについて確認したい。

A. 民生委員は各小中学校で設置する就学援助対象者の審査会に参画しており、意見を述べてもらっている。

Q. 民生委員は日頃から就学援助制度を周知する役割も担っていると考えため、そのことについても協力を依頼してほしいがどうか。

A. 就学援助制度の周知についても併せて依頼していきたい。

（意見）就学援助制度を知らないために利用できなかったということがないよう教育委員会とともに周知に取り組んでほしい。

地域福祉計画に関する検討内容と今後のスケジュールについて

Q. 地域福祉計画検討委員会からの主な意見の中に、「8050とヤングケアラーに関する設問は遠慮しながら質問している感触があり、もっと文言的に明確に聞いてもよい」というものがあるが、これはどういう意味か。

A. 「あればいいと思う施策はどのようなものですか」というアンケートの設問に関して、遠慮した感じであり、もっと率直に聞いてもいいのではないかという意見であった。

（意見）地域福祉計画は地域福祉の横断的な考え方を示す重要な計画であるため、80

50、ヤングケアラー、子供の貧困など多種多様な課題にしっかりとフィットする計画となるよう策定してほしい。

Q. 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連動性をどのように認識しているのか。

A. 社会福祉協議会は、本市の地域福祉計画を踏まえて地域福祉活動計画を策定しているため、本市も連携をとりながら、その策定に関わっていききたい。

(意見) 本市と社会福祉協議会のベクトルを合わせ、地域福祉計画、地域福祉活動計画がしっかりと連動するような形で策定を進めてほしい。

重度障害者の支援について

Q. 重度訪問介護事業の実績をどのように評価しているのか。

A. 17人という実利用人数は以前よりも増えており、今後も一人暮らしをするためにサービスを利用する方は増えていくと考える。

Q. 本市は重度訪問介護事業を認定するハードルが非常に高いために他市に引っ越したとの声も聞く。高齢化の進展に伴い重度訪問介護事業はさらに重要になっていくと考えるが、今後の考え方について確認したい。

A. 本市は他市に先がけて重度障害者等就労支援特別事業を実施しているが、重度訪問介護事業についても適切に実施していきたい。

(意見) 重度訪問介護事業についての顕在、潜在のニーズを把握した上で、その受け皿となる事業所の確保や体制整備を検討してほしい。

Q. 重度障害者タクシー料金助成事業は予算額の半分以上となる約1900万円の不用額が出ているが、理由をどのように認識しているのか。

A. 令和3年度に、1乗車当たり最大500円分の助成から最大1000円分の助成に変更しており、利用が伸びることを見込んだ当初予算としていたが、コロナ禍もあって思うように利用は伸びず、不用額が多くなる結果となった。

Q. 周知が足らなかったということはないのか。

A. 申請をされた方全員に対して、助成方法の変更についての文書を配付しているため、周知が足りなかったとは考えていない。

(意見) 1000円分の助成でも利用者の持ち出しが多くなると想定するため、障害者団体と話し合いをした上で使い勝手を良くしてほしい。

Q. 居住地域は様々であり、タクシーを郊外部から中心部まで利用すると3000円以上かかる場合もあることから、2000円分までは助成できるようにするのが妥当な決着点と考えるが、検討することは可能か。

A. 重度障害者タクシー料金助成事業は家に引きこもりがちになる重度障害者の外出機会をサポートすることが目的であり、毎月複数回外出できるインセンティブにしたいと考えているが、あらためて障害者団体と相談して検討していきたい。

Q. 以前にタクシー事業者が乗車拒否をするケースがあると聞いたが、対応は行っているのか。

A. タクシー事業者には以前から協力を依頼しているが、適正に運用するよう求めている。

緊急通報システム事業について

- Q. 重度身体障害者かつ高齢者であれば、高齢者としての利用となるため、重度身体障害者の利用実績がないことは一定理解できるが、そもそも使い勝手が悪いのではないか。
- A. 両親が健在であるために必要としないこと、40～64歳でも要介護等の認定となれば高齢者としての利用となること、固定電話を使うシステムであることなどが使われない原因と考えている。
- Q. 障害者でない同居人がいる場合であっても、単独世帯に近いような状況が認められる場合は、システムを利用できるようにしてはどうか。
- A. 対象の世帯をどのように判断するかは難しいが、システムを使いたいという要望があれば相談に応じたい。
- (意見) 緊急通報システムについては、高齢化の進展により需要の増加が見込まれるため、利用要件を時代に適応した使い勝手の良いものにしてほしい。

生活困窮者の自立支援相談について

- Q. 子どもの生活実態調査において、生活困窮者の自立支援相談窓口を「制度を知らない」「手続きが分かりにくかったり、利用しにくいから利用しない」と回答した低所得世帯の比率が高いとの結果をどのように受け止めているのか。
- A. 生活困窮者に気軽に相談いただけるよう、生活保護窓口とは別の生活支援室を設置し、ホームページや地域の民生委員などを通じて周知を図っているが、異なるアプローチについても検討する必要はあると考える。
- Q. 窓口自体の認知度が低いことは問題であり、改善するように取り組んでほしいがどうか。
- A. 学習支援事業等で小中学校との関わりを持っているため、その活用を含めて認知度を高める方法を検討していきたい。
- (意見) 生活保護や自立支援相談はデリケートな問題であるが、様々なアプローチによって情報を発信していく必要があると考える。

子ども学習支援事業について

- Q. 子ども学習支援事業の対象世帯における高校進学率と大学進学率はどの程度か。
- A. 高校進学率は33名中31名の進学、大学進学率は22名中6名の進学であった。その他として専門学校に1名が進学しており、以前よりも高度な学習が修得できるような進路を歩む方が増えている状況にある。
- Q. 非課税世帯への給付貸付制度等も利用しているのか。
- A. 非課税世帯への給付貸付制度等を利用するほか、一部対象世帯には生活保護法による進学準備金として自宅通学で10万円、自宅外通学で30万円を給付している。
- (意見) 生活保護世帯の子供が進学する際の給付制度については、知らなかったということがないように十分に周知を行ってほしい。

《 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第3款民生費 第3項生活保護費 》

生活保護について

Q. 重複・頻回受診者への指導などによる適正化の取り組みは行っているのか。

A. 国民健康保険と同様の適正化の取り組みを行っている。

Q. 保護受給者中の就労支援者として 106 人が計上されているが、それ以外の人は働きたくても働けない状況と理解してよいのか。

A. それ以外の方が就労できないわけではなく、あくまで本市が就労支援を行った人の数を計上している。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方は、就労支援を受けず求職活動を行っていることが多い傾向にある。

Q. 令和3年度中で実際に自立した方はどの程度いるのか。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず失業した方が多く、就労意欲、就労能力の高い方も多いことから、短期的に生活保護を廃止して自立する方はコロナ禍以前より増えている状況である。

《 歳出第3款民生費 第4項災害救助費 》

《 歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費 》

《 歳出第3款民生費 第6項介護保険費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

こころの健康づくり支援事業について

Q. コロナ禍のためか、アルコールに関すること、思春期に関すること、うつ状態に関することの相談件数が高ぶれている印象を持つが、傾向性をどのように総括しているのか。

A. コロナ禍で在宅時間が長くなったことが件数増加の要因の一つと思われるが、アルコールに関する相談については、頻回の相談が多いことも影響していると考ええる。思春期に関する相談については、教育委員会や関係機関との連携により、相談しやすい体制が構築されたことも大きいと感じている。

Q. 現在は電話を中心とした相談体制だが、LINEなどのオンラインツールを活用した相談についても検討していくのか。

A. 様々なツールを用意することで相談しやすくなると思うが、文字では誤解を与えてしまう場合も考えられるため、現状は電話を中心とした相談体制としている。

(意見) 相談体制については工夫する余地が十分にあると考える。特にコロナ禍で一般化したオンラインツールを活用した相談体制について研究してほしい。

Q. 自殺者数の実績を確認したい。

A. 令和3年の10万人当たりの自殺者数は17.99人であり、例年と同程度の結果とな

った。自殺を考える方に寄り添い、必要な支援につなげるメンタルパートナーの養成などに取り組んでいる状況である。

(意見) 相談のハードルを下げることは、自殺を防ぐ効果が期待できるため、来年度からの次期保健医療推進プランにおいては、その視点も盛り込んでほしい。

犬猫の避妊等手術費補助金事業について

Q. 令和2年度から飼い主のいない猫への避妊及び去勢手術に対する補助金を倍額に引き上げているが、ボランティア団体からは手術費が高額であり繁殖抑制効果が高い雌の避妊手術に対する補助金をさらに引き上げてほしいとの要望があるため、これについての考え方を確認したい。

A. 人と猫が共生できるまちづくりの推進に当たって、ボランティア団体の協力は欠かせないと考えている。令和2年度の補助金引き上げの事業効果を十分に確認した上で、今後の対応を前向きに検討していきたい。

がん検診事業について

Q. がん検診の受診率は会社等が行う検診の数を含めていないために実態と乖離する結果となっている。会社等が行う検診の数も把握する必要があると考えるがどうか。

A. 会社等が行う検診の数の把握については、国も課題としており、本市としても把握できない状況である。

(意見) 手間はかかるかもしれないが、把握する方法はいろいろあると考えるため、前向きに検討してほしい。

Q. 胃カメラによる胃がん検査を受けた翌年はバリウムによる胃がん検査しか補助が出ないことについて確認したい。

A. 国は胃カメラによる胃がん検査が身体に加えるリスクを勘案して2年に1回の受診を方針として示しており、本市はその方針に従い補助を出している。

Q. 胃カメラによる胃がん検査の補助を毎年出している自治体もあると聞くが、全国一律の対応ではないのか。

A. 国は方針を示しているが、実施主体は市町村であるため、独自の判断で補助を出している市町村もあると認識している。

Q. 独自の判断で補助を出すこともできるとのことだが、本市はその必要はないと判断しているのか。

A. がん検診は、健康や人体に関するものであり、専門家が効果やリスクなどを研究・検証した国の方針に沿ったものであることが良いと判断している。

(意見) 市民の健康のためには、胃カメラによる胃がん検査を毎年選択できるようにした方が良いと考える。

Q. バリウムによる検査では十分でなく、胃カメラによる精密検査を受けなければならない場合があるため、毎年自由選択とすることはできないのか。

A. 胃がん検診には胃カメラとバリウムの方法があるが、どちらか一方が優れているわけではないと考える。

《 歳出第4款衛生費 第3項保健所費 》

《 提言チェックシート政策提言（前年度）の取扱いについて 》

新型コロナウイルス感染症対策事業について

Q. 令和3年度において宿泊療養施設が不足するために自宅療養を余儀なくされる状況はあったのか。

A. 必要な方にはできる限り宿泊療養に入っただけのよう県に調整をかけているが、全員とまではいかず、やはり入れなかった方もいる状況である。

Q. 市内の宿泊療養施設はいつ設置されたのか。

A. 県への要望によって、令和3年5月に市内の宿泊療養施設が1か所設置された。なお、現在は当該施設を含む県内4施設で約500室が確保されている。

（意見）一時的にせよ、必要な方の入院や宿泊療養が叶わない状況となってしまったことはきちんと総括を行い、今後に生かしていくべきである。

Q. 自宅療養者の支援として、本市は飲料品の配送を行い、桑名市は生活支援物資（食料品・日用品）の配送を行ったが、振り返っての見解を確認したい。

A. 当時、県が行う配食は到着に時間を要し、飲料品が入っていなかったために、本市は脱水予防や食欲不振の対策としてスポーツドリンクやゼリー飲料などの配送を行った。患者の食事や療養生活を支える面において有意義であったと考える。

Q. 人員不足により苦慮した事象があれば確認したい。

A. 第5波が到来した令和3年8月には、陽性者への調査が滞る事態が発生したが、その後に全庁的な動員体制が整備されたことでスムーズに調査を実施できるようになった。全庁的な動員体制や派遣職員との役割分担によって、対応できる状況となっているが、流行する変異株によっては体制を見直す必要があると感じている。そのタイミングの判断は大変難しいが、これまでの経験を生かして実施していきたい。

（意見）試行錯誤しながら徐々に体制を改善してきた経験を今後に生かしていくことが最も重要であり、それが市民の安全安心に繋がっていくと考える。

Q. 国からの交付金はどのような額となる見込みなのか。

A. 国からの確定通知は、まだ届いていないが、入院費用は予定よりも約400万円少なく、検査費用は予定よりも約1000万円多いため、差し引きすると約600万円の追加交付を受ける見込みとなっている。

Q. 医療機関が混雑するために、結果的に医療機関へアクセスできなかった方もいるのではないか。

A. 現在は100件超の医療機関が検査に対応しており、医師会と連携しながら、必要な方が検査できるよう取り組んでいるが、検査できなかった方の数は把握できていないのが現状である。

（意見）今後の流行に備えた医師会や各医療機関との連携体制の構築に向けて、これまでの取り組みをしっかりと検証してほしい。

以上の経過により、取扱いについては、全会一致により「終了」とすべきものと決したが、提言チェックシートに具体的な進捗状況を追記するよう請求した。

食の安全・安心対策事業について

Q. 令和2年度以降に許可施設・届出施設の監視数が減少した理由を確認したい。

A. コロナ禍により活動が制限されたことや、令和3年度の法改正により許可施設・届出施設の母数に変更が生じたことなどが理由である。

Q. コロナ禍による活動制限の具体例を確認したい。

A. 食品衛生講習会については人数制限を行った。

Q. 市民向けの食品衛生知識の普及啓発の対応はどうだったのか。

A. 出前講座については、以前は年間約15回実施していたが、コロナ禍以降は市民からの要請が激減し、令和2年度は5回、令和3年度は2回の実施に留まっている。

(意見) オンラインを活用した普及啓発など、コロナ禍の時期だからこそ新たな取り組みを強化して欲しい。

Q. 指導に従わない場合の罰則などはあるのか。

A. 罰則はないが、改善の報告を受けるまで指導を行うことで食の安全・安心の確保に努めている。

食品衛生監視体制について

Q. 食品衛生監視に関する人員は十分なのか。

A. 薬剤師が1人育児休業、獣医師が1人欠員となっている。薬剤師は会計年度任用職員で補充しており、獣医師も求人募集を行っているが、未だ欠員の状態が続いている。

Q. 資格職への手当を充実させるなどして人材の確保に努めてほしいがどうか。

A. 今年度からは、資格職の採用時の年齢上限を引き上げており、子育て後に復帰する方などを含めた幅広い人材に対して募集を行っていききたい。

(意見) 資格職は重要な役割を担っているため、待遇面も含めてしっかり考えてほしい。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 国民健康保険特別会計 》

国民健康保険の医療費適正化の取り組みについて

Q. 医療費適正化の取り組みの中で、医療機関に照会を行うようなケースはあるのか。

A. 特定健康診査の受診勧奨等については直接本人に文書送付や電話を行うが、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防については医師などが専門的な見地から面談し計画を立てるなどして対応している。

(意見) 重複・頻回受診者訪問指導についても、医療機関などに裏づけ調査を行った上で、本人に指導することが必要と考える。

令和3年度国民健康保険料の徴収方法の誤りについて

Q. 徴収方法の誤りによって決算自体に誤りがあると思うがどうか。

A. 徴収方法の誤りはあったが、年度内に還付や充当を行っているため、決算自体に誤

りがあるとは考えていない。

Q. 反省が足りないから令和4年度でも徴収方法の誤りが起こったのではないか。

A. 2年連続で徴収方法の誤りが起こったことは非常に申し訳ない。今後はこのようなことが起こらないよう努力したいと考えており、観点を変えて出力した別データと突合して確認することとしたい。

(意見) 徴収方法の誤りについては、最終的に金額上の差異が生じなかったとしても決算とともに報告すべきある。

(意見) 決算については、数字の帳尻が合えばよいのではなく、1年間を総括する機会にするという意識を強くしてほしい。

◀ 介護保険特別会計 ▶

介護保険事業の成果と課題について

Q. 本市の65歳以上の要介護・要支援の最新の認定率を確認したい。

A. 令和3年10月1日現在で認定率が15.9%である。

要介護（要支援）認定について

Q. 本市の認定審査は他市町よりも厳しいとの市民の声を聞くが、それは事実か。

A. 主治医意見書の一部の項目と認定調査による74項目の基本調査を合わせ、コンピュータで判定を行う一次判定、主治医意見書の内容と認定調査の特記事項を勘案する認定審査会による二次判定のいずれについても、介護保険法等で定められた基準のとおり適正な審査を行っており、厳しい審査を行っている事実はない。

Q. 疑念を持つ市民の声が存在するのであれば、調査を行った上で、他市町の審査と比べて遜色がないことを説明すべきと考えるがどうか。

A. 市民に疑念を持たれないよう適正な審査を行っていることをしっかり説明していきたい。

Q. リハビリ等によって介護度が下がった場合の金銭的なインセンティブは存在するか。

A. 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所等については、介護度が下がった場合の介護報酬上の加算は存在するが、本人に対する金銭的なインセンティブは存在しない。本人については、いつまでも自分らしく生きられることがインセンティブになると考える。

Q. 特別養護老人ホーム等に対して、金銭的なインセンティブを新たに検討できないのか。

A. 全国一律の介護保険制度において実施することは難しいが、金銭的インセンティブにとらわれることなく、多方面から検討を続けたい。

Q. 介護認定の申請から結果が出るまでの日数が近隣他市町と比べて長いことについての指摘を以前に行ったが、現在はどのような状況か。

A. 以前は50日程度であったところ、現在は42日程度に短縮できているが、それでも全国平均と比べて1週間程度長い日数となっている。

Q. 改善の余地があるのであれば、さらに短縮する必要があると考えるがどうか。

A. 本市では、審査委員が認定審査会前に資料をしっかりと読み込んでもらえるよう、審査会の直前ではなく、1週間前を目途に資料を送付している。そのことが他市町よりも1週間程度長くなる主な原因であるが、実態に即した適正な認定審査にもつながっていると認識している。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金について

Q. 保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金は恒常的な交付金ではないために取り扱いが難しいが、その用途について確認したい。

A. 現在は本市の推進事業である介護予防や重度化防止に資する事業を中心に充当している。介護予防・重度化防止が進むことにより、ひいては給付費の抑制につながり、市民の保険料負担の軽減になると考える。

介護保険被保険者証等について

Q. 介護保険被保険者証等はサイズが大きく使い勝手が悪いと、サイズの変更やマイナンバーカード利用を国に要請すべきと考えるがどうか。

A. 現在のサイズは介護保険法施行規則により定められているものであり、変更は難しい。その上でどのような手段が考えられるのかを検討したい。

認知症総合支援事業について

Q. 認知症初期集中支援チームの支援終了者の状況として死亡がカウントされているが詳細を確認したい。

A. 残念ながら、支援途中で認知症とは別の疾患で亡くなった方がみえた。

Q. 認知症カフェの運営を委託事業とするか補助事業とするかについては一長一短あるが、今後に向けた考えを確認したい。

A. 現在は認知症カフェの運営を委託事業としているが、どちらが良いかは非常に難しい。各事業者が運営しやすい形をしっかりと検討していきたい。

(意見) 近隣自治体を含めた広域に認知症カフェを展開するような場合も、委託事業とすることを検討してほしい。

Q. 本市は令和4年8月に認知症フレンドリー都市宣言を発表したが、その所見を確認したい。

A. 認知症フレンドリー宣言をキックオフとして、今までの対処療法的な認知症への取り組みだけでなく、認知症であってもなくても、いろんな方が生活しやすいまちにしていくため、健康福祉部をはじめ各部局にも展開しながら取り組みを進めていきたい。

(意見) 事業者に対しても認知症に関する取り組みの協力を呼びかけるとともに、認知症フレンドリー事業者の認定制度を設けるなどの積極的な施策展開を図ってほしい。

(意見) 認知症サポーターについては、養成者数だけを指標とするのではなく、活用方法についても考えてほしい。

Q. 認知症高齢者等SOSメールについては、開始当初は行方不明の連絡が頻繁にあっ

たが、最近は少なくなった実感がある。これは認知症安心おかえりシール交付事業、認知症高齢者等あんしんGPS給付事業を行っている成果なのか。

A. 認知症安心おかえりシール交付事業、認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の利用件数は増えているため、そういう点も影響していると考え。

Q. 認知症安心おかえりシール交付事業、認知症高齢者等あんしんGPS給付事業の利用件数を確認したい。

A. 認知症安心おかえりシール交付の実利用件数が令和4年3月末現在で124件、認知症高齢者等あんしんGPS給付の実利用件数が令和4年3月末現在で83件である。

地域包括ケアシステムの推進について

Q. 地域包括ケアシステムの中核をなすサービスと位置付ける住民主体サービスについての目標を確認したい。

A. 極めて厳しい目標であるが、2025年度までに全小学校区で事業所が立ち上がることを目標としている。

Q. コロナ禍の影響により住民主体サービスの開設ペースが鈍化する現状において、次の一手が必要だと考えるが、どのような取り組みを行っているのか。

A. 各地域の様々な会議の場において、啓発活動を行っており、興味や関心を持った方には生活支援コーディネーターが中心となって立ち上げを促している。また、ふれあいいきいきサロンから発展させることも一つの方法と考えており、そのための支援策を検討しているところである。

(意見) ふれあいいきいきサロンと通所型の住民主体サービスは通じるところがあると考え、今後の取り組みに期待したい。現在のペースでは目標を達成できないため、これまで以上に力を入れて頑張ってもらいたい。

《 後期高齢者医療特別会計 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

四日市市学校規模等適正化事業について

Q. 小規模校の統廃合に向けた検討は行っているのか。

A. 全国的に少子化の進展による学校の小規模化が進んでいる状況であり、国は適正化について、地域の実情に応じて判断すべきとの考えを示している。本市は直ちに統廃合が必要と考えていないが、小規模校のために生じる課題を緩和できるよう小規模校対策事業を実施しているところである。

Q. 小規模校対策は次善の策と考えるが、学校のあるべき姿が実現できるのか。

A. 国も一定の規模があることが望ましいと示しているが、本市は地域や保護者と小規模校における教育環境の充実に向けた話し合いの場を持ち始めたところであり、直ちに統廃合を検討する段階ではないと考える。

Q. 今後の少子化の進展が目に見える中で、小学校を地域コミュニティの拠点として各地区に一校は残すという政策判断は大人の理屈であり、そういう考え方は取り払うべきと考える。本当に子供のことを思うのであれば、全市的な統廃合に関する構想を描いていくべきと考えるがどうか。

A. 全市的な小規模化に対応した学校づくりを行う必要があると考えており、現在は小規模校について対策を行っているが、中長期的な規模の適正化についても他市事例などの調査研究を行っているところである。

Q. 小規模校にも良さはあるかもしれないが、小規模校をそのまま存続させるのであれば学校規模等適正化計画の根本的な考えを市民や議会に示した上で見直す必要があると考えるがどうか。

A. G I G Aスクール構想に基づくICTを活用した個別最適な学びによって小規模のデメリットを補える部分は大きいと考えるため、しばらくは現状の方向性で検討したい。学校規模等適正化計画の見直しについては、今後のまちづくりの状況なども見据えて検討していきたい。

(意見) 本当の教育のまちとなるためには理想を追い求める必要があることを念頭に置き、学校規模の適正化に向けて計画的に取り組んでほしい。

Q. 小学校を地域コミュニティの拠点とする方針に囚われる必要はないと考える。柔軟性を持ちながら、より良い教育のための学校規模の適正化について検討してほしいがどうか。

A. 小学校を地域コミュニティの拠点とする方針は地域からの要望であり、尊重すべきと考える。今後に向けて様々な手法の調査研究を行っている。

(意見) 他都市の調査研究よりも本市の状況に則した独自の調査研究を重視してほしい。

Q. 以前は特色ある学校づくりの一環として通学区の自由化を検討していたように記憶しているが、現在はどのような状況か。

A. 特色ある学校づくり自体は現在も各学校で進めているが、通学区の自由化は実施しておらず、調査研究を進めていきたい。

(意見) 特色ある学校づくりが進んだ上で通学区の自由化を実施すれば、生徒の流動が

起こり、各学校で一定の規模が確保できるようになると考えるため、その方向性も検討してほしい。

Q. 2年前から沿岸部の中学校をブロック別に分けて部活動や通学に柔軟性を持たせることを検討していたが進捗を確認したい。

A. 2年前に対象地域の学校やPTAと議論を行ったが、コロナ禍の影響により、その後の議論は行えていない。中学校の部活動のあり方をめぐる社会的な状況も大きく変化しているため、見直しも視野に入れ柔軟に検討していきたい。

(意見) 小規模校に魅力ある新たな教育制度を導入し、通学区以外から子供を受け入れていく選択肢もあると考える。その中では異なる年齢の子供が学び合うイエナプランのような特色ある教育の導入を検討してほしい。

(意見) コロナ禍によりICT化が急速に進むなど時代の状況は目まぐるしく変わっている背景から、学校規模の適正化についても改めて模索する転換期にあると考える。水沢小学校での取り組みは非常に注目するところであり、従来の学校規模等適正化計画の見直しに当たっては議会も一緒に考えていきたい。

(意見) まずは教育委員会があるべき方向性をしっかりと確立してほしい。

新型コロナウイルス対応に関する学校三師の知見の活用について

Q. 学校三師が非常に活用されていることは理解するが、アピールが足りないのではないかな。

A. 日常的には保健だよりや学校のホームページ等で周知しているが、今後はチーム学校の一員としての学校三師の役割や活動をさらにPRしていきたい。

(意見) 学校三師の活動は学校現場だけでなく地域にも情報共有してほしい。

Q. 学校三師の活動の結果、どのような改善が図られたか検証を行ってほしいがどうか。

A. 各学校から改善の声は届いているが、さらにアンテナを高くして検証していきたい。

(意見) 各学校の学校三師によって視点は違うと思われるため、その中から全市的に活用できそうな取り組みを仕分けできるようにしてほしい。

Q. 学校三師がコロナに関する相談を行う学校は少ないが、その理由を確認したい。

A. 基本的な相談は学校が受けており、さらに専門的な知見が必要な場合は学校三師に相談している。

Q. 学校によっては学校三師を十分に活用できていないと考えるがどうか。

A. 活動の濃度の差もあり、実施項目が少なかったからといって十分に活用できていないとは考えていない。

Q. 各学校の学校三師の活用方法について日常的に把握する努力が必要と考えるがどうか。

A. 今後も各学校、学校三師との連携を密にとり、助言や指導を行っていきたい。

本市における教職員不足の状況について

Q. 教職員不足は本市だけの課題ではないため、県や三重大と連携していく必要があると考えるがどうか。

A. 県に対しては引き続き要望を行っていくこととしており、三重大に対しては教育

実習を受け入れたり、本市での働き方ややりがいをアピールしたりしている。

Q. 最も不足する時期はいつ頃か。

A. 年度中に産休や育休などが生じるため、年度末が最も不足することとなる。

Q. 教職員数が不足することで理想とする授業ができていないことは間違いないか。

A. そのとおりであり、市の重要施策である 30 人学級が全学校、全学級で実施できない状況に陥っている。今年度だけでは難しいかもしれないが改善に向けて努力していきたい。

Q. 受験者数も減っているのか。

A. 今年度も昨年度比で約 100 名減となっている。教職員の過重労働のイメージが躊躇させている一因と分析するため、本市の働き方改革の推進をアピールしていきたい。

Q. 県が採用した教職員はどのような仕組みで配置されるのか。

A. 正規教職員については各市町の要望に応じて県が配置することになるが、講師については本市が任用することとなっている。

Q. 新教育プログラムは素晴らしい内容であるため、実現に向けて教職員の確保に努めてほしい。県への要望をより強く行っていく必要もあると考えるがどうか。

A: 現在でも窮状を強く訴えており、今後も引き続き訴えていきたい。

Q. 講師を正規教職員に登用できるような仕組みは検討できないのか。

A: 正規教職員の採用の仕組みは国が定めているため、国や県に提案する立場でしかないが、講師の任用に当たっては、オンライン登録など利用しやすい仕組みを検討している。

(意見) 優秀な講師であっても正規教職員になれないために辞めてしまうような状況は何とか改善すべきと考える。

Q. 働き方改革のために教員の職務をより限定していく必要があると考えるがどうか。

A. 今まさに職務の精査を行っているところである。

部活動サポート事業について

Q. スポーツ庁が策定した部活動ガイドラインは約 4 割の学校で守られていないと聞きますが、本市の状況を確認したい。

A. 本市も国と同様のガイドラインを策定しており、基本的には守ってもらっていると理解している。

Q. 部活動自体を学校から切り離して地域に移行していくのが大きな流れと理解するが、将来に向けてどのような検討を行っているのか。

A. 現在の部活動をそのまま地域に移行するのではなく、子供たちに様々な選択肢を与えられるようにすることを検討している。具体的には部活動指導員の確保、総合型地域スポーツクラブとの連携、各競技種目における拠点型活動の柱として子供たちの活動の場を作っていきたい。

Q. クラブチームに入る子供たちは部活動に入らなくてもよいことになっているのか。

A. 設置外活動を行っているということで部活動に入らないことを認めている。

(意見) 放課後の過ごし方は子供たちの自由にさせたほうが良いと考える。部活動は教員の負担にもなっているため、終了させることも視野に入れて検討してほしい。

- Q. 文化部の地域移行も行っていくと理解してよいか。
- A. 文化部も運動部と併せて地域移行を進めていきたいと考えており、今年度から一部の吹奏楽部で地域の方に部活動指導員として入ってもらっている。
- Q. 地域移行の実現性を高めていくためには課題があると思うが、どのような形を思い描いているのか確認したい。
- A. 視察を行った岐阜県羽島市における総合型スポーツクラブとの連携、新潟県長岡市における拠点型部活動などを参考に今後の施策を検討していきたい。
(意見) 多岐にわたる検証を行い、具体的な部活動のあり方を作り上げる必要があると考える。来年度には運動部、文化部それぞれの明確な方向性を示してほしい。

四日市版コミュニティスクールについて

- Q. 各運営協議会は適正に運営されているのか。
- A. 四日市版コミュニティスクールは平成18年にモデル校から開始した経緯から、各運営協議会で歴史や取り組みに差があり、研修会を行うことで情報交換を行っているところである。
- Q. プレゼンによる予算の配分など、より質の高い取り組みを押し上げる施策も検討してほしいがどうか。
- A. 特色ある活動は目指すところであるため、どのような工夫ができるかを検討していきたい。地域も学校も元気になれるような四日市版コミュニティスクールをつくっていきたい。

インクルーシブ教育推進事業について

- Q. 教職員と医療的ケアサポーターとの情報共有は十分になされているのか。また、必要な子供へのケアは充足しているのか。
- A. 情報共有については管理職を含めて周知徹底を図っている。それぞれの子供によりケアの内容は変わってくるが、安全に過ごしてもらえる環境を提供している。
- Q. ニーズとのギャップは存在するのか。
- A. 医師からの指示書に基づいてケアを行っているが、ケアを必要とする人数は増加傾向にある。
- Q. 医療的ケアサポーターの人員を十分に確保できる見通しはあるのか。
- A. 看護職免許が必要であり、勤務形態も特殊であるため応募者は少ない状況である。
(意見) 医療的ケアサポーターの安定的な人員確保策として市立四日市病院との連携を検討してほしい。

令和3年度ICT活用実践推進校の総括について

- Q. 個別学習におけるスキルアップ策としてどのようなものを考えているのか。
- A. 小学校の「こにゅうどうくん学びの部屋」というコンテンツでは本市独自の教材をはじめ、弁論大会の映像やプログラミング学習教材などを用意している。中学校の「学んでE-net!」というコンテンツでは、自ら問題を選んで解いていくこともできるようになっている。

(意見) 既存のコンテンツでは子供の個別学習を網羅しているとは言い難いため、さらなる質的向上に向けて取り組んでほしい。

ネットトラブルの発生状況及び対応について

Q. ネットトラブルの発生状況はコロナ禍以前と比べどのように変化したのか。

A. 令和元年度から令和2年度には増加が見られたが、令和2年度から令和3年度にはあまり増加は見られないため、一定の指導の効果があったものと考ええる。

Q. 報告件数としてカウントされないネットトラブルをどのように把握しているのか。

A. 教育相談等において様々な事柄を把握しているが、今年度からは相談アプリも活用しながら身近な事柄を把握していきたい。

(意見) 潜在的なネットトラブルを掘り起こすための手法を検討してほしい。

新教育プログラム推進事業（英語コミュニケーション能力向上）について

Q. 英語コミュニケーション事業の効果について確認したい。

A. 中学生が受験する英検 I B A では 55.2% が英検 3 級相当との結果が出ており、国の平均よりも良い結果となっている。小学生のアンケートにおいても英語に対して積極的に取り組んでいるとの結果が出ているため、一定の成果は表れていると考える。

(意見) 小学生の時期から英語に慣れ親しんでもらうことで、英語力をどんどん伸ばして欲しい。

Q. 全ての中学生が英検 I B A を無料で受験できることは評価するが、さらなるチャレンジとして英検を受験する場合の補助は考えられないのか。

A. 英検 I B A は英検の級相当の力が分かるものであるため、その結果から英検を受験しようとする生徒がいることは承知しており、受験料が問題となる場合も想定されるため、今後の検討課題としていきたい。

(意見) 英検や TOE I C の受験によって世界で活躍できるような道筋が立つ場合もあるため、本市としてぜひ後押ししてほしい。

「チーム学校」推進事業について

Q. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについては、今後拡充していく方針を立てているが、それにより子供の悩みが解決するのか疑問に感じているため、どのように捉えているのか確認したい。

A. スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは真っ先の相談相手にはなりづらいが、チーム学校の専門的スタッフとして適切な関係機関につなぐなどの役割を果たしているため今後も大事にしていきたいと捉えている。

子どもの生活実態調査の結果について

Q. 子どもの生活実態調査において、朝ご飯を食べていない子供が 2 割から 3 割程度いるとの結果が出ているがどのように捉えているのか。

A. 朝ご飯は抵抗力をつける意味での感染症予防、また熱中症予防としても重要であるため、感染症だよりやパンフレット等を通じて啓発を行っているが、その結果が出た

ことは反省すべきと考える。

Q. 中学2年生の全体の半数以上が塾に通っていることについてどのように捉えているのか。

A. 学校では誰一人取り残さない学びの取り組みとして、ICTも活用した個別最適な学習を進めている。塾に通う理由は様々あると考えるが、学校としては学びに対して主体的になるよう指導していきたい。

(意見) 授業についていけない子供がゼロになるよう取り組んでほしい。

Q. 子どもの生活実態調査において、就学援助制度を「制度を知らない」「手続きが分かりにくかったり、利用しにくいから利用しない」と回答した割合が高いとの結果が出ているがどのように捉えているのか。

A. 全保護者に伝わるような周知方法は検討を進めており、就学援助制度のお知らせを配布したり、民生委員の力も借りたりすることで確実に行き渡るようにしている。

Q. 現状の取り組みで認知が低いのであれば次なる一手を考える必要があると考えるかどうか。

A: 今年度から保護者連絡ツールが利用開始となったため、こちらを活用して全保護者に配信を行った。

《 歳出第10款教育費 第2項小学校費 》

小学校給食調理業務の効率化について

Q. 小学校給食調理業務の委託が効果的なのであれば、今後はどのような計画で委託化を行うつもりか。

A. 法律で定められた栄養教諭の配置数や雇用する調理員の人員状況などを総合的に勘案して委託化を検討していく。

Q. 委託先と委託期間について確認したい。

A. 委託先は合計2者で1者は名古屋市内の事業者、もう1者は本市内の事業者である。委託期間は公募型プロポーザル方式で5年間としている。

《 歳出第10款教育費 第3項中学校費 》

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《 歳出第10款教育費 第5項社会教育費 》

博物館ホームページコンテンツのVR化について

Q. VRコンテンツにメンテナンス費用は発生するのか。

A. VRコンテンツには発生しない。

Q. 将来に向けてどこまでVR化を行っていくのか。

A. 自主企画展覧会のVRでのアーカイブ化は博物館の記録にもなり、市民へのサービス提供にもなるため検討したい。

(意見) さらにVRコンテンツを充実させるための方策を検討してほしい。

【こども未来部・経過】

◀ 歳出第3款民生費 第1項社会福祉費 ▶

子ども医療費助成事業について

- Q. 令和2年9月から窓口負担無料化の対象を拡大したが、必要以上に受診する「コンビニ受診」について把握や対策を行っているのか。
- A. 受診が不要不急かどうかは判断が非常に難しいため、「コンビニ受診」については把握できてない。ホームページ等で適正受診に努めてもらうよう周知を図っているが、念のため受診することで重症化が防げる場合などもあるため、その判断が難しいと考えている。
- Q. 子ども医療費助成事業は多額の税金を投入する重要な事業であるため、どこかの時期に検証を行ってほしいがどうか。
- A. 現在はコロナ禍の影響から年度ごとの助成額にばらつきが見られ、コロナ収束後にはもう少し具体的な状況が見えてくると考えるため、そのような時期に検証していきたい。

◀ 歳出第3款民生費 第2項児童福祉費 ▶

児童虐待防止対策事業費について

- Q. 令和3年度に対応した性的虐待については、全員が検挙されているのか
- A. 検挙は全員がされているわけではないが、加害者には警察から別居が指示されており、同居している事実はない。
- (意見) 性的虐待は被害者のその後の人生に重大な影響を与える事案と考えるため、本市、警察、児童相談所などが連携しながら対応するとともに、「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」で未然防止に向けた議論を行うことを強く要望する。
- Q. 虐待の傾向についてどのように分析しているのか。
- A. 令和2年度の件数は前年度比で40%増えており、コロナ禍の影響と考えている。令和3年度の件数は若干下がっているが、現在も増加傾向が続いている。虐待種別では特に心理的虐待が増加傾向にある。
- Q. コロナ禍の影響で家庭が閉鎖空間になってしまっているリスクを考慮すると、本市としては未然防止に注力する必要があると考えるがどうか。
- A. 本市としても未然防止に重点を置いており、家庭訪問や関係者からの情報収集で、いかに早い段階で然るべき専門機関につないでいくかというスタンスで取り組んでいる。
- (意見) 未然防止の質をどのように上げていくのかを検討するとともに、虐待を受けた子供たちをどのようにケアしていくかについても検討してほしい。
- (意見) 「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」が形骸化しないようにするためには、地域との情報共有が重要になると考える。

ファミリー・サポート・センター事業費について

- Q. 以前にNPO法人体験ひろばこどもスペース四日市が一貫して受託者となっている点について指摘を行ったが、その後の状況を確認したい。
- A. 昨年度は更新年であり、仕様を見直した上で公募型プロポーザルを行ったところ、2者の応募があり、最終的にはこどもスペース四日市を選定した。
(意見) 結果的に2者の応募となった点は評価するが、より多くのアイデアが集められるよう検討してほしい。

子どもの貧困対策計画推進事業費について

- Q. 「子どもの貧困対策計画」の方向性を確認したい。
- A. 貧困の連鎖を止めることを目的として、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援などを体系的に捉え、様々な施策を総合的に推進する計画を策定したい。
(意見) 「子どもの貧困対策計画」の策定に当たっては、様々な立場の人から意見を聴取し、実態に即した計画とするよう要望する。
- Q. 「子どもの貧困対策計画」という名称は当事者がアクセスしにくくなる恐れがあるため、「子どもの未来支援計画」など希望が湧くような名称が相応しいと考えるがどうか。
- A. 「子どもの貧困対策計画」を単独で策定する場合は「子どもの未来支援計画」などの名称とする例もあるが、本市は「子ども・子育て支援事業計画」の中の一つの章として策定する予定である。
- Q. 「子どもの貧困対策計画」を「子ども・子育て支援事業計画」に含めるということは、対象年齢を見直すつもりなのか。
- A. 従来の「子ども・子育て支援事業計画」は主に学童期までを対象年齢としているが、「子どもの貧困対策計画」は概ね18歳までを対象年齢とすることを想定しているため、新たな「子ども・子育て支援事業計画」は概ね18歳までを対象年齢とするよう改めたい。
- Q. 対象年齢を明確に規定していない「こども基本法」との整合性をとった方がいいのではないか。
- A. 本市は「子ども・子育て支援事業計画」に含める関係から、概ね18歳までを対象年齢とすることを想定しているが、今後の施策の方向性と併せて検討したい。
- Q. 各部局や関係機関のシームレスな連携を図るためには、対象年齢を区切るべきではないと考える。行政だけで完結せず、公共分野を担う団体とも密接に連携した実効性の高い計画とする必要があると考えるがどうか。
- A. 各部局間はもちろんのこと、市民団体や関係機関との連携は重要と考えるため、しっかりと連携を図れるような計画としたい。
(意見) 子供たちに必要な施策が届くよう公共分野を担う様々な団体との連携体制を構築してほしい。
(意見) 今後の計画の策定と実施に大いに期待するが、本市だけで解決が難しい部分については、国に対する働きかけも重要と考える。

子育て支援センター管理運営費について

Q. 保育園・こども園併設型の利用人数のばらつきをどのように評価しているのか。

A. 週当たりの開設日数に違いがあることや子育て支援センターの分布状況などにより、ばらつきが発生したと考える。

Q. 子育て支援センターでは主な利用者である未就園児の家庭にどのようなアプローチを行い、課題の解決を図っているのか。

A. 課題を抱える家庭には適切な機関につなげるなどの対応を行っている。

Q. 子育て支援センターが家庭の問題を吸い上げ、政策にフィードバックしていく流れが出来れば良いと考えるが、情報共有のための研修は行われているのか。

A. 事例についての報告会は子育て支援センター間で定期的に行われている。また、子育てコンシェルジュは、スキルアップや他市の事例について学ぶ研修にも参加しており、報告会において情報共有も図られている。

(意見) 子育て支援センターがどのような理念の下で子供や子育て世代を支援していくのかを明確にすべきと考える。現場任せにせず、問題や好事例についての情報共有を行うことで、今後の施策展開に生かしてほしい。

学童保育事業（放課後児童健全育成事業）について

Q. 学童保育所は民設民営でありながら公共的な役割を担っており、そこで働く指導員は役割に見合った処遇を受けるべきと考えるがどうか。

A. 学童保育所には指導員の処遇改善のための補助金を拠出しており、常勤職員を増やすよう依頼も行っている。

(意見) 扶養控除の関係で勤務時間が制限されるアルバイトの指導員が多い状況では、学童保育所の運営に支障をきたす恐れもある。学童保育所における常勤の指導員が増えていくよう支援してほしい。

障害児通所支援事業について

Q. 放課後等デイサービス事業所に対してどのような支援を行っているのか。

A. 本市では、放課後等デイサービス事業所向けに、資質向上に役立つ研修会を年3回開催し、また、四日市市及び三重郡3町と障害福祉サービス事業者で構成する自立支援協議会の療育部会でも研修会を実施しており、年に5回程度開催する体制が整っている。

Q. 放課後等デイサービス事業所、学校、あけぼの学園の連携の度合いには課題があると考えため、それらを整理し、満足度を高められるような事業展開を望むがどうか。

A. 小学校では放課後等デイサービス事業所への理解が進んできた一方で、中学校ではまだあまり理解が進んでいないところもあるため、機会があった際には関係者に向けて説明を行っている。あけぼの学園は、現在も様々な場面で放課後等デイサービス事業所と関わっており、連絡会等も行っている。

(意見) 重層的な研修を課していくなど、放課後等デイサービスの質的向上に向けた取り組みをさらに進めてほしい。

Q. あけぼの学園が専門機関として放課後等デイサービスの質的向上に関わっている役割があまり見えないため、その辺りの事業展開を進めてほしいがどうか。

A. あけぼの学園と放課後等デイサービス事業所がしっかりと連携を図ることで、障害を持つ子供とその保護者の支援を進めていきたい。

児童発達支援・児童地域支援事業について

Q. あけぼの学園が訪問支援を行った 110 人という実績をどのように評価しているのか。

A. 令和 2 年度が 111 人、令和元年度が 151 人であったため、コロナ禍の影響を受けていると考える。

Q. 放課後等デイサービス事業所数、利用者数が増加傾向にある現状において、優れた専門的知見を持つあけぼの学園が中心となって放課後等デイサービス事業所との連携体制を構築していくことが必要と考えるがどうか。

A. あけぼの学園の役割として放課後等デイサービス事業所などの民間事業所との連携は必要な部分だと考えている。双方で訓練を受けている子供については、現在も情報共有などを行っているが、今後はさらに連携を深めていきたいと考えている。

(意見) あけぼの学園と放課後等デイサービス事業所が連携体制を構築することで、本市の児童発達支援を底上げし、さらに有益な事業展開となるよう要望する。

保育士・幼稚園教諭資質向上研修事業費について

Q. どのような研修を行っているのか。

A. 三重大学との連携協定に基づき、幼児教育、特別支援、健康、体力向上、絵画表現などを研修テーマとして、各園の現場も確認しながら、幼児の観察をもとに具体的な支援についての助言、指導をしてもらっている。

Q. 研修をさらに横展開していくため、オンラインを積極的に活用するなど、三重大学や保育士に負担をかけずに開催できるような工夫を行ってほしいがどうか。

A. 本事業は幼児教育センターに取り込む形で発展させる予定であり、オンラインの活用を含め、より保育士が研修を受けやすく、三重大学とも連携しやすい形の検討を進めている。

新型コロナ・子ども緊急支援プロジェクト補助事業費について

Q. 事業をどのように総括しているのか。

A. こども食堂やフードパントリーを行う団体への補助事業は、5 団体が利用し、延べ 1691 人の参加があった。コロナ禍での感染リスクを避けるため、こども食堂からフードパントリーに切り替えたところ、交流を敬遠する家庭からの利用が伸びたとの話も聞いており、効果はあったと考えている。一方、補助率が 3 分の 2 であり、3 分の 1 の負担が大きいとの話も聞いているため、次年度以降に事業を継続するのであれば、補助率の見直しも検討していきたい。また、虐待の未然防止のための支援対象児童等見守り強化の補助事業は、2 団体が利用し、家庭訪問を通してきめ細やかな見守りや実態把握に繋がっているため、今後も事業を継続していきたい。

Q. 支援対象児童等見守り強化事業費の補助率を確認したい。

A. 10分の10である。

Q. 2つの事業を利用する団体が重なっているのであれば、一緒に事業を展開した方が効果的なのではないか。

A. 1団体が重なっているが、目的が異なり、支援対象児童等見守り強化事業費は国の補助事業でもあるため、別事業として連携を図りながら行っている。

(意見) 団体にとっては同じような事業であるため、「子どもの貧困対策計画」の策定に併せて整理することも検討してほしい。

特別保育促進事業費について

Q. 一時保育は希望の園に入れれないという相談をよく受けるが、改善に向けた見直しは考えているのか。

A. 一時保育はいざという時のため、また、レスパイトケアの意味合いもあるため非常に重要と認識している。より一時保育を使いやすくしたり、実施園を増やしたりすることは課題として受け止めている。

(意見) 一時保育などのために各園が臨時的な受け入れ枠を融通し合えるような仕組みを検討してほしい。

(意見) 一時保育はレスパイトケアとしての利用が見込まれるため、さらに充実させていってほしい。

使用済み紙おむつ回収事業費について

Q. 令和3年度の執行率と処分量の実績を確認したい。

A. 執行率は41.6%であった。処分量は概ね想定どおりの月平均9302kgであった。

Q. 処分量は想定どおりであったのに、執行率が低かった理由を確認したい

A. 入札の競争性により契約金額が下がったためである。

第2子以降子育てレスパイトケア事業費について

Q. 利用者数の推移について確認したい。

A. 直近の利用者は令和3年度196人、令和2年度262人。令和元年度257人であり、令和3年度は減少傾向が見られる。

Q. 利用者アンケートを取り、どこに課題があるのかを把握してほしいがどうか。

A. 利用者アンケートは取っており、主な意見として、上の子だけでなく下の子も預かってほしい、さらに長期間使いたい、ファミリー・サポート・センターでも使いたいというものがあった。現在は反映できるものは反映すべく検討している段階である。

(意見) 多くの人にとって使いやすいような環境整備を行ってほしい。

公立・私立保育園の入所状況について

Q. 多くの私立保育園が定員の100%近くであるのに対し、多くの公立保育園は定員の80%前後である要因を確認したい。

A. 公立保育園は、床面積から割り出される定員よりも少ない園児数となっているが、支援が必要な園児の状況や、活動に必要な面積及び人員体制の観点併せて受入れ可能な園児数の調整を図っているためである。

Q. 保育士をさらに確保すればどうか。

A. 保育士を確保できれば、さらに受け入れられる可能性はある。

(意見) 主要施策実績報告書中には、3歳未満、3歳、4歳児以上の1年間の延べ数が記載されているが、実態がイメージしづらいため、例えば年齢別の3月1日時点の園児数とするなど、よりわかりやすい表記方法を検討してほしい。

待機児童対策の指標設定について

Q. 年度当初の待機児童数ゼロの指標を達成していることは評価するが、年度途中の待機児童や希望する園に入れられない児童の実態を反映した指標が必要と考えるがどうか。

A. より良い指標の設定を今後検討したい。

四日市市の認知度アンケートについて

Q. 政策推進部が行った四日市市の認知度アンケートで、市民が本市を子育てする街として勧めることに否定的な回答が半数以上であった結果についての所見を確認したい。

A. 非常に厳しい結果と受け止めているが、保育受け入れ枠の確保、子供の医療費、母子保健、虐待防止などの取り組みは着実に進めている。

Q. 子育て施策に力を入れる方向性は評価するが、子育て世代に実感してもらう必要がある。また、具体的な調査を行い、どこが足りないのか把握する必要がある。アンケート結果を受けて、本当に子育てしやすいまちを目指してほしいがどうか。

A. 市民の思いを真摯に受け止め、今後も安心して産み育てられるまちにしていくことを使命に取り組みを進めていきたい。

公立保育園・こども園・幼稚園の施設修繕要望事項の実施状況について

Q. 令和2年8月定例会議会の提言シートで取り上げた事項のその後の確認として資料提出を求めたものだが、令和2年時点で既に出された要望事項を整理して3カ年で実施するという理解で良いのか。

A. 令和2年8月時点の要望事項を3カ年で実施する方針だが、それに加え、その後の緊急的な要望事項も並行して実施している。

Q. 令和2年8月以降の要望事項の取り扱いを確認したい。

A. 各園からの要望事項を保育幼稚園課が優先度別に整理している。

Q. 備考欄記載の「工事内容検討」、「園要望取り下げ」の内容について確認したい。

A. 「工事内容検討」は検討する中で別の手段などが考えられる要望事項であり、「園要望取り下げ」は園との協議により取り下げられた要望事項である。

《 歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 》

多胎児育児支援事業について

- Q. 多胎児を養育されている方の声を吸い上げ、社会と一緒に子供を育てていくという姿勢のもとで事業を展開してほしいがどうか。
- A. 多胎児を養育されている方の負担は非常に大きいと考えており、多胎児親子ひろば（さくらんぼひろば）で様々な意見も聞いているため、負担の軽減に繋がる取り組みをできる限り進めていきたい。
- Q. 多胎児親子ひろば（さくらんぼひろば）を設置したことは評価するが、当事者の声をどう反映していくかが重要と考える。情報提供のあり方、おもいやり駐車場、チャイルドシートの問題などの声を受けて施策展開に繋げていってほしいがどうか。
- A. 多胎児を養育されている方から様々な意見をお聞きし、関係機関に対しては申し入れを行ってきた。また、本市で対応できることは前向きに取り組んでいきたい。（意見）現場に最も近い自治体として、関係機関にしっかり申し入れることも支援策と考える。

中学生ピロリ菌検査事業について

- Q. 将来的には検査で陽性が判明した場合に除菌治療がどれだけ行われたかを調査する必要があると考えるがどうか。
- A. 検査実施後にどのような検証を行っていくかは今後の課題と考える。
- Q. ピロリ菌保菌者の家族は保菌率が高いというデータがあるため、検査で陽性となった対象者の家族にも周知する必要があると考える。また、除菌治療を行うことで、将来の医療費が軽減されることについても伝える必要があると考えるがどうか。
- A. 事業自体の周知と併せて、それらの情報の周知にも取り組んでいきたい。（意見）中学生ピロリ菌検査事業の全市的な周知に向けた工夫を行ってほしい。
- Q. 検査の必要性をわかりやすく伝えることで、二次検査の受診率を上げる努力をしてほしいがどうか。
- A. 二次検査受診率の低さは課題と捉えており、一次検査陽性後に未受診の方には改めて案内を行っているが、57.1%に留まっている。今後はどのようなタイミングや方法でアプローチを行ったらよいかも検討していきたい。
- Q. 中学3年生を対象とするピロリ菌検査事業は、若い時期から健康を意識するきっかけになると考えるため、そういう面からも事業を展開してほしいがどうか。
- A. 案内文書などでそうしたことも伝えられるよう検討していきたい。
- Q. 除菌治療の自己負担について確認したい。
- A. 除菌治療については、なんらかの症状があつて治療する場合は健康保険の対象になるが、検査陽性により治療する場合は全額自己負担となる。

《 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 》

《 歳出第10款教育費 第4項幼稚園費 》

別段の質疑、及び意見はなかった。

≪ 歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 ≫

少年自然の家の利用実績について

Q. 団体別利用実績にある「その他団体」とは具体的にどのような団体か。

A. 大学のサークルなどである。

Q. 企業はどのような用途で利用するのか。

A. 主に研修の用途で利用している。

Q. 令和 3 年度における少年自然の家の稼働率を確認したい。

A. 全館での集計では 68.1%だが、土日はほぼ 100%に近い数値となっている。

Q. 全国の少年自然の家などの青少年教育施設は 20 年間で 250 か所以上が廃止されたという報道があったが、今後の方針があれば確認したい。

A. 本市の少年自然の家はコロナ禍以前に約 5 万人の利用があったが、コロナ禍以降は利用自粛もあり 2 万人以下に落ち込んでいる。しかしながら、現在も小中学校の自然教室として多く利用されており、コロナ収束後には活気が戻っていくものと考える。
(意見) 時代の流れや利用者のニーズに合わせて中身を工夫することなども検討してほ

【結果】

以上の経過により当分科会所管部分につきましては、議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、国民健康保険特別会計については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりのほか、議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、国民健康保険特別会計については、全体会において全議員で議論を深めるべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～令和4年2月定例月議会後の進捗状況について～

(令和4年8月定例月議会 決算常任委員会)

No. 2

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業について	
事業概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止および患者へ適切な医療を提供するため、検査体制の充実を図るとともに、患者の医療費の自己負担相当額を負担する。また、市内医療機関や保健所等で使用する、感染症対策支援物資を購入することで医療体制を整えるとともに、市民からの問い合わせに対し適切・的確な相談体制を構築する。	
	決算額	新型コロナウイルス感染症対策事業費（款4衛生費 項3保健所費） 157,343,095円
次年度予算への提言		
<p><提言> 新型コロナウイルス感染症対策事業について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策については、蓄積されたデータに基づく課題や問題点を検証の上、感染状況に応じた対策を講ずるとともに、あらかじめ十分な体制を整えておくこと。また、市民への適切な情報の発信と、市民が問い合わせ先に迷わないような相談体制の構築に努めること。</p> <p>1. 保健所の人員体制の強化および体制整備のための計画の作成</p> <p>保健師、看護師を中心に保健所の人員体制を強化するとともに、外部人材の活用も含めた体制整備のための計画を作成すること。</p> <p>2. 病床、宿泊療養施設の確保等</p> <p>市民の生命を守るため、県との連携を強化し病床、宿泊療養施設の確保や後方支援病院の充実に最大限努めること。また、その際は民間病院への働きかけや、臨時の医療施設の整備、本市公共施設の利用なども含め、あらゆる手段を想定すること。</p> <p>3. 感染拡大防止に向けた方針の策定等</p> <p>市民への感染拡大、特に子供や若年層への感染拡大を防止するため、PCR検査等の拡大など様々な抑止策を強化し、そのための方針を策定すること。また、自宅療養者、濃厚接触者へ支援の拡充を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ③拡大（感染状況に応じて）</p>		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【保健予防課】

1. 保健所の人員体制の強化及び体制整備のための計画の作成

第5波の陽性者の発生状況を教訓に、発生状況に応じた各フェーズにおける全庁的な動員体制の整備を図るとともに、保健所の業務体制の効率化を図った。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大フェーズに応じた動員の整備

陽性者の発生件数を10段階に分割し、それぞれのステージに応じた庁内動員体制の整備に係る計画書を作成した。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の業務の効率化に係る体制強化

(①陽性者調査班、②入院、宿泊療養調整・フォローアップ班、③検査調整班、④事務処理班)

- ・各所属に配置されている保健師による応援や、看護師の有資格者、派遣社員を活用し、聞き取り調査や健康観察業務等の業務の効率化を図った。

【令和4年度当初予算】

派遣請負業務費用及び看護師等に係る報償費等

58,615千円(前年度当初予算:17,856千円)

2. 病床、宿泊療養施設の確保等

入院や宿泊療養施設の調整については、三重県が一元的に行っていることから、入院病床の増床や宿泊療養施設の確保を要請した。

その結果、入院病床については、県内で第5波の際の513床から576床に増床し、宿泊療養施設については、県内2施設(259室)から5施設(665室)が確保された。また、臨時応急処置施設(酸素ステーション)についても、県内2カ所の設置が決まり、そのうち1施設については、1月20日から受け入れが開始されている。

【令和4年度当初予算】 - (前年度当初予算: -)

3. 感染拡大防止に向けた方針の策定等

自宅療養者においては、医療・検査医療機関を受診した際に、その場で血中酸素濃度測定器(パルスオキシメーター)を貸与することで、健康観察ができるよう配備した。また、脱水症状等を防ぐため、自宅療養飲料品を配送するよう予算に反映し、自宅療養者への供給を始めた。感染拡大を防止するため、対象者への集団検査を積極的に進めている。

【令和4年度当初予算】

- (1) 自宅療養者への飲料品等に係る費用

20,956千円(前年度当初予算: -)

- (2) 集団検査等に係る行政検査費用

213,140千円(前年度当初予算43,333千円)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見)：提言前文の「市民への適切な情報の発信」がまだ不十分と考える。

(意見)：提言の「1. 保健所の人員体制の強化及び体制整備のための計画の作成」については、実際に庁内動員体制の整備に係る計画書を作成しており、対応を評価する。

(意見)：提言の「2. 病床、宿泊療養施設の確保等」については、感染者数などの急激な変化があった場合に迅速に対応できるよう準備すべきである。

(意見)：提言の「3. 感染拡大防止に向けた方針の策定等」については、現在も結果的に若年層の感染者数が増加しているため、その部分に対する対策を強化、工夫すべきである。

Q：自宅療養者の状況については全て把握できているのか。

A：自宅療養者の健康状態については、直接、電話で聞き取ったり、携帯電話の機能を活用したりして、全員の体温、血中酸素濃度等を毎日確認している。食料等については、市からはスポーツドリンク、ゼリー食品、固形食品を届けているほか、県の事業であるが、日配品が必要な場合その手配をしている。また、独居者や介護サービス受給者については担当課と連携しながら見守りを実施している。

Q：第5波の時のように病床数が足りないために自宅療養となることはないか。

A：今回の第6波では、基本的に症状が軽いため健康観察による自宅療養で対応できている。その中で、地域の診療所が自宅療養者を電話診療などで見守っていただいたり、必要に応じて治療薬等の処方がある在宅で実施されていたりしている。また、入院の希望がある場合は、症状や基礎疾患等を踏まえ、必要な人が入院できるよう入院調整をしている。

Q：病床数等について、現状のままで今後も対応できるのか。

A：第5波の時と比較して、入院病床が増床となり、宿泊療養施設についても2施設から5施設に増えている。今後、オミクロン株の変異種が懸念されており、感染状況等については予想できないが、今のところは機能している状況ではあると考えている。

Q：コロナ患者を受け入れている病院の名称や、陽性者が出た学校、園の名称などの情報を開示しないと、風評が流れ、かえって混乱する可能性もある。積極的に開示すべきではないか。

A：コロナ病床を持つ病院名については、第6波からは厚生労働省のHPで公開しており、月に1回、病床使用率も公表されている。また、本市では医療機関から陽性者の発生届が出された場合、こども未来部、教育委員会と情報共有をしている。なお、公表に関しては学校、園に関わらず保健所が一括して行っている。その上で各部局がそれぞれの関係者に別途連絡している。

(意見)：市民の安心につながる情報については、積極的に広報すべきである。

(意見)：陽性の無症状者の行動の在り方について、周知を徹底すべきである。

Q：第6波の死亡者数の傾向を確認したい。

A：第5波の際は、高齢者のみならず50代や60代でも亡くなるケースがあったが、第6波では、基礎疾患を持つ高齢者が亡くなるケースが多い。

Q：後遺症に係る問い合わせの現状や相談体制はどうなっているか。

A：保健所に連絡があれば症状等を聴取し、必要があればかかりつけ医に診てもらおうなどの助言を行っている。また、かかりつけ医から市立四日市病院の総合内科でも受診が可能だということを紹介してもらおうなど、悩まれている方が必要な医療につながるよう努めている。

Q：医師会や市立四日市病院と連携した上で後遺症の相談に係る窓口をつくり、後遺症の相談に応じていくべきではないか。

A：医師会や市立四日市病院との連携についても今後に向けて検討していきたい。

(意見)：今後は相談窓口の整備や人員の確保などの予算を確保することも検討してほしい。

Q：本市の第二次四日市市保健医療推進プラン、四日市市新型インフルエンザ等対策行動計画など、今後感染症に係る計画を策定する際は、今回のような事態がまた発生するかもしれないということを想定すべきと考えるがどうか。

A：今回これだけ大規模な感染症が発生したので、例えば市民に対してどのようにワクチン接種をしていくのかなど、今まで職員が考えてきたことを今後の計画にどのように落とし込むか考えていきたい。

(意見)：新型コロナウイルス感染症対応の総括や経験を踏まえ、実効性の高い計画やプランとするためには、本格的な内容の見直しが必要である。

(意見)：15歳以下の感染者数が増加しているので、関係部局と連携し、例えば学校や家庭へのワクチン接種に係る啓発を積極的に行うべきである。

2. 反映状況

③拡大

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

進捗状況の報告

【進捗状況】

【保健予防課】

1. 保健所の人員体制の強化及び体制整備のための計画の作成

オミクロン株の特徴を踏まえた保健所業務の改善、発生状況に応じた業務体制表を作成し、情報共有を図り、業務内容の徹底と人員確保に努めた。

- ・オミクロン株の特徴を踏まえた業務の改善

従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、濃厚接触者の特定を行う範囲や積極的疫学調査を重点的に行う範囲の見直し等を行い、業務の効率化に努めた。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大フェーズに応じた動員体制の整備

庁内動員体制については、昨年度作成した計画に基づき陽性者の発生件数に応じて動員人数を段階的に増員し、それぞれのフェーズに応じた動員体制の充実に努めた。

- ・看護師、派遣社員を活用した業務体制の強化を図った。

三重県看護協会に協力を依頼し、看護師の確保に努めるとともに、派遣社員をさらに増員し、庁内動員を緩和する新たな体制の整備を図った。

2. 病床、宿泊療養施設の確保等

入院や宿泊療養施設の調整については、三重県が一元的に行っていることから、引き続き、入院病床や宿泊療養施設の確保を要請するとともに、宿泊療養施設における対象者枠の拡大（高齢者の受け入れや外国籍の人への対応等）など、受け入れ体制強化についても要請した。

3. 感染拡大防止に向けた方針の策定等

早期発見や感染拡大を防止するため、市内の発生状況の他、注意喚起を促す情報をリアルタイムにホームページへ掲載し、市民及び関係機関への迅速な情報提供に努めた。

また、市民がかかりつけ医等の地域の身近な医療機関で相談・受診ができるよう体制整備を図るとともに、陽性者に対しては、症状に応じた適切な医療が受けられるよう、三重県や四日市医師会、四日市薬剤師会などの関係機関に働き掛けを行った。さらに自宅療養となる方には、脱水予防のための飲料や医療機器を提供し、少しでも安心して療養生活を送ることができるよう努めた。

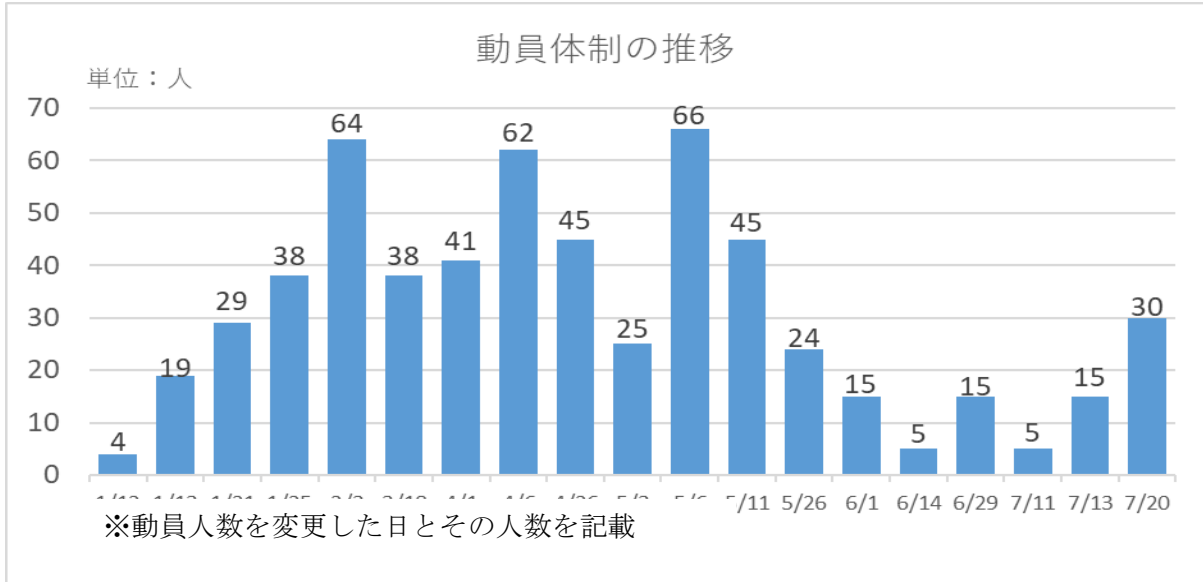
※決算常任委員会教育民生分科会が請求した追記事項

1. 保健所の人員体制の強化について

新型コロナウイルス感染症陽性者の発生状況に応じた全庁的な動員体制及び外部人材を活用した体制整備を図るとともに業務の効率化を図った。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に応じた動員体制の整備

陽性者の発生件数に応じた動員計画に基づき、全庁的な動員を実施している。



(2) 外部人材の活用について

人材派遣会社との契約により、保健所業務の負担軽減を図った。また、オミクロン株による陽性者の急激な増加に伴い、令和4年8月からは、派遣社員をさらに増員することにより、全庁的な動員を休止した。

①看護師（会計年度任用職員）については、三重県看護協会に協力を依頼し、人材の確保に努めている。なお、土・日曜日、祝日については、庁内の保健師による動員で対応している。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
看護師確保人数(人)	12	13	14	13	17	17	21

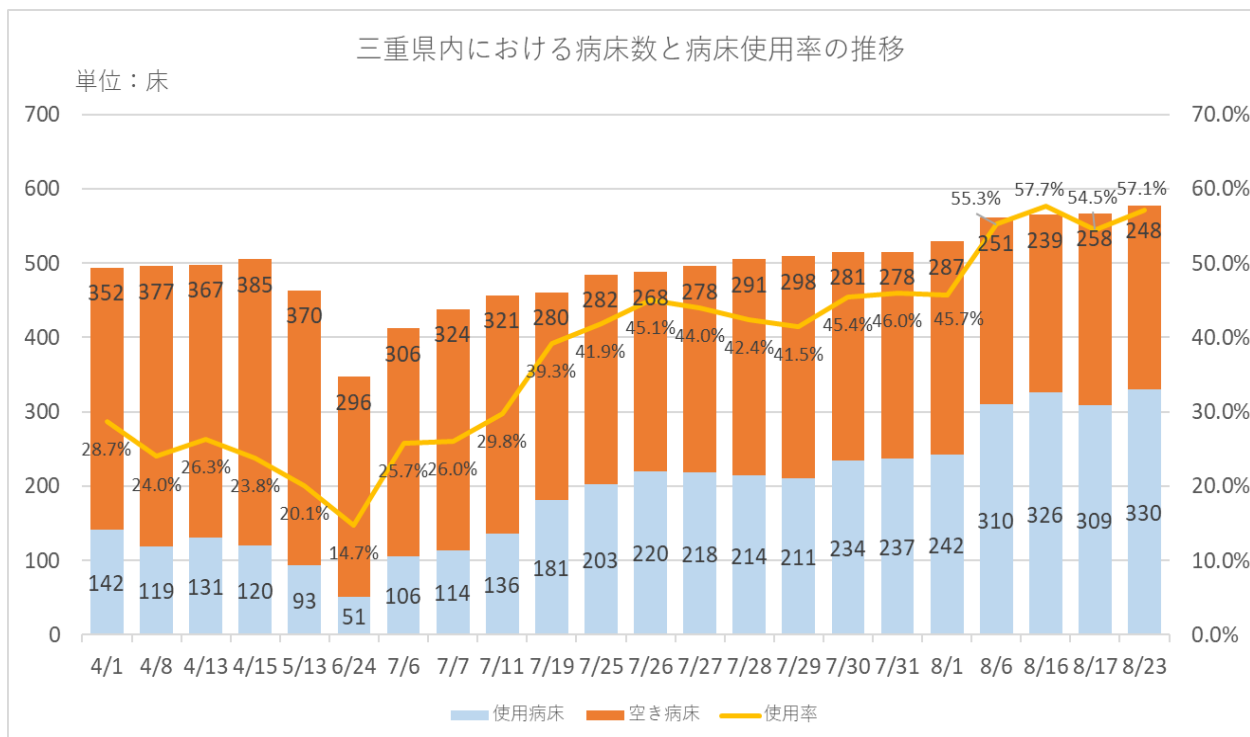
※1日当たりの体制：平日 5～6人、土・日曜日、祝日 2～3人

②派遣社員については、陽性者に係るデータ整理や就業制限等に係る通知作成等に加え、陽性者への聞き取り調査や電話対応などの更なる活用に努めている。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
派遣社員人数(人)	2	3	3	2	2	3	最大人数 28人	最大人数 33人

2. 病床、宿泊療養施設の確保について

入院病床、宿泊療養施設については、三重県が一元管理を行っていることから、入院病床の増床について要請を行うとともに、宿泊療養施設の確保及び受け入れ基準の緩和についても要請を行ってきた。入院受入病院数については、市内3病院から市内4病院に、宿泊療養施設については、昨年度に市内1施設開設され、以降、受け入れ基準についても緩和され、重症化リスクの高い方、高齢者、外国人等についても受け入れ可能となった。



	病床全体	うち重症者用病床
確保病床数	578	52

	施設数	確保部屋数
宿泊療養施設	4	496

※令和4年8月23日現在

※8月4日から、入院待機者等を一時的に受け入れ、一定の医療的な処置（酸素投与、輸液投与、薬剤投与）を行う臨時の医療施設である臨時応急処置施設（公立学校共済組合津宿泊所プラザ洞津）が稼働（10床）している。

3. 感染拡大防止に向けた方針について

(1) 自宅療養者への医療機器や脱水予防のための飲料水等の提供について

自宅療養者が少しでも安心して療養生活を送ることができるよう、陽性が判明した際にその場で貸与してもらうために、診療・検査医療機関にパルスオキシメーター（血液中の酸素飽和度を測定する医療機器）を配付した。

また、飲料水等を配送し脱水予防や食欲不振への対応に努めていたが、令和4年5月からは重症化する方が少ないというオミクロン株の特徴を踏まえ、一人暮らしや家族内で感染されたことにより、行動が制限されている世帯に重点的に配付を行った。

なお、三重県からの配食サービスが、本市の配付している物品と重複するようになったため、令和4年8月以後は、本市からの配付は終了した。

【飲料水等の配付状況】

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
配付数	962	2,494	2,267	2,493	513	208	1,290

(2) 疫学調査の重点化

新規感染者が急増する中、命に直結する感染症対策業務を維持していくため、重症化リスクが高い陽性者※に対応できるよう、業務の重点化を図った。

※重症化リスクが高い陽性者

(1) 65歳以上の方

(2) 40歳以上65歳未満の方のうち、次の重症化リスク因子となる疾病等を複数持つ方

ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみの方も含む）、悪性腫瘍

慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、

喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常、肥満（BMI 30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、

抗がん剤等の使用その他の事由による免疫期の低下

(3) 妊娠している方

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和4年8月定例月議会 決算常任委員会教育民生分科会)

No. 2

事業名	民生委員・児童委員への支援体制の充実について	
事業概要	四日市市民生委員児童委員協議会連合会の理事会及び会長会の全会議に担当各課が出席している。各地区民生委員児童委員協議会からの希望に応じて、本市の担当各課が当該協議会の定例会に出席し、所管する制度説明を行うとともに、民生委員・児童委員への活動事例の共有などを行っている。また、一斉改選の年度には、新任の民生委員・児童委員に対して、市の福祉施策に関する研修を行っている。	
	決算額	民生委員児童委員協議会連合会補助金（款3民生費 項1社会福祉費） 29,392,640 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

民生委員・児童委員については、全国的にも同様の傾向であるが、成り手の確保などの課題が各委員から提起された。このような中で、行政は次世代に向けた新たな人材を確保するため、広報よっかいちや地区だよりでの啓発記事の掲載や、組回覧、四日市市自治会連合会など各種団体への働きかけ、他の自治体の情報収集を通じた研究等を行っているものの、有効策を見つけれられていない状況である。

また、活動費の支給方法が各地区の民生委員児童委員協議会に任せられているなど、民生委員・児童委員の活動が各地域の自主性に大きく依存している現状がある。

しかしながら一方で、報酬等も含めた処遇改善については法的な制約もあり、人材確保のためのインセンティブの創設などの十分な対応を本市独自で行うことが難しいことも確認された。

他には、民生委員・児童委員に対する研修の充実を求める意見や、その研修などを通じ、各個人の能力差、意識の差を埋めていく取り組みが必要ではないかという意見が出された。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・活動に対する報酬等に法的な制約がある中で、本市独自の取り組みを早急に求めることは難しいと考えるため、行政としてでき得る民生委員・児童委員確保策の研究、議論を鋭意行ってほしい。
- ・選任に関して各自治会など地域団体に負担がかかっている現状は課題である。民生委員・児童委員の仕事内容を周知し、認知度を高める方法を模索する必要がある。また、民生委員・児童委員の活動に関して、行政としての支援状況についても十分に周知する必要がある。
- ・支援の体制のあり方については、四日市市社会福祉協議会と行政と民生委員・児童委員の関係性が現状のままでよいのか、十分に検討する必要がある。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
① 廃止	次年度事業費予算に関連するもの
② 縮小	
③ 拡大	
④ 新規事業の実施	
⑤ その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で⑤その他（事業実施手法の見直し）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

民生委員・児童委員の成り手の不足については、全国的な傾向であり本市においても課題である。年齢制限の緩和など、行政としてはいくらかの対応を実施してはいるものの、法的な制限も課されているなかで、有効な手だてを未だ模索している状態である。

多様化する社会情勢の中、福祉施策の実行のために、民生委員・児童委員は不可欠な存在であり、また大変重要な役割を担うことから、行政、議会とも課題を共有し、様々な観点から知恵を出し合い、民生委員・児童委員確保について議論し考える必要がある。

5. 政策提言素案

民生委員・児童委員の確保については、各地域、団体に任せるのではなく、行政としてこれまで以上に積極的、主体的に取り組むことを求める。

具体的には、民生委員・児童委員への支援体制の拡充はもとより、活動費について各個人へ適切に支給されているか確認するなどの必要がある。また民生委員・児童委員の役割、仕事内容等について市民への改めての周知、浸透を図るなど、様々な観点から新たな人材が関心を持ち得るような方策を十分に考える必要がある。また、目的達成に向けては法的な制約も多分にあることから、国に対する働きかけについても一考すべきである。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和4年8月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第22号

令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）について

【健康福祉部・経過】

第2条 債務負担行為の補正

集団がん検診等事業業務委託費について

- Q. 集団がん検診と個別がん検診の本市としての施策の方向性を確認したい。
- A. 利用者数の推移としては、集団がん検診は減少傾向にあり、個別がん検診は増加傾向にある。個別がん検診は身近な場所で、かかりつけ医に診てもらえるというメリットがあり、本市としても個別検診の利用は推進していきたい。
- Q. ニーズが高まっている個別がん検診の充実を図ることは評価するが、集団がん検診にもメリットがあり、個別がん検診を受けづらい人もいる。今後も利用動向などを勘案して適宜見直しするという考え方でよいか。
- A. 集団がん検診は土・日曜日での開催もあり、複数のがん検診を一度に検査できるというメリットがある。今後も利用動向などを注視していきたい。
- (意見) 個別がん検診については医師会と協力しながら受診しやすい環境整備を行ってほしい。集団がん検診についても現状は有効な手段と考えるが、総体としての受診率を上げるための検証を行ってほしい。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

◀ 歳出第10款教育費 第1項教育総務費 ▶

第2条 債務負担行為の補正

学校給食室等空調設備リースについて

- Q. 二度の入札不調により供用開始が先送りになったことについて見解を確認したい。
- A. アドバイザリー契約を結びながら2度目の入札も不調となった事実は重く受け止めている。入札不調の原因は令和4年3月からの急激な物価高騰であり、4月1日の公告の時点では対応することができなかった。
- Q. 今回のリース契約の入札の見通しを確認したい。
- A. 業者への聞き取りや参考見積もりにより現時点の状況に対応した予算を計上している。
- (意見) アセットマネジメントの計画については、物価高騰の影響を大きく受けることも十分に想定して策定すべきである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和4年11月定例月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第43号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第6号）について

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費・事務費について

Q. 前回給付時に課題となったことはあるのか。

A. 特に課題というものはなかったが、家計急変世帯の申請数が当初見込みより少なかった。

Q. 令和5年1月31日という申請期限は全国共通なのか。

A. 基本的には全国共通であるが、できる限り事業期間である3月31日までは申請不備等への対応を行っていく。

Q. 「住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯」とはどのような世帯か。

A. 例えば、住民税非課税世帯の老夫婦が別世帯の住民税課税者である息子の扶養親族となっているような世帯である。

Q. 住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯であるために給付の対象外となる世帯はどの程度あるのか。

A. 対象外となる世帯数は把握できないが、確認書には、住民税課税者の扶養親族となっていないかどうかを確認するようになっている。

Q. 確認書受付時に改めて住民税課税者の扶養親族に関する審査を行うのか。

A. 国からは改めて審査を行う必要はないとの連絡があるため、自己申告により受け付けることとなる。

Q. 支給対象や金額は国から示されたものなのか。

A. そのとおりである。国は住民税非課税世帯であれば物価高により1か月当たり5,000円程度の負担増になると見込み、その半年分以上の金額として5万円を示している。

Q. 物価高は全市民が影響を受けているため、住民税非課税世帯以外にも給付しようという議論はなかったのか。

A. 国の事業に上乘せしようという議論はなかった。

Q. 申請時の確認書の項目を確認したい。

A. 本人の住民税課税状況や住民税課税者の扶養親族となっていないかを確認する項目などがあるが、チェックの記入忘れをされる方が見えたことから、署名によって項目の全てを確認したことに簡素化している。

(意見) 申請時の確認書の必要性も一定理解するが、申請手続の簡素化や迅速化については研究を行ってほしい。

Q. 家計急変世帯への案内に関して、どのような工夫を行うのか。

A. 急変時の1か月間の収入の状況が住民税非課税世帯相当の水準とわかれば対象となるため、その辺りを分かりやすく広報していきたい。

Q. 振込口座は前回給付時から変更があった場合のみ確認書に記載するという理解でよいか。

A. そのとおりであり、前回給付時から間がないため、対象者の多くが同一の口座のまま申請するのではないかと考えている。

Q. 前回給付時の返信率はどの程度だったのか。

A. 約94%であり、返信がなかった約6%には申請されない方や忘れている方が含まれていると考える。

Q. 返信がなかった約6%の方にも案内を送付するのか。

A. 今回の判定によって対象となれば今回の案内を送付することになる。

(意見) 申請手続によって救える人が救えなくなることを懸念するため、プッシュ型給付の方法について研究してほしい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和４年11月定例月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 61 号 四日市市立こども園条例の一部改正につきましては、富田こども園及び桜こども園の設置に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、幼稚園廃園後の園舎の利活用について確認したいとの質疑があり、理事者からは、在園児やその保護者の心理的負担を考慮し、現在は庁内での議論に留まっているが、地元からは利活用についての意見が上がり始めているため、本条例が認められた後に検討を進めていきたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、施設の利活用を検討する際には、その経緯や進捗を議会に説明するよう要望するとの意見がありました。

議案第 62 号 四日市市幼児教育センター条例の制定につきましては、幼児教育センターの設置に伴い、同センターの名称、位置、事業内容等を規定しようとするものであります。

委員からは、幼児教育センターにおける人員配置の予定を確認したいとの質疑があり、理事者からは、所長、所員に加え、各園を訪問する幼児教育アドバイザーを複数名配置していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、幼児教育センターにおいて幼保小

の連携をどのように図っていくのかとの質疑があり、理事者からは、幼児教育アドバイザーに小学校の校長経験者を起用し、幼保小の相互理解を促進する役割を果たしてもらうことを考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、保育者アンケートにより、保護者支援、特別支援保育・教育に関する研修のニーズが高いことが判明したが、これらに関する取組の方向性を確認したいとの質疑があり、理事者からは、保護者支援に関する取組として、その分野に精通した学識経験者による研修講座を開設したい。また、特別支援保育・教育に関する取組として、幼児教育アドバイザーが定期的に園を訪問し、フォローアップを図っていく仕組みを構築したいとの答弁がありました。

また、委員からは、適切な保育の継続的な実施に当たっては、保育者への心理的ケアがより一層重要になると考えるため、保育者の悩みに寄り添った相談体制を構築するよう要望するがどうかとの質疑があり、理事者からは、気軽に連絡してもらい、どのような解決策があるかを保育者と一緒に考えていけるような相談体制を構築したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、園長などの管理職は職場環境に大きな影響を与える存在であることから、管理職のみを対象とした研修の実施を検討してはどうかとの質疑があり、理事者からは、一般職員、主任、園長、保育事務など幅広い職層を対象とした研修に加え、役職や経験別の研修も企画しており、コンプライアンスなど管理職ニーズに見合った内容を取り

入れていきたいとの答弁がありました。

議案第 66 号 四日市市学校給食センター設置条例の制定につきましては、学校給食を実施するための共同調理場として、学校給食センターを設置しようとするものであります。

委員からは、学校給食における地元食材の利用品目数を確認したいとの質疑があり、理事者からは、地元食材の利用品目数については、目標を 26 品目以上と設定しているが、コロナ禍の影響を受けた令和 3 年度は 18 品目に留まった。今後も他部局と積極的に連携しながら地元食材の利用を進めていく予定であるとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、18 品目については、その全てに地元食材を利用したということかとの質疑があり、理事者からは、時期によっては、他市町産の食材を使用しており、地元食材を利用した実績があれば、該当する品目として数えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、地産地消は食育の推進や農業の振興に貢献する取組であるため、食材の調達を担う四日市市学校給食協会に対し、その意義や目的を十分に伝えてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、地場産品である萬古焼を学校給食の食器に使用することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、運搬等の課題を解決する必要があるため、今後研究していきたいとの答弁がありました。

議案第 71 号 四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場の指定管理者の指定につきましては、同施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

委員からは、審査結果によれば、指定管理者候補者は安全性に関する評価が低いように読み取れるが、その理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、選定委員は老朽化が進む施設において子供の安全を最優先に確保するため、見守りなどをさらに充実させてほしいとの思いを込めての評価であると考えたとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、応募が 1 者のみであったことに立ち戻り、募集や評価の方法を見直すよう要望するがどうかとの質疑があり、理事者からは、事前説明会には 4 者の参加があったが、他の 3 者は、物価高騰やコロナ禍で利用者が見込みにくいこと、管理運営に求められるレベルが高いことなどを理由に参加を見送ったものと推察する。本市としても、今後より多くの事業者に応募してもらえそうな工夫を行っていききたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、より質の高い事業実施のためには、指定管理者の選定後にサービス内容や安全性を高めていけるような工夫も行うべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、指定管理者制度の導入前と比較することで、現在の指定管理の在り方の妥当性を検証してほしいがどうかとの質疑があり、理事者からは、現在は民間のノウハウを活かした事業が実施されていると考えているが、今後については、施設の在り方なども含め、総合的に考え判断

していききたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、施設の老朽化により安全性を担保できない状況であれば、ハード面の整備についても検討すべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、少年自然の家における前所長の不適正事案後のチェック体制の強化として、本市はモニタリングの回数を増やすなどの取り組みを行っているが、抜き打ちで実施するなど指定管理者に緊張感を持たせるような更なる強化が必要ではないかとの質疑があり、理事者からは、現在、実施しているモニタリングは、事前連絡なしに行うものであり、その意味において効果的であると考えているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市民生委員推薦会、四日市市社会福祉協議会理事会、四日市看護医療大学運営協議会および四日市市障害者施策推進協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

（発議第9号）

教育民生常任委員会に付託されました発議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

発議第9号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出につきましては、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性及び安全性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めるものであります。

委員からは、予防接種法に基づく定期接種化の基準を確認したいとの質疑があり、理事者からは、国の審議会では、対象疾患の重要性、広くまん延を予防する必要性、検討に当たり必要な科学的根拠、効果の合理性などの観点により議論が行われているとの答弁がありました。

また、委員からは、意見書案中に「ワクチンの有効性及び安全性を早急に確認し」という文言があるが、帯状疱疹ワクチンの安全性は十分に確認されていないのかとの質疑があり、理事者からは、帯状疱疹ワクチンは薬事承認を受けており、臨床医の判断に基づく接種の安全性は認められているが、集団への接種の安全性については、国において議論が継続中であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、定期接種化されているワクチ

ンには、広くまん延を予防する必要性が認められるものが多いが、带状疱疹は広くまん延する恐れがあるものなのかとの質疑があり、発議者からは、带状疱疹の感染力は低いですが、罹患した際の症状が非常に深刻であることに着目してほしいとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、既に定期接種化されているワクチンには、感染力が低い疾病も含まれていることから、まん延する恐れがあることが定期接種化の必須条件と捉えるべきではないとの意見がありました。

これを受けて、他の委員からは、国は感染力の高さを定期接種化の必須条件としていないのかとの質疑があり、理事者からは、詳細な条件は確認できないが、国の審議の中で総合的な観点から定期接種化を判断しているものと推察するとの答弁がありました。

また、他の委員からは、国において带状疱疹ワクチンの定期接種化の審議は行われているのかとの質疑があり、理事者からは、国は令和4年8月に審議を行ったが、引き続き審議を行っていくという結果になったとの答弁がありました。

また、他の委員からは、他の自治体において带状疱疹のワクチン接種費用や治療費への助成を行う自治体はあるのかとの質疑があり、理事者からは、带状疱疹ワクチンの接種費用助成については、全国で33の自治体が導入しているが、带状疱疹の治療費助成については、導入している自治体を確認していないとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、集団への接種の安全性が十分

に確認されていない現状において、本市が独自に帯状疱疹ワクチンの接種費用助成を行うことは控えた方がよいのではないかとの意見がありました。

これに対して、他の委員からは、帯状疱疹ワクチンには発症予防効果が約50%で8千円程度の1回接種ワクチンと発症予防効果が約90%で2万円程度の2回接種ワクチンがあるが、いずれも重篤な副反応は報告されていないとの意見がありました。

これを受けて、他の委員からは、集団への接種の実績がない状況で重篤な副反応が報告されていないことは、安全性を示す証拠になり得ないのではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、本市は独自で帯状疱疹ワクチンの接種費用助成を行うつもりはないのかとの質疑があり、理事者からは、国が集団への接種の安全性や有効性を十分に確認した上で、市民に接種を勧奨したいと考えるため、国の定期接種化の審議の結果を待ちたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、意見書案の文中では、「日本人では」と国籍を限定して帯状疱疹の症状を説明しているが、国籍によって病状が異なる事実がないのであれば、「日本では」と国を限定する表現に変更すべきではないかとの意見がありました。

また、他の委員からは、国が定期接種化の審議結果を出す目途は立っているのかとの質疑があり、理事者からは、国が審議結果を出す時期は未定であるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、定期接種化の審議結果の目途

が立たない状況を打開するために意見書を提出しようとする発議者の意図は理解するが、集団への接種の安全性が十分に確認できていない現状において、意見書案を提出することには疑問が残るとの意見がありました。

これに対し、他の委員からは、帯状疱疹は高齢者に発症しやすい病気であり、発症を防ぐワクチンのニーズは高まっているため、帯状疱疹ワクチンの定期接種化を求める意見書案を提出すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、接種費用を助成している自治体は2種類のワクチンを対象としているのかとの質疑があり、発議者からは、自治体によって異なるが、2種類を対象としながら助成金額に差を設けている自治体が多いとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、2種類のワクチンから任意に選べるのかとの質疑があり、発議者からは、名古屋市では、2種類から任意に選べるが、高額な2回接種ワクチンは半額程度の自費分が発生するとの答弁がありました。

こうした議論を経て、委員からは、原案に対し、表題の「定期接種化を求める」を「定期接種化の判断を求める」に、文中の「日本人では」を「日本では」に、「定期接種化を強く求める」を「定期接種化の速やかな判断を強く求める」に変更する修正案が提出されました。

次に、討論におきまして、委員からは、「日本人では」を「日本では」に変更することには賛成するが、「定期接種化を求める」を「定期接種化の判断を求める」に変更すること

は、国が早期に結論を出すべきという願いが薄れると考えるため、修正案に反対するとの意見表明がありました。

また、他の委員からは、有効性及び安全性が十分に確認されていない現状においては、定期接種化の判断を求める方が妥当と考えるため、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました発議第9号については、さきに述べましたとおり、修正案が提出され、修正案及び修正部分を除く原案について採決を行ったところ、修正部分については、賛成多数により、可決すべきものと決し、修正部分を除く原案については、別段異議なく、可決すべきものと決した次第であります。

委員会修正案は、会議システムに配信されたとおりです。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和4年11月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第10款教育費 第2項小学校費＞

＜歳出第10款教育費 第3項中学校費＞

学校図書館図書整備事業費（小中学校）について

Q. 寄附金により購入した図書を児童生徒や保護者に周知する工夫は行っているのか。

A. 寄附金により購入した図書の背表紙にはその旨を記載しており、各学校では専用の展示コーナーの設置、学校だよりやホームページを通じた広報などを行っている。
（意見）寄附金により購入した図書を周知することは、児童生徒に寄附文化を理解してもらうという教育的効果も期待できるため、引き続き学校現場で取り組んでほしい。

＜歳出第10款教育費 第5項社会教育費＞

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条 債務負担行為の補正

民間プール施設を活用した水泳指導業務委託費（債務負担行為）について

Q. 各学校のプール施設の老朽化の状況を確認したい。

A. プール施設は使用に支障を来さないように改修を行っているが、1億円以上の経費を要する全面改修の時期は残り15年程度で軒並み到来すると想定している。

Q. 今後の方向性を確認したい。

A. 民間プール施設を活用した水泳指導は児童の技能向上が大きく期待でき、天候や気温に左右されずに実施できるという利点があるため、運営方法や維持管理についての調査研究を行った上で、今後の方向性を説明していきたい。

Q. 水泳指導は必ずやらなくてはいけないのか。

A. 水泳指導は学習指導要領に示してあり、行うことになっている。

Q. 民間プール施設を活用した水泳指導は冬に実施することも想定しているのか。

A. 季節を問わずに実施することは今後の研究項目としていきたいが、寒い季節の実施は体を冷やす恐れがあるため、まずは適切な季節から開始していきたい。

Q. 現在の課題を確認したい。

- A. 実施した学校からは送迎に要する時間を含めた2時限を1回として時間割を組まなければならない点が課題と聞いている。
- (意見) 季節を問わずに水泳指導を実施することで時間割を組みにくいという課題も解決できると考えるため、調査研究を進めてほしい。
- (意見) 現状のプール施設の用途や経費を検証しながら、民間プール施設を活用した水泳指導への移行を研究してほしい。
- Q. 2時限に送迎に要する時間を含めることは学習指導要領上問題ないのか。
- A. 学校の授業であっても移動や着替え等に時間を要している。2時限のうち実技に係る時間は45分であるが、密度のある指導により十分な活動ができていると考える。
- Q. 民間プール施設を活用した水泳指導による学習効果や教員の負担軽減については、従前との比較を交えた具体的な検証を行ってほしいがどうか。
- A. 学習効果については、水泳が苦手だった子が若干泳げるようになったとの声を保護者アンケートで把握している。教員の負担軽減については、専門的な指導員が実技を担当し、教員は全体の見守りを担当するという適切な役割分担が行われたと考える。
- (意見) バス送迎時の安全性をどのように担保するのかについて、検証してほしい。

学校給食用食材調達等業務委託費（債務負担行為）について

- Q. 債務負担行為限度額の実績を確認したい。
- A. 今年度の当初予算では債務負担行為限度額として約9億円を計上していた。
- Q. 今回の債務負担行為限度額との差額約6億円は中学校給食の開始と給食用食材の価格上昇分の補填によるものと理解してよいか。
- A. そのとおりである。

博物館移動天文車運行等業務委託費（債務負担行為）について

- Q. 委託する業務として車両の運転業務、観望会及び天文教室での補助業務、観望会での事故防止のための安全監視業務、車両の管理業務を掲げているが、何人で担当することになるのか。
- A. 1人の運転手が全て担当することになる。
- Q. 業務量として適切なのか。
- A. 職員も一緒に同行するため、車両関係の業務以外は手伝ってもらう形をお願いしている。業者からは複数の業務が存在することで人員の確保が難しいとの声があったため、次年度からは1年間の契約から3年間の契約へ切り替えることを予定している。
- (意見) 適切な業務遂行と人員確保のための待遇改善について研究してほしい。
- Q. 他市町から本車両を派遣してほしいとの相談はあるのか。
- A. 相談はあるが、圧縮天然ガス(CNG)を燃料とする本車両は走行可能距離が短く、1回当たり8万8000円程度の実費負担を求めているためか、派遣には至っていない。
- Q. 圧縮天然ガス(CNG)を途中経路で補給することはできないのか。
- A. 圧縮天然ガス(CNG)の補給場所は本市に1か所、鈴鹿市に1か所しかなく、途中経路での補給は難しい。

(意見) 圧縮天然ガス (CNG) の安定供給のための対策も検討してほしい。

Q. 本車両の更新時期は決まっているのか。

A. 本車両は平成8年に導入しており、老朽化が懸念されるため、将来的には観望会や移動天文車の在り方を研究しながら、更新時期についても検討していきたい。

(意見) 移動天文車の在り方についての早期の検討を要望する。

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

子ども医療費助成事業について

Q. 当初予算の見込みを5000万円以上も上回る増額補正となった理由を確認したい。

A. 受診実績に応じて助成を行う仕組みであるため、前年度に比べて増加した理由は明確ではない。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

民間保育所等物価高騰対策事業費補助金について

Q. 学童保育所を対象に含めるべきではないのか。

A. 各学童保育所への聞き取りによって、直ちに運営に支障を来すものではないことを確認しており、現時点で学童保育所への物価高騰対策は行わないと判断した。

Q. 本市の学童保育所は民設民営であるために光熱費の使用量の状況が異なっており、大きな負担を抱える学童保育所も存在すると考えるがどうか。

A. 学童保育所の物価高騰の影響は平均で月額7000円強程度と把握しており、直ちに支障を来すものではないと判断しているが、今後も必要に応じた支援を行っていきたい。

Q. 学童保育所への支援は子供を預ける保護者や地域の安心にもつながると考えるため、学童保育所にも同様の支援を行うべきではないか。

A. 学童保育所の重要性は十分認識しており、これまでも様々な支援の拡充を図ってきている。学童保育所の物価高騰の影響については、今後もその把握に努め、支援が必要と判断すれば補正予算を検討したい。

Q. そもそも、どのような流れで、国からの物価高騰対策に関する交付金を充当する事業は選定されるのか。

A. 各所管部局が対象となる事業者等に聞き取りを行うなど状況を把握し、必要性を判断して予算要求を行い、財政部局が庁内調整をしていく流れの中で、国が示す交付金の考え方を参考にして選定される。また、三重県が市町と協調して補助を行うスキームを構築した事業については、本市としても応分の負担をしていく。

(意見) 三重県と協調して行う事業に国からの交付金を安易に充当することは課題であると考える。本市として支援すべきところに支援するための新たな補正予算も検討してほしい。

(意見) 国からの交付金については、市民の物価高騰による生活状況の悪化を十分に勘案して用途を決定すべきであり、三重県と協調して行う事業に用いるのであれば、市民の代表である議会に対してその経緯や必要性を説明すべきである。

第3条 債務負担行為の補正

支援対象児童等見守り強化学業業務委託費（債務負担行為）について

Q. 従来は週1回程度の訪問だが、訪問回数を増やす予定なのか。

A. 現状の訪問回数で効果が出ていると考えており、今後も週1回程度の訪問を続けていく予定である。

Q. 現状の課題を確認したい。

A. 訪問により把握した情報をどのように精査してケースワークに生かしていくかが課題と考える。

Q. 支援対象世帯の選定基準を確認したい。

A. 主に虐待等により要保護児童対策地域協議会に登録されている世帯の中から、経済状況や養育環境等の点で、継続的に細やかな見守りを行っていく必要がある世帯を選定している。

Q. 本事業は国の補助事業として始まっているが、支援対象とすべき世帯全てを現状の2団体で網羅できているのか。

A. 本事業については、国は選定の明確な基準を示しておらず、各自治体がそれぞれの地域事情に応じて世帯を選定することとなっている。本市の選定基準である、経済状況や養育環境が不安定であるために本事業が効果的と思われる世帯については、現状の2団体でほぼ網羅できていると考えている。

Q. 選定基準である経済状況や養育環境をどのように調査しているのか。

A. 児童相談所や学校など、要保護児童対策地域協議会の情報網を用いて現状把握を行っている。

Q. 業務委託は補助事業に比べて実績を把握しにくいいため、十分な効果検証や課題抽出を行っていく必要があると考えるがどうか。

A. 引き続き管理の面での質を確保するため、実績報告を提出してもらうためのマニュアル等を作成しているところである。

Q. 支援対象世帯を本市が選定することで、本来は民間事業者に期待する自由度が損なわれるという課題はないのか。

A. 支援対象世帯は本市が引き続き選定するが、民間事業者の発想は重要と考えているため、業者選定時に見守り等に関する提案をいただくなど、民間事業者の意見や情報を取り入れていきたい。

Q. 国は本事業の対象を要保護児童対策地域協議会に登録されている世帯に限らないとの方針を示しており、本市が要保護児童対策地域協議会に登録されている世帯に限っていることは本来の趣旨から逸脱しているのではないのか。

A. 国の方針については要保護児童対策地域協議会に登録されている世帯を主な対象としつつ、その他の世帯も対象に含めてもよいという趣旨だと解釈しており、要保護児

童対策地域協議会に登録されていない世帯であっても、支援した実績はある。今後も民生委員・児童委員等から気になる情報が入れば、登録の有無にかかわらず、必要に応じて支援していきたい

Q. 本市が支援対象世帯を限定することは、事業自体の縮小化を招く恐れがあると考え
るがどうか。

A. 対象世帯を限定していく意図はなく、支援が必要となる対象世帯の把握について、
民生委員・児童委員等も含め、民間の力も活用しながら、引き続き見守りを行ってい
きたい。

(意見) 本事業については、官民連携の成功事例等を参考にした検証を行い、民間事業
者との情報共有を図る中で、より良い方向性を模索することを強く要望する。また、
当事者が支援を辞退することがないような配慮を行うことを強く要望する。

(意見) 民生委員・児童委員等が本事業を十分に理解した上で、支援対象と思われる世
帯を見つけ出す仕組みをしっかりと構築する必要があると考える。

幼児教育センター機械警備業務委託費（債務負担行為）について

Q. 幼児教育センターの3階事務室のみを対象とする委託内容と理解してよいか。

A. そのとおりである。橋北交流会館は複合施設であり、1階・2階の橋北こども園、3
階の橋北交流施設、4階のこども子育て交流プラザで供用開始時期が異なるため、こ
れまでも個々で委託契約を行ってきた。

Q. 個々の契約先は同じ業者なのか。

A. 入札を経て契約を行う都合上、契約先の業者は複数となっている。

Q. 合理性の観点から、どこかの時点で一体的な契約に切り替える方向性はあるのか。

A. 3階の橋北交流施設を幼児教育センターへ改修することに伴い、一旦は新たな契約
を行おうとするものだが、今後は橋北交流会館自体がこども未来部の所管となるため、
契約を一本化する方向で検討していきたい。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第3款民生費 第1項社会福祉費＞

防災補強等改修支援事業費補助金について

Q. 補助金が採択されるまでの流れを確認したい。

A. 三重県から案内があった時点においてホームページ等で募集を行い、応募のあった
事業所を三重県に報告した結果、3件が採択されることとなった。

Q. 応募件数を確認したい。

A. 採択件数よりも1件多い4件であった。

Q. 本事業は継続的に行われる予定なのか。

A. 国の補助事業であるため、国の方針次第であるが、近年は継続的に行われているの
で、継続されるものと推測している。

物価高騰対策緊急支援事業費全般について

Q. いつ支給される予定なのか。

A. 三重県の交付決定を受けた後に支給するため、来年3月頃を予定している。

(意見) 三重県と協調して行う支援だけでなく、本市としての主体性を持った支援も行うべきである。

Q. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、迅速な支給のために先議による審査を行ったが、本事業を先議としなかった理由を確認したい。

A. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、国から申請期限の指定があり、また、プッシュ方式による迅速な給付が可能であったために、先議をお願いした。一方、本事業は三重県と協調して実施しようとするものであり、通常の議会日程でも三重県と足並みを揃えることができると判断したため、先議をお願いしなかった。

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

扶助費について

Q. 医療扶助が増加した要因をどのように分析しているのか。

A. 生活保護以外でも医療費全般で増加傾向が見られており、外来だけでなく入院も同様に増加している。外来の増加だけでは不適切な診療の可能性も考慮していく必要があるが、患者による自己判断が伴わない入院も増えていることから、何らかの理由で傷病者自体が増えたものと認識している。

(意見) 医療扶助は扶助費の大きな部分を占めているため、十分に精査してほしい。

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第3条 債務負担行為の補正

新型コロナウイルス感染症に係る保健所業務支援業務委託について

Q. 具体的な事業内容を確認したい。

A. 保健所における電話対応業務、陽性者への聞き取り調査、その他の事務的な業務を派遣業者に委託するものであり、人員は15人程度を見込んでいる。業務量は日々変動するため、状況に応じて人員を適切に配置しながら実施してもらう予定である。

議案第45号

令和4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 47 号

令和 4 年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

認知症高齢者等位置情報探知システム関係経費について

Q. GPS 機器の単価と導入予定台数を確認したい。

A. 一台当たりの単価が税抜 5800 円であり、新規分 80 台と更新分 20 台の合計 100 台を導入予定である。

Q. GPS 機器の活用事例があれば確認したい。

A. 具体的な成果の連絡を受けているわけではないが、個々のご家庭での活用により、行方不明の防止には役立っていると認識している。

Q. 本事業の周知の取組について確認したい。

A. ホームページによる案内、チラシの配布、四日市市認知症安心ガイドブックへの掲載などによって周知を行っているが、申請自体は在宅介護支援センターや包括支援センターの担当を通じていただくことが多い状況である。

Q. 活用事例の紹介等によって効果が十分に伝わるような周知に努めてほしいがどうか。

A. GPS 機器は高齢者にとって扱いづらい面があるかもしれないが、適切に使用すれば確実に効果が出るものであるため、それらを含めて周知徹底を行っていききたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和5年2月定例会月議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第78号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第8号）について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

第2条 繰越明許費の補正

出産・子育て応援事業について

Q. なぜ本市が国の補助上限額を超えて、約800万円もの事務費を負担しなければならないのか。

A. システム改修に要する経費については、国の補助上限額を超えた分は市負担となる。

Q. 国の事業であるのにも関わらず、本市が負担割合以上に払う必要があることに問題意識を持ってほしいがどうか。

A. 県にも問い合わせを行ったが、補助上限額は国の要綱に示されている通りであるとの回答であった。

Q. システム改修はどのような業者に委託する予定なのか。

A. 既存の健康福祉システムの業者との契約を予定している。

Q. 今回のシステム改修は長期間に渡ってメリットがあるものなのか。

A. 国は本事業を継続的に実施する方向性を示しており、本事業が継続する限りメリットがあるものとする。

（意見）面談記録等のデータについては、今後も有効に活用してほしい。

Q. 本市として本事業を継続させる意思はあるのか。

A. 本事業は妊娠時から出産、子育て期において寄り添った支援を行うために有効と考えており、今後も継続していきたい。

Q. 遡及対象者が来年度当初予算での対応となる理由を確認したい。

A. 遡及対象者については、対象者の抽出や案内作業等を3月中に行い、支払は4月以降となるため来年度当初予算に含めている。今回の補正予算は3月1日以降に妊娠中に妊娠届を提出後、3月中の支払に間に合う方の分としている。

Q. 本事業では妊娠届出時、妊娠8ヶ月頃、赤ちゃん訪問時の計3回の面談を予定しているが、それ以外の面談希望にも応じるのか。

A. 本人が不安を抱えていたり、支援が必要と判断した場合は、従来から継続的な面談を実施している。今回の面談が加わることで、面談の機会がさらに増えると考えている。

Q. 面談の実施体制をどのように構築するのか。

A. 面談は基本的にこども保健福祉課の保健師が従来の方法で行うが、対象者の負担が少ないオンラインによる面談も実施していきたい。

Q. 面談に保育士などを活用する意向はあるのか。

A. こども保健福祉課の保健師が面談する中で、保育士が適当と判断すれば保育幼稚園課につなぐなど、関係部署と連携しながら取り組んでいきたい。

Q. 今後の課題を確認したい。

A. 元々本事業はクーポンでの給付を想定した国の事業であるため、クーポン化は今後の課題である。また、スムーズな相談体制の整備は当面の課題と考えている。

(意見) 現金給付だけではなく一時保育などのサービスを受けられる支援も今後検討してほしい。

(意見) よんデジ券などの先行事例を参考に、より使いやすい環境整備を検討し、よりよい事業に発展させていくことを強く要望する。

Q. アンケートは必ず提出しなければならないのか。また、空欄とすることは認められないのか。

A. アンケートと申請書の二つを原則提出するようお願いする予定である。アンケートに空欄があれば、担当の保健師が本人へ連絡することになる。

Q. アンケートの提出を給付の条件とすることは個人の自由を奪うことにならないのか。

A. アンケートは国が原則回収するように指示を出しており、本市としてもそれに基づく形で行いたいですが、本人の意思も十分に尊重しながら対応していきたい。

Q. 面談も給付の条件となっているのか。

A. 国は面談を給付の要件としており、面談の方法は対面もしくはオンラインが原則で、やむを得ない事情がある場合に限り電話でもよいと回答している。

Q. 産前産後における3回の面談は本人の負担が大きいと考えるため、ある程度の融通が効くような体制をとるべきではないか。

A. 3回目の面談は従来の赤ちゃん訪問と同じものであり、2回目の面談は希望者のみで、希望しなければアンケートの提出のみとなる。1回目の面談についても、妊娠届をこども保健福祉課に提出されれば、従来通りの対応となる。面談は給付の要件となっているが、本人の意思も十分に配慮しながら対応していきたい。

(意見) 面談については柔軟性を持った対応を要望する。

Q. 今後の周知の予定を確認したい。

A. ホームページ、広報よっかいち、子育て支援アプリ「よかプリコ」に掲載の上、遡及対象者には直接書類を送付し、妊娠、出産の通常対象者には妊娠届出時や赤ちゃん訪問の際に案内する。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、全体会において審査すべきとした項目はございませんでした。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

教育民生常任委員会委員長報告（令和5年2月定例会月議会）

教育民生常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第95号 四日市市介護予防等拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、委員からは、当施設の名称は決まっているのかとの質疑があり、理事者からは、条例上の名称は四日市市介護予防等拠点施設だが、一般的に使用する愛称は来年度に公募する予定であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、当施設にふさわしい愛称となることを期待するとの意見がありました。

議案第96号 こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、委員からは、こども家庭庁の設置に伴う今後の取組と議会の関わりを確認したいとの質疑があり、理事者からは、新たな予算や条例整備が必要となった場合は、議会に対して説明を行い、関係議案を上程することになるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、今後の取組に関する情報を議会に随時報告してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、こども基本法の定める、こども施策へのこどもの意見の反映に向けて、どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、理事者からは、国の調査研究結果

を踏まえ、例えば高校生議会の活用なども含め、子供の意見を反映できる方法を検討したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、子ども食堂などの活動にも子供の意見が取り入れられるような仕組みを検討してほしいとの意見がありました。

議案第 97 号 四日市市理容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部改正について、及び、議案第 98 号 四日市市美容師等の衛生上必要な措置に関する条例の一部改正について、委員からは、衛生上支障がない施設への洗髪器の設置を不要とする今回の改正内容が、健康被害の防止につながるとしている理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、洗髪器を使用しない業態の施設が理容所及び美容所として届け出ずに営業し、健康被害をもたらした事例が他市町で報告されたため、洗髪器の設置に関する要件を緩和することで、洗髪器を使用しない業態の施設が理容所及び美容所として届け出ることを促進し、ひいては健康被害の防止につなげようとするものであるとの答弁がありました。

議案第 99 号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正ないし議案第 101 号 四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第 103 号 四日市市立博物館条例の一部改正、及び、議案第 104 号 四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第 108 号ないし議案第 114 号 工事請負契約の締結について、委員からは、建築費指数は 10 年前に比べて約 1.4 倍となっているが、入札予定価格はこのような物価上昇に対応できているのかとの質疑があり、理事者からは、国が示す積算基準や市場単価等を考慮しながら、最新の物価上昇に対応した入札予定価格としているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、大矢知興譲小学校に整備する災害用便槽の容量を確認したいとの質疑があり、理事者からは、災害用便槽に活用する既存の浄化槽の容量は 4.5 m³あり、トイレ 4 基の設置が可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、なぜ下野小学校大規模改修工事の際に自動水栓化を行わないのかとの質疑があり、理事者からは、自動水栓化はセンサーの誤作動が生じないように流し台の更新と同時にを行う方針としており、流し台の更新を行わない下野小学校では自動水栓化を見送る判断としたとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、自動水栓化は工事の効率性や児童生徒の利便性を考慮して柔軟に対応すべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、各校の大規模改修工事が一定程度完了した後に、自動水栓化については対応を検討したいとの答弁がありました。

議案第 125 号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について、委員からは、今回の改正内容を市民に分かりやすい形で周知してほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました 17 議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市市青少年問題協議会、エスペランス四日市運営協議会、四日市市民生委員推薦会、人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、教育民生常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会教育民生分科会長報告（令和5年2月定例会議会）

教育民生分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算について

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

子ども医療費助成について

Q. 助成対象を現在の中学校修了前までの子供から18歳年度末までの子供に拡充する場合はどの程度の費用が必要になるのか。

A. 現行の中学生の医療費助成額から試算すると、医療費だけで約2億円が必要になると考える。

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

子ども・子育て支援事業計画推進事業について

Q. 子ども・子育て支援事業計画の策定のために開催するワークショップの結果の周知方法を確認したい。

A. アンケート調査報告書として取りまとめ、議員に配付するとともに、ホームページにも掲載する予定である。

（意見）ワークショップで得られた様々な意見を子ども・子育て支援事業計画に十分反映してほしい。

学童保育事業について

Q. 学童保育所をG I G Aスクール構想における個別学習の場と位置づけ、専門の指導員を配置するような方向性も考えられるのではないか。

A. 各学童保育所にはW i - F i 環境が整備されており、一人一台タブレットを使用した学習が可能となっているが、専門性をもった指導員の配置については今後の検討課題としたい。

（意見）学童保育所は子育て・教育・交流の場として重要な役割を担っており、今後さらに発展させていくために現場の声を聞きながら推進を図ってほしい。

途切れない発達支援事業について

Q. 障害児通所支援事業者から送迎時における学校との意思疎通に苦慮しているとの声を聞くが、行政としてどのような対応を行っているのか。

A. 事業の開始当初に比べて理解は進んだと考えるが、学校との意思疎通に苦慮するこ

とがあるとの声を事業者から受けるケースはある。その際には調整に入るなどの対応を行っている。

Q. 実際にそのような声を受けているのであれば、原因を分析し、事業者と学校の相互理解を進めていくことが行政に求められると考えるがどうか。

A. これまでも個々の案件には対応してきたが、傾向や原因を分析し、相互理解に向けた調整を行っていききたい。

(意見) 子供の利益を中心に考え、事業者と学校の双方の事情を交通整理し、円滑な連携が図られるよう調整を行ってほしい。

育休退園の解消に向けた対応について

Q. 育休退園の解消になぜ1年もの期間を必要とするのか。

A. 育休退園の解消には、保育の受入枠が必要であり、低年齢児の受入枠の拡大が見込める令和6年4月を目途としている。

Q. 待機児童を考慮しなければすぐにでも解消できるのではないか。

A. 現状で育休退園を解消しようとする年度途中の待機児童が増加する恐れがあるため、保育の受入枠拡大による提供体制の充実を図った上で実施する判断とした。

兄弟姉妹同園入園に向けた対応について

Q. 兄弟姉妹で同じ園への入園を希望する場合は、優先度を高くする調整を行い、その可能性を高めることとしているが、どの程度の効果があるのか。

A. 保育園の入所調整は、保育の必要性や状態を反映した点数の多寡により判定しており、兄弟姉妹はなるべく同じ園になるように加点調整を行っている。調整による正確な効果については、現在も行っている入所の最終調整後に分かることとなる。

Q. なぜ曖昧な効果しか見込めない加点調整のみを行うのか。

A. 兄弟姉妹同園を最優先に調整を行うと、その他の困難な事情を抱える保護者が希望園に入園できない事態が想定されるため、全体のバランスを見ながら加点調整を行い改善を図っている。

Q. 兄弟姉妹が別々の園となった場合であっても、園同士の調整がつけば、途中から転園するような柔軟な対応も可能ではないか。

A. 兄弟姉妹同園を希望する切実な声を聞いており、今年度は加点調整の点数を上乗せして改善に取り組んできた。また、年度途中であっても転園等の相談を受け付けているため、柔軟に対応していきたい。

(意見) 兄弟姉妹同園には様々な課題があるが、円滑な調整に取り組んでほしい。

(意見) 兄弟姉妹が別々の園となることは保護者にとっての大きな負担であり、送迎中に事故が発生する危険性も高まるため、兄弟姉妹同園に向けて最大限取り組んでほしい。

Q. 兄弟姉妹同園を最優先に調整すべきと考えるがどうか。

A. 兄弟姉妹同園を希望する声は聞いているが、様々な切迫した事情を抱える人もいる中で、兄弟姉妹同園を最優先に調整するという事は難しいと考えており、段階的な

方策を探っているところである。

Q. 兄弟姉妹同園をいつまでに必ず調整するといった明確な方針は示せないのか。

A. 兄弟姉妹同園が望ましいことは重々承知しているが、希望する園における兄弟姉妹それぞれの年齢の枠の状況、同じ園を希望する世帯数の状況、また入所を希望するタイミングなどによるところもあるため、今後も改善策を講じながら、兄弟姉妹同園となるように努力したい。

(意見) 兄弟姉妹同園に向けた対応については、多くの委員から意見が出ているため、議会全体として意識を共有し、改善策について議論すべきと考える。

保育士等人材確保事業について

Q. 私立保育園・こども園正規職員のさらなる人材確保に向けて、家賃補助を検討してはどうか。

A. 現在は私立保育連盟との意見交換やすり合わせを行いながら、人材確保に向けた取り組みを進めており、さらなる拡充策やその手法についても検討していく。

Q. 令和4年度の公立保育園、私立保育園における保育士の応募状況を確認したい。

A. 公立保育園の応募者数は昨年度の38名から、79名と倍増している。私立保育園の応募者数は把握していないが、就職ガイダンスへの参加者数は昨年度に比べて倍増している。

(意見) 応募者数が倍増するなどの効果があったことは評価するが、予算提案の段階から分かりやすく示しておくべきである。

Q. 経済的支援だけでなく、手厚いサポート体制を整備することで、さらなるアピールを図ってほしいがどうか。

A. 養成校の学生からの聞き取りによれば、自分が目指す保育の実現性や職場の雰囲気なども気にしているようである。今後はそのような点にも目を向けつつ、私立保育連盟と連携しながら保育士の人材確保に取り組んでいきたい。

Q. 潜在保育士の発掘についても職場環境の改善をアピールしながら取り組んでほしいがどうか。

A. 潜在保育士も非常に重要な人材と考えており、セミナー等を開催しながら発掘に努めている。

(意見) 保育士等の人材確保は子育て支援の拡充に必須であるため、ぜひ前に進めてほしい。

幼稚園・保育園における事故について

Q. 市内の幼稚園・保育園における事故について、把握している情報を確認したい。

A. 公立保育園は令和3年度で103件、今年度1月末時点で74件、公立こども園は令和3年度で48件、今年度1月末時点で34件、公立幼稚園は令和3年度で13件、今年度1月末時点で11件であり、いずれも減少傾向が見られる。私立幼稚園・保育園については報告を受けていないため、件数を把握していない。

(意見) 幼稚園・保育園における事故件数が全国的に増加傾向である中で、市内の公立

幼稚園・保育園における事故件数が減少傾向であることは優れた安全管理体制を示すアピールポイントになると考える。

Q. 私立幼稚園・保育園における事故件数を把握する方法はないのか。

A. 事故に関する相談は時々あるが、経過報告を受けておらず、件数は把握していない状況である。情報提供の依頼について今後検討したい。

(意見) 保育士不足が深刻な私立幼稚園・保育園における事故の発生状況を把握することは安全管理の面から重要と考える。

子ども食堂等支援事業について

Q. 地域団体、地元企業、一般市民などが子ども食堂やフードパントリーに食料などを寄付する場合は、直接やり取りを行う形となるのか。

A. 基本的には直接やり取りを行う形となるが、こども未来課が問い合わせを受けた場合は、四日市子ども食堂ネットワークを介して、支援を求める子ども食堂につながっている。また、来年度には環境部が市社会福祉協議会を通じて、フードロスの観点から寄付を受けた食料と子ども食堂や生活困窮世帯・団体をマッチングさせる事業に取り組んでいくため、その事業とも十分に連携していきたい。

Q. 子ども食堂等の支援における市社会福祉協議会の役割を確認したい。

A. 情報提供や広報などは本市の役割と共通するが、生活困窮世帯と子ども食堂等とのマッチングや、民生委員との連携などの重要な役割を担っていると認識している。

Q. 愛知県では社会福祉協議会が食料寄付の調整や子ども食堂等の開設支援といったプラットフォームの役割を担うことで、取組全体が有機的に機能している実例があるため、本市においても市社会福祉協議会の役割を見直してはどうか。

A. 本事業を拡充する中で、独自のノウハウを持つ市社会福祉協議会とのさらなる連携に向けて、今後検討していきたい。

(意見) 子ども食堂等は地域共生社会に欠かせないものとなりつつあり、今後さらに発展させていく必要がある。来年度には活動団体や市社会福祉協議会と有機的に連携するスキームの構築や、学習支援を含めた幅広い活用を検討することを強く要望する。

Q. 生活に困窮していても子ども食堂を敬遠する人が一定数存在すると考えるため、誰でも利用できて、子供みんなが和気あいあいと食べられる雰囲気であることを前面に打ち出すことで何とかPRしてほしいがどうか。

A. 子ども食堂は、子供の居場所であると同時に、大人とも相談や交流ができる場である点を市としてもPRしていきたい。

(意見) 子ども食堂等の支援については、全国的な動向も見ながら慎重に進めてほしい。

Q. 子ども食堂の地図は作っているのか。

A. 市内のこども食堂マップを市のホームページに掲載している。来年度には子ども食堂の地図を載せたチラシ等も作成していく予定である。

(意見) まだ子ども食堂を知らない市民も多く、子ども食堂の位置や開催日がわかる地図があれば周知が進むと考えるため、今後取り組んでほしい。

Q. 多くの子ども食堂は月1回程度の開催だが、どの程度の効果があるのか。

- A. 月1回であっても、誰かとつながることができる場を提供することは大切であると
考えている。
- Q. 本市は活動団体から支援が必要な子供などの情報提供を受けているが、その件数や
内容を確認したい。
- A. 件数や内容は具体的に把握していないが、気になる子供や家庭については、その都
度関係機関へつなげてもらっている。
- Q. 具体的な状況を把握した上で子ども食堂等の支援を行わなければ、効果は十分に
出せないのではないか。
- A. 今後、活動団体とさらなる連携を行い、具体的な状況を把握していきたい。
(意見) 子供の貧困に対して真剣に取り組むのであれば、実態把握ができるよう活動団
体に情報提供を求めることが必要と考える。また、将来的には子供の貧困のために食
事等を提供する施設が不要となるような社会を目指してほしい。
- (意見) 子ども食堂は子供の貧困対策としてだけでなく、地域の居場所としての機能
があることも大事にしながら支援して行ってほしい。
- Q. 営利目的の事業が補助対象外となる理由を確認したい。
- A. 福祉の増進を目的とするため、経費以上の料金を徴収する営利目的の事業は補助対
象外としている。ただし、営利目的の飲食店を営業しながら、採算を切り分けた非営
利の形で子ども食堂を運営する場合は補助対象としている。

幼児教育推進事業について

- Q. 地域人材ボランティアによる体験型幼児教育活動を広げ、各園が推進する活動に応
じて依頼できるよう体制を整えるとしているが、その詳細を確認したい。
- A. 地域人材ボランティアにより活発に活動いただけるよう、交通費や材料費など実費
相当の謝金を支払うための予算を確保し、より高い教育効果が得られるよう努めてい
きたい。また、今後は副園長等を中心として幼児教育活動にしっかり取り組めるよう
な体制としたい。
- Q. 地域人材ボランティアは熱い思いで活動しているため、感謝状などで感謝の気持ち
を伝えることも検討してはどうか。
- A. 地域人材ボランティアに感謝の気持ちを形にして伝えることは重要と考えるため、
具体的な方法を今後検討したい。
(意見) 体験型幼児教育活動の活動内容をより多彩なものとするため、全庁的に地域人
材ボランティアの掘り起こしを進めてほしい。
- Q. 幼児教育アドバイザーについては、4名の人員により年間計45回の派遣を行う予定
としているが、効果検証を行い、拡充などの見直しを図ることで、さらに有効的な事
業にしてほしいがどうか。
- A. 幼児教育アドバイザーが、事前に各園の課題やニーズをしっかりと把握し、園訪問の
結果を報告書にまとめ、事例やノウハウのデータベース化を進めることで、幼児教育
アドバイザーの対応力を向上させていきたい。また、効果検証の結果によっては、拡
充などの見直しも検討したい。

Q. 幼小連携の取組については、幼保から小学校だけでなく、小学校から幼保へ気軽に相談できる双方向の連携を推進することで、より円滑な接続が可能になると考えるがどうか。

A. 双方向の幼小連携は国の「幼保小の架け橋プログラム」も提唱しており、これまでもスタートカリキュラム四日市版を活用して推進してきたが、ここ数年はコロナ禍も重なり十分に実施することが難しい状況であった。今後は幼小連携担当の幼児教育アドバイザーを置いて双方向の連携強化を図るとともに、幼児教育センターが中心となって幼小連携についての研究を深めていく。

こども未来部 令和5年度当初予算の基本的方針について

Q. 現在のサービスがどのように受け止められているかを経年的な意識調査により把握することは重要と考えるがどうか。

A. 5年ごとに改訂する子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって子ども・子育てに関するアンケート調査を行い、子育て環境や支援に対する評価を把握している。なお、来年度は当該アンケート調査の実施年度となっている。

Q. 子ども・子育ては本市の最重要施策であるため、より短い間隔で意識調査を行い、他にないような政策展開を図ることで、新たなステージを目指していくべきと考えるが、今後の展望を確認したい。

A. 子育てがしやすく子供が健やかに育つまちを目指し、例えば保育需要への対応や相談窓口の拡充などを進めてきた。来年度実施の子ども・子育てに関するアンケート調査等の市民の意見をしっかりと施策に反映していきたい。

Q. 子供の貧困は深刻な問題であるが、どの程度実態を把握し、どのような施策展開を図ろうとしているのか。

A. 令和3年度実施の子どもの生活実態調査から約10%の世帯は極めて厳しい経済状況であると認識している。現在は子供が生まれ育った環境に左右されず、貧困の連鎖を生まない社会を目指して計画を策定しているところである。

(意見) 子供の貧困の実態に基づき行政や民間で何ができるのかを精査し、より具体的に取り組んでほしい。子供と子育てにやさしいまちを目指して、現状で大きな困難となっている貧困問題や虐待問題には特に力を入れてほしい。

(意見) 子ども・子育てに関するアンケート調査は何を調べたいのかを十分に整理した上で取り組んでほしい。

Q. 子育て支援センター等において、子育て経験者も含めたあらゆる世代の声を吸い上げ、施策展開に活かしていくことを今後検討してはどうか。

A. 子育て支援センターで定期的実施する担当者会議では、様々な事例研究などに取り組んでおり、それらを活かして一人一人に寄り添った支援を行っていきたい。

(意見) 子育て支援センターが時代の変化に適応し、さらに発展したものとなるよう、優れた取組の評価や情報共有などの横展開に取り組んでほしい。

Q. 本市は「子育てするなら四日市」をスローガンに掲げているものの、人員数や予算の推移に大きな変化はないために、施策も十分に進まなかったという理解でよいか。

A. 予算については明石市のように10年で倍増とまではいっていないが、市民の意見を聞きながら様々な施策を着実に進めてきた。また、人員体制としても正規職員、嘱託職員、再任用職員の割合を増やすことで整備を進めてきたと考えている。

(意見) 保護者の受け止めも十分に確認しながら、これまでの取組を振り返ることで、次なるステージを目指してほしい。

Q. 現在も職員の対応に不満があるとの市民の声を聞いており、人員体制はまだ十分ではないと考えるがどうか。

A. 丁寧な対応に努めているが、必ずしも相手の気持ちに寄り添う万全な対応はできなかったと考える。改善点を見つけて不安を与えないような対応に努めたい。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

出産・子育て応援事業について

Q. 現金で給付を行う「出産応援金」、「子育て応援金」は、将来的に電子クーポンへ変更し、活用方法を可視化すべきと考えるがどうか。

A. 当面は現金での給付を継続するが、国もクーポンによる給付を想定して事業の枠組みを構築しており、クーポン化は今後の課題である。また、クーポン化の際には利用者に対して分かりやすく周知したい。

Q. 「伴走型相談支援」として、妊娠届出時、妊娠8ヶ月頃、出産後に面談の機会を設けているが、本人の意向にただ従うだけでなく、事業の趣旨を汲んだ丁寧な対応を求めたいがどうか。

A. 妊娠時、出産後については原則面談を行うこととし、妊娠8ヶ月頃の面談は希望者のみに実施するが、アンケートの内容等によっては、面談を希望しない人にもこちらから連絡をとり面談につなげるといった丁寧な対応を行いたい。

中学生ピロリ菌検査事業について

Q. 除菌判定検査費用は公費負担となるが、除菌治療は自己負担のままであることを理解してもらうために、どのような周知方法を考えているのか。

A. 対象者へ送付する案内文書にできるだけ分かりやすく明記したい。

Q. 1回の除菌治療ではうまく除菌できなかったために、再び除菌治療を行う場合も除菌判定検査費用は公費負担となる理解でよいか。

A. そのとおりである。

Q. 除菌判定検査の公費負担は一次検査を受診した年度の翌年度末までに限っているが、期限内に除菌治療が完了しない事態は考えられないのか。

A. 二次検査で陽性となっても、直ちに除菌治療を行う人ばかりではないため、そのような事態は考えられる。

(意見) 除菌治療に広くつながるよう、除菌治療についても公費負担とすることを早期に検討してほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 1 項教育総務費》

《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

第 2 条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》

重層的支援体制整備事業費について

Q. 包括的相談支援事業はどこが窓口となり、どのように市民へ周知するのか。

A. 福祉総務課（健康福祉課が令和 5 年度に名称変更）福祉支援係が総合的な窓口となり、ホームページやしおり等により市民へ情報発信を行う予定である。

Q. 相談がたらい回しにならないような体制の整備が必要と考えるがどうか。

A. 関係機関が重層的支援体制整備事業を十分に理解し、連携を図ることが重要と考えるため、積極的なアプローチや情報交換を行っていききたい。

Q. 縦割りの意識のままでは実施が難しい事業であるため、スキル向上を目指した研修を継続的に実施する必要があると考えるがどうか。

A. 職員のスキル向上のための研修等によって人材育成を図っていききたい。

Q. 多機関協働事業における重層的支援会議の詳細を確認したい。

A. 多種多様な課題に対して関係機関が集まり、現状や解決に向けた方向性を話し合う会議を想定している。在宅介護支援センターや児童福祉に関する事業所等にも協力を仰ぎ、連携していききたい。

Q. 継続的支援事業におけるアウトリーチ等は、どの部署が担うのか。

A. 既存事業に該当する案件は担当部署が担うが、既存の制度の狭間に当たる案件については福祉支援係が担う必要があるため、関係機関と連携しながら伴走支援を行っていききたい。

Q. 支援を必要とする人に必要な支援が届く重層的支援体制とするために、官民連携のプラットフォームの構築にもチャレンジしてほしいがどうか。

A. 多機関協働は官民連携が必須となるため、事業を実施する中で改善を図りながら、官民連携のプラットフォームの構築についても検討していききたい。

（意見）官民連携の強化は、行政の仕事の円滑化にもつながることから、組織の立ち上げ支援や育成にも取り組んでほしい。

Q. 重層的支援にはどのような目的があるのか。

A. 重層的支援は従来からの支援に横串を刺すイメージで、複合的な課題を抱える人に対し関係機関が連携して支援を行っていくためのものである。

（意見）横串を刺していく既存事業が適正な状態となっているのかも点検しながら重層的支援体制の整備に取り組んでほしい。

健康福祉部の基本的方針について

- Q. 健康福祉部は地域や団体と連携しながら市民が健康的な生活を送れるようにするという大きな目標に向かって取り組むべきと考えるがどうか。
- A. 市民の誰もが住み慣れたところで健康な状態で幸せに長く暮らしてもらうことを目指して様々な施策を展開していきたい。

民生委員・児童委員への支援体制の充実について

提言チェックシート参照

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第3款民生費 第3項生活保護費》

扶助費（生活保護費）について

- Q. 全体の約半分を占める医療扶助費は増加傾向にあるが、どう考えているのか。
- A. 医療費全体が増加傾向にあり、それに伴って生活保護における医療扶助費も増加傾向にある。また、生活保護者の医療費は保険適用対象外となるため、その全額が医療扶助費として計上されることとなり、金額が大きくなっている。
- Q. 重複診療の指導は行っているのか。
- A. レセプト点検により重複診療及び頻回受診を早期に発見し、適切に指導、対応している。
- Q. 生活保護受給者のうち外国人は何人いるのか。
- A. 令和5年1月末時点で、生活保護受給者 3899 人のうち外国人は 284 人である。
- Q. 就労目的で来日した外国人も生活保護対象者となるのか。
- A. 在留資格があり資力を活用しても生活ができない場合は受給対象となるが、在留資格がなくなり不法在留者となれば、受給対象外となる。

《歳出第3款民生費 第4項災害救助費》

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第3款民生費 第6項介護保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第4款衛生費 第3項保健所費》

新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対応について

- Q. 国は基本的な感染対策として、マスクは個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に原則委ねる方針を示しているが、市民が判断に迷わないよう本市として情報発信を図る必要があるのではないか。
- A. マスクなどの場面に応じた感染対策は判断が難しい部分であるため、その辺りの情

報を市民に分かりやすく発信していきたい。
(意見) マスクについての明確な判断基準を市民に発信してほしい。

〔仮称〕保健所衛生検査施設新築事業について

- Q. 食の安全安心をしっかりと守っていく施設として市民にPRすべきと考えるがどうか。
- A. 本施設の完成時には、食の安全安心と本施設の役割の周知を図っていきたい。
- Q. 現在は臨床検査技師4名体制とのことだが、十分に対応できているのか。また、本施設の完成後に人員体制の増強はあるのか。
- A. 業務は現状の人員体制で対応できており、本施設完成後も同様の人員体制を考えている。
- Q. 食品衛生検査所の衛生検査グループが本施設に移転する形となるが、もう一方の食肉検査グループはどのような形となるのか。
- A. 食肉検査グループは現在の食品衛生検査所にそのまま残る形となる。
(意見) 食品衛生検査所は食の安全安心を守る最前線であるため、市民にも衛生検査グループの移転の目的や影響を分かりやすく伝えてほしい。

食品衛生監視指導事業について

- Q. 食品衛生監視員は何名か。また、その人数で充足しているのか。
- A. 食品衛生監視員は10名おり、食品衛生監視指導計画に沿った監視を行う人員は確保できている。
- Q. 食品衛生指導員は何名か。
- A. 食品衛生協会からは令和3年度時点で215名と聞いている。
- Q. 食品衛生指導員が食品衛生監視員の代わりに指導していると聞くがどうか。
- A. 食品衛生指導員が行う巡回指導は自主的な衛生意識向上活動である。一方、食品衛生監視員は法律に則り監視指導を行っており、食品衛生監視員が行う監視指導とは意味合いが異なり、代わりに指導しているということではない。
- Q. 食中毒発生時に大規模になる可能性が高いAランクの施設は年1回以上の監視指導を行うとしているが、Bランクの施設はどの程度の監視頻度なのか。
- A. 現在の食品衛生監視指導計画では最低でも5年に1回行うこととしている。
(意見) 市民が日常的に利用する多くの飲食店が該当するBランクの施設を最低で5年に1回しか監視指導が行わないとする食品衛生監視指導計画は改めるべきであり、監視頻度を高められるよう人員体制を強化すべきである。
(討論) 食品衛生監視指導の体制に改善が見られないため、食品衛生監視指導事業費に反対する。

犬猫避妊等手術費助成補助金について

- Q. ボランティア団体から要望があった飼い主のいない猫の避妊等手術に対する補助上限の引き上げを行うことは評価したい。令和3年度の飼い主のいないメス猫への避妊手術費補助件数が令和2年度実績よりも少なかった理由を確認したい。

- A. 両年度とも補助金は同様の形で交付しており、ボランティア団体等から持ち込まれた件数の結果であると考え。
- (意見) 現在も飼い主のいない猫による糞尿の被害に困っている人はたくさんいるため、引き続き本事業に取り組んでほしい。
- Q. 飼い主のいない猫の避妊等手術の申請を地区市民センターでも行えるようにすべきと考えるがどうか。
- A. いわゆる飼い猫の申請については地区市民センターでも受け付けているが、飼い主のいない猫については申請者との直接のやり取りによって状況や効果等を調査しているため、保健所のみで受け付けることとしている。
- (意見) ボランティア団体の負担を軽減するために、飼い主のいない猫の避妊等手術の申請のオンライン化を検討すべきである。
- Q. 飼い主のいない猫の避妊等手術の補助決定から1カ月以内に手術を行う必要があり利用しにくいとの声を聞くため、当該期間の設定を見直すべきと考えるがどうか。
- A. 飼い主のいない猫を人に慣れさせるための一定期間を経て、申請を行い、捕獲及び手術を行うような場合には、1カ月以内という設定で支障はないと考える。
- Q. 避妊等手術の申請から手術に至るパターンは事情により様々である。利用のハードルを下げるため、補助決定から手術までの期間の延長を検討してほしいがどうか。
- A. 他市町の状況やボランティア団体の意見を確認した上で検討したい。
- (意見) 保健所からの情報発信はホームページに頼るところが大きいですが、過去のイベント情報などがお知らせ欄に掲載されたままとなっているため、最新情報を分かりやすく発信できるように工夫してほしい。
- (意見) 野良猫を増やし、ひいては殺処分にもつながってしまう野良猫への不適切な餌やり行為を防止するための啓発を行ってほしい。

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

新教育プログラム推進事業について

- Q. 今後も新教育プログラムを小中学校教育の大きな指針として取組を進めてほしいが、各学校において成果や課題を確認するような仕組みはあるのか。
- A. 教育委員会は各学校との定期的なやり取りの中で、新教育プログラムに基づく取組への意識づけや成果と課題の確認を行っている。
- Q. 各学校における取組の進め方を確認したい。
- A. 各学校では年度当初に新教育プログラムの6つの柱に基づく取組を整理し、それぞ

れの柱に係る担当教員が具体的な実施方法の提案を行い、取り組んでいくことになる。

「チーム学校」推進事業について

- Q. 「チーム学校」におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤー等の専門的なスタッフと教職員との連携は十分に図られているのか。
- A. チーム学校における専門的なスタッフは、生徒指導担当や管理職とともに課題の整理や対応方法の検討を行っており、各教職員への情報共有も行われているため、十分な連携は図られていると考える。
- Q. 教職員自身も様々なストレスを抱えており、精神的な疾患から休職する人もいるため、教職員に対するケアという観点から「チーム学校」としての連携をさらに強化すべきと考えるがどうか
- A. 現在も専門的見地から相談に乗ってもらえる「チーム学校」を支えるスタッフがいることは、教職員の安心感につながっていると考えるが、教職員が孤立してしまうことがないように、学校には積極的な組織対応を指示していきたい。
- (意見) 「チーム学校」の連携が円滑に行われている学校とそうでない学校は存在すると考えるため、成功事例の横展開を図ることによって、全体で成果が上がるように取り組んでほしい。

いじめ相談アプリによる相談事業について

- Q. 相談者の状況から概ね好評であると確認できるが、課題などはあるのか。
- A. 漠然とした不安や悩みを抱える児童生徒からの相談もあり、繰り返しやりとりする中で解決を図ることができるという成果はあるが、返信が平日夕方の1回程度となる点は課題と捉えており、なるべく早く返信できるような体制としていきたい。
- Q. 操作上の問題はないのか。
- A. 初回授業の際にアプリの操作説明を行ったこともあって、児童生徒はアプリの機能を使いこなせているように感じている。
- Q. 令和4年度の実績をどのように評価しているのか。
- A. アプリ提供業者によれば、他の自治体に比べて相談件数が多いと聞いている。ニーズはあると感じている。
- Q. 令和5年度には小学校1年生～4年生の児童にもアプリを活用できるよう取り組む予定としているが、気をつけたい点などがあれば確認したい。
- A. まずはアプリに慣れてもらうため、操作が簡単な付属機能に触れてもらうところからスタートし、メッセージを送るところにつなげていきたい。
- (意見) いじめ相談アプリにより気軽に相談できるような体制とすることは心の健康を守っていく上で重要と考えるため、さらに取組を進めてほしい。
- Q. アプリは一人一台タブレットからしか利用できないのか。
- A. 個人のスマートフォンなどからでもログインすれば利用可能となる。

四日市市奨学金支給事業について

- Q. 卒業した奨学生からはどのような形で奨学金を返還してもらうのか。
- A. 四日市市奨学金制度で新たに採用した人のほか、旧制度から移行した人も含まれているが、旧制度は全額貸与、新制度は2分の1給付、2分の1貸与となっており、いずれも貸与分は卒業の1年後から10年間で返還してもらうことになる。また、新制度の貸与分は1月1日時点において四日市市在住であれば翌年度分が返還免除となる。
- Q. 今後の定員数を確認したい。
- A. 制度上、定員数は基本50名としているが、必要に応じて定員数の追加も検討したい。
- Q. 三重県や民間企業などが行う奨学金の返還支援制度をなるべく活用してもらえよう、本市としても周知を図る必要があると考えるがどうか。
- A. 返還してもらう際にはまずこちらから通知を送るため、そのような機会を捉えながら可能な情報提供について検討したい。
- (意見) 三重県の奨学金返還支援制度は地域経済における人材確保の手段としても活用できるため、教育委員会の立場からも周知してほしい。

部活動サポート事業について

- Q. 部活動在り方検討会における調査研究のための予算は75000円に留まるが、もっと本腰を入れた取組を進めるべきではないか。
- A. さらに視野を広げていく必要はあると考えているが、まずは現在の検討会において様々な情報を取り入れ調査研究を行う形で取り組んでいきたい。
- (意見) 子供たちに部活動の未来を指し示す責務があることを念頭に置き、検討会の在り方を含めた抜本的な見直しを検討してほしい。
- Q. 令和5年度の拠点型活動に関する取組を確認したい。
- A. 令和4年度から実施している剣道部に加えて野球部と吹奏楽部での拠点型活動の準備を進めている。従来の部活動の形ではなく、全市を対象に学校を超えて集まる形で取り組めるよう模索しているところである。
- Q. 学習指導要領上の部活動の位置づけを確認したい。
- A. 学習指導要領上の部活動は単位時間が決まってない教育課程外の活動であり、自主的に参加するものであるが、教育効果の大きさから学校側が参加を推奨してきたために、全員が原則加入する制度としてきた経緯がある。
- Q. 部活動に教育的意義があると考えているのであれば、現実的な方向性から部活動のグランドデザインを検討してほしいがどうか。
- A. 学校現場における部活動の教育効果は大きく、完全に任意の活動とすることへの意識改革が難しい現状がある中で、総合型地域スポーツクラブとの連携や拠点型活動の実践研究の成果から課題の整理を行い、部活動在り方検討会の新たなステージについても検討していきたい。

不登校対策推進事業について

- Q. 不登校児童生徒支援ボランティア（ふれあいフレンド）はどのように募集し、どの

ような学生が登録されているのか。

A. 三重県や愛知県の大学に案内チラシやポスターを配布するとともに、ホームページ等で募集している。教育学部、医学部、心理学部などの大学生や大学院生から応募があり、面談を行った上で登録している。

Q. メンターのような存在である不登校児童生徒支援ボランティアや校内ふれあい教室の拡充は非常に重要と考えるが、十分にカバーしきれていないと考えるため、民間ノウハウや小規模特認校の活用などによって、さらに重層的な不登校対策を検討すべきと考えるがどうか。

A. 登校に向けた支援だけではなく、社会的自立に向けた支援も重要視されるようになったことを受けて、本市としても児童生徒の卒業後の未来を見据えた様々な選択肢を模索しながら研究しているところである。

(意見) 国が新たに設置するこども家庭庁は、子供の居場所づくりやアウトリーチ支援等の不登校対策にも着手する予定であるため、動向を素早く把握し、支援メニュー等を活用することで、子供の新たな登り口をつくってほしい。

Q. 本市が不登校対策として先進的に行っていることを確認したい。

A. 校内ふれあい教室は本市が三重県内で最初に開始したが、現在では校内フリースクールという名称で全国的に広がっている。

Q. 登校サポートセンターの支援により学校に復帰するケースはどの程度あるのか。

A. 中学3年生は毎年ほぼ全員が上級学校に進学しており、他の学年は年度によってまちまちだが、一定数の児童生徒が学校に復帰している。

(意見) 部活動については、不登校対策としての活用も視野に入れ、子供が興味を持つような新たな形を検討してほしい。

インクルーシブ教育推進事業について

Q. 不登校児童生徒の家庭や、個に応じた指導や支援が必要な児童生徒の家庭に対するケアも重要と考えるため、これらの家庭への相談支援体制を確認したい。

A. 不登校児童生徒の家庭に対しては、登校サポートセンターが悩みを共有する保護者会を開催しており、今後も継続してほしいとの声を聞いている。個に応じた指導や支援が必要な児童生徒の家庭に対しては、教育カリキュラムを考える上で保護者の思いも汲み取るなど丁寧な連携に努めている。これらの家庭への相談支援体制は、学校だけで支えることが難しい部分もあるため、教育委員会とこども未来部が十分に連携しながら引き続き取り組んでいきたい。

(意見) インクルーシブ教育における多様な学びを充実させていくために、潜在的なニーズも把握しながら体制整備を図ってほしい。

Q. 特別支援教育に関わる教職員の質的向上策を確認したい。

A. 各学校において連絡調整や推進の核となる特別支援教育コーディネーター等を養成し、その先生を中心としたサポート体制を整えている。

教職員数の不足について

Q. 来年度の教員数は現時点でどの程度不足しているのか。

A. 小中学校合わせて加配や補充教員を含め 14 人程度不足しており、非常勤職員による補填や各学校による授業の工夫で児童生徒に極力不利が生じないように対応していくが、やむを得えず少人数授業が行えずに別の対応となることなども考えられる。

Q. 年度途中でさらに不足する可能性もあるため、本当に危機的な状況であると考えて。根本的な解決策が見つからない中における今後の方針を確認したい。

A. 教員不足は全国的に深刻な問題であり、限られた職員数の中で I C T をうまく活用し、個別最適化された効果的な学習をいかに推し進めていくかが重要になると考えるため、その辺りはしっかりと研修しながら取り組んでいきたい。

学校指定物品について

Q. 多くの小中学校では、入学前の平日に保護者を集め、学校指定物品を現金のみで販売する対応を行っているが、実施日を土日に変更したり、支払い方法をキャッシュレス決済に対応したりすることはできないのか。

A. 学校指定物品の販売方法については、保護者にとって利便性の高い形を検討し、各学校へ指示したい。支払い方法については、物品取り扱い業者と協議を行う中で、キャッシュレス決済への対応を含めた望ましい形を検討したい。

《歳出第 10 款教育費 第 2 項小学校費》

《歳出第 10 款教育費 第 3 項中学校費》

学校給食運営費について

Q. 学校給食費の無償化は国による少子化対策として行われるべき段階にあると考えるため、県と協力して国に要望を行うことを提案したいがどうか。

A. 本市による学校給食費の無償化は継続して多額の経費が必要となるため、他の教育施策に係る経費を鑑みながら慎重に検討しており、来年度は物価高騰分の公費負担を行う。本市としても国による学校給食費の無償化が望ましいと考える。

《歳出第 10 款教育費 第 4 項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

電子図書館運営費について

Q. 令和 5 年度の利用者数の見込みを確認したい。

A. 図書館の利用者約 2 万 3000 人、小中学校児童生徒約 2 万人、電子図書館のみの利用者約 7000 人を合計した約 5 万人を見込んでいる。

Q. より多くの人に利用してもらうための周知はどのように行うのか。

A. 10 月の運用開始までに広報よっかいちや小中学校において案内等を行い、話題に上がるようにしていきたい。また、使い方が分からない人のための操作説明会を各地域

において行うことも検討している。

Q. 運用開始前にデモンストレーションを予定しているが、全市民が対象となるのか。

A. 全市民を対象とするのではなく、例えば一部の小中学校に協力をお願いして動作確認を行うことなどを想定している。

Q. 電子図書館が今後さらに充実していけば、図書館は必要なくなるのではないか。

A. 図書館は資料の貸し出しだけでなく、生涯学習や憩いの場としても広く利用されており、電子図書館には代えられないものと考えている。

Q. 貸出可能な冊数と期限を確認したい。

A. 検討段階であるが、貸出可能な冊数は3冊、期限は2週間を予定している。

Q. コンテンツ数はどの程度になる予定なのか。

A. 約2万コンテンツであり、東海3県で最大規模になると予想している。

Q. どのようなコンテンツを用意する予定なのか。

A. 電子図書館のコンテンツは著作権者の了解を得る必要があるため、最新の人気作を用意することは難しい。年代や性別に応じた特集を組み紹介することで、新たな本に出会える場として使ってもらえるようなことを考えている。

(意見) 読者の属性や傾向を把握しやすいデジタルの特性を生かし、利用者が求めるものを見つけやすい体制づくりに取り組んでほしい。

Q. 近隣他市町と共同で運用する方法にすれば、コスト削減やコンテンツの充実などが期待できるが、そのような形は検討できないのか。

A. 今回も1市3町で運用することを検討したが、結果的に単独で運用する判断とした。今後も県内の動向を見定めた上で、広域での運用について検討していきたい。

博物館特別展等開催費について

Q. 今後も地元出身の優れた作家を市民に紹介し、全国に向けてもアピールできるような活動を博物館で実施することを期待するがどうか。

A. 博物館としても地域・芸術・歴史などを掘り下げて紹介したい思いは持っているため、三重県博物館協会等と情報交換を行いながら検討していきたい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第81号 令和5年度四日市市国民健康保険特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第85号 令和5年度四日市市介護保険特別会計予算

介護保険の認定基準について

Q. あるケアマネジャーから「四日市市の介護認定基準は他市に比べて厳しい」との意見を聞いたが、この点について確認したい。

A. 全国一律の介護認定基準を適用し、適正に認定審査を行っており、他市に比べて厳

しいという認識はない。

Q. 本市の要介護認定率（要介護認定者数÷65歳以上人口）は16.2%であり、県平均の19.1%よりも低いのは、厳しい基準で審査していることが原因ではないか。

A. 他市町に比べて高齢者の比率が低いために、要介護認定率も低くなっているものとする。また、健康な高齢者が多いほど要介護認定率は低くなるものであり、厳しい基準により認定審査しているということはない。

認知症総合支援事業について

Q. 認知症フレンドリー宣言の具現化に向けた官民連携を進めるための事業計画の完成時期を確認したい。

A. なるべく早く完成させたいが、コンサルテーション委託の結果を踏まえて検討する必要があるため、現段階において未定である。

Q. 官民連携に係る研究会の詳細を確認したい。

A. まずは参加企業に「認知症フレンドリー」に関する理解を深めてもらい、特に興味・関心を持つ企業との具体的な施策につなげていきたい。

Q. 認知症当事者や認知症施策の関係者の意見も取り入れながら、企業との連携のみに留まらない研究会にしてほしいがどうか。

A. 将来的には認知症の当事者や関係者も参画する協議会の設置を目指したいが、まず来年度は企業を対象とした研究会の中で、認知症の当事者や関係者の意見を踏まえながら取り組んでいきたい。

(意見) 市民にも「認知症フレンドリー」に関する理解を深めてもらうために、シンポジウムの開催や分かりやすい周知方法などを検討してほしい。

認知症カフェ推進事業費について

Q. 認知症カフェの質の向上を図るため、希望に応じて認知症カフェへの作業療法士を派遣する予定としているが、なぜ年1回に留まるのか。

A. 作業療法士が行う回想法をまずは一度体験してもらいたいとの考えから年1回に設定した。

Q. 自前で作業療法士を派遣する認知症カフェへの費用の補充は行わないのか。

A. 三重県作業療法士会との委託契約の中で作業療法士を派遣する事業であるため、自前で作業療法士を派遣した場合の費用の補充を行う予定はない。

Q. 認知症カフェは本市の委託事業としてふさわしい質の高さが求められるが、それぞれの認知症カフェにばらつきが見られるのが現状である。好事例の横展開などによって全体の質を引き上げていく必要があると考えるがどうか。

A. 認知症カフェの質に差があるのは事実であり、好事例の一つである作業療法士の派遣によって、全体の質の向上を図っていきたい。

(意見) 商業施設での認知症カフェの開催など、官民連携による発展的な取組も研究しながら全体の質の向上に努めてほしい。

議案第 86 号 令和 5 年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 116 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）

【こども未来部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 3 款民生費 第 1 項社会福祉費》

母子家庭等自立支援給付金事業費について

Q. 減額補正となった理由の詳細を確認したい。

A. 当初予算要求の際に、国は資格取得のための給付金についての補助割合を上げる方向性を示していたために利用者増を見込んだが、実際は従来どおりの利用条件であったため、例年並みの利用者数にとどまったことが要因である。

《歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費》

自立支援医療費（育成医療）について

Q. 減額補正となった理由の詳細を確認したい。

A. 今年度 1 月支払分までの申請実績が 27 件と、昨年度 1 年間の 54 件に比べて少なく、また、保険が適用されない生活保護受給者からの申請がなかったことが要因である。

Q. 本制度の周知不足が要因ではないと理解してよいか。

A. 本制度は病院でも案内されており、周知不足が要因ではないと考える。

子育て世帯生活支援特別給付金事務費（補助分）について

Q. 減額補正となった理由の詳細を確認したい。

A. 会計年度任用職員の人件費に余剰が出たことが主な要因である。

保育所管理運営費（大矢知保育園事故損害賠償金）について

Q. 事故に係る損害賠償金の全額を保険により支払う場合であっても、市会計を通じて支払う必要があるのか。

A. 保険には施設管理者である本市が加入しており、原則として事故発生時には本市が被害者に補償しなければならないという関係性があるために、市会計から賠償金を相手方に支払うとともに、その財源は保険金から充当されることとなる。

特別支援保育事業費補助金について

Q. 大きな増額補正となった理由の詳細を確認したい。

A. 当初予算の際には特別支援が必要な児童数を例年並みと見込んだが、療育手帳等を有しないものの特別な支援が必要な児童のために保育士を加配している園の状況が新たに判明したことなどにより、見込み数を大きく上回る結果となった。

《歳出第10款教育費 第4項幼稚園費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

少年自然の家費（施設管理運営費）について

Q. 光熱費高騰の影響による増額補正の詳細を確認したい。

A. 平年に比べて電気代が約160万円、ガス代が約70万円増えたが、利用者の減少により給湯に必要な灯油代が約100万円減ったため、差し引きで130万円の影響を見込んでいる。

Q. 利用者の減少による影響は他にもあるのか。

A. 利用料金の減収は約900万円であったが、単年度収支が黒字にならない範囲で清算を行った結果、精算額は850万円となった。

（意見）子供たちの健全な育成という目的が達成できるよう、指定管理者との連携を密にしながら取り組んでほしい。

Q. 昨年度より利用人数が増えているにもかかわらず、減収となった根拠を確認したい。

A. 昨年度との比較では増収であるが、コロナ禍前の平成30年度と令和元年度の平均と比較すると利用者数は戻っておらず、約900万円の減収となっている。

Q. 新型コロナウイルス感染症のまん延などのやむを得ない事情があった場合に、指定管理者は本市から補填を受けられるような契約内容になっているのか。

A. そのとおりであり、次回更新時も同様の契約内容とすることを予定している。

（意見）今後も、経費の補填に当たっては、やむを得ない事情によるものなのか、指定管理者の運営上の問題によるものなのかを十分に精査してほしい。

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第1項社会福祉費》

介護給付費・訓練等給付費（扶助費）について

Q. 1億8300万円もの増額補正となった要因を確認したい。

A. 新たな事業所が設置されたこともあり、利用者数が増えていることが要因と考える。

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費》

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

建設費補助金・事業費補助金（全般）について

- Q. 複数の補助事業において、県からの補助金の交付内示や事業所への交付決定通知書の交付遅れたことを理由に繰り越しが行われているが、その詳細を確認したい。
- A. 本市としては年度内の事業完了を目指して手続を進めていたが、現時点において県から交付決定通知書が交付されていないなどの理由で、繰り越すこととなった。
(意見) 県の対応に問題があるのであれば本市から指摘すべきであり、予算を安易に繰り越すことがないように取り組んでほしい。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第1項教育総務費》

会計年度任用職員（フルタイム）退職手当について

- Q. 会計年度任用職員の退職が当初見込みの6人から10人に増えることで、学校運営に支障はないのか。
- A. 退職者は教職員以外の学校用務員や司書などであり、事前に退職の意向を確認していたために、各担当部署で4月から補充されるよう募集等を行っている。

《歳出第10款教育費 第2項小学校費》

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

学校教育活動体制整備事業費（小中学校）について

- Q. 導入予定のサーキュレーターや空気清浄機は、どのような場所に設置するのか。
- A. 全小中学校の体育館、武道場にサーキュレーターをそれぞれ2台導入することを想定している。
- Q. 教室への導入も今後検討していくのか。
- A. 教室ではCO₂センサーを利用した効果的な換気の徹底により環境衛生の確保に努めているため、今後の交付金の用途については必要に応じて検討していきたい。
(意見) サーキュレーターや空気清浄機の導入による効果検証を行い、十分な効果が認められるようであれば、各教室への導入についても検討してほしい。
- Q. 導入予定のサーキュレーターや空気清浄機は、全校で同じ商品となるのか。
- A. 市が一括購入した上で、全校に同じ商品を配備する予定である。
- Q. 専門的な知識を持つ学校三師に指導を受けながら導入するという理解でよいか。
- A. 換気対策については薬剤師からの指導を引き続き受ける予定である。

第2条 繰越明許費の補正

高花平小学校改築整備事業費について

- Q. 受注者が前金払いの請求を辞退した理由を確認したい。
- A. 理由は直接確認していないが、前金払いを請求しなくても、工事を問題なく進める

ことができる」と判断したためと思われる。

議案第118号 令和4年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第121号 令和4年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第123号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【こども未来部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第2項児童福祉費》

送迎用バス安全装置整備事業費補助金について

Q. 令和5年4月からの送迎用バス安全装置の設置義務化に間にあうのか。

A. 令和5年4月から1年間は経過措置があるために、令和5年度中に安全装置を設置すればよいこととなっている。

【健康福祉部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第3款民生費 第5項国民健康保険費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【教育委員会・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第10款教育費 第3項中学校費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第124号 令和5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

出産育児一時金について

Q. 出産育児一時金の引上げは令和5年4月1日の出産から対象になるのか。

A. そのとおりである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第 79 号 令和 5 年度四日市市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算のうち、歳出第 4 款衛生費 第 3 項保健所費中食品衛生監視指導事業費については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、全体会に申し送るべき事項につきましては、議案第 79 号 令和 5 年度四日市市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算のうち、歳出第 3 款民生費 第 2 項児童福祉費中、兄弟姉妹同園入園に向けた対応に係る部分については、全体会において全委員で議論を深めるべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により全体会に送ることと決しました。

また、議案第 79 号 令和 5 年度四日市市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算のうち、歳出第 4 款衛生費 第 3 項保健所費中 食品衛生監視指導事業費については、全体会において全委員で食品衛生監視指導体制の改善に向けた議論を行うべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成少数により全体会に送らないことと決しました。

これをもちまして、教育民生分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和5年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 2

事業名	民生委員・児童委員への支援体制の充実について	
事業概要	<p>四日市市民生委員児童委員協議会連合会の理事会及び会長会の全会議に担当各課が出席している。各地区民生委員児童委員協議会からの希望に応じて、本市の担当各課が当該協議会の定例会に出席し、所管する制度説明を行うとともに、民生委員・児童委員への活動事例の共有などを行っている。また、一斉改選の年度には、新任の民生委員・児童委員に対して、市の福祉施策に関する研修を行っている。</p>	
	決算額	<p>民生委員児童委員協議会連合会補助金（款3民生費 項1社会福祉費） 29,392,640 円</p>
次年度予算への提言		
<p><提言> 民生委員・児童委員への支援体制の充実について</p> <p>民生委員・児童委員の確保については、各地域、団体に任せるだけでなく、行政としてこれまで以上に積極的に取り組むことを求める。</p> <p>具体的には、民生委員・児童委員への支援体制の拡充はもとより、活動費について各個人へ適切に支給されているか確認するなどの必要がある。また民生委員・児童委員の役割、仕事内容等について市民への改めての周知、浸透を図るなど、様々な観点から新たな人材が関心を持ち得るような方策を十分に考える必要がある。また、目的達成に向けては法的な制約も多分にあることから、国に対する働きかけについても一考すべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（事業実施手法の見直し）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【健康福祉課】</p> <p>・県内14市で構成する三重県都市福祉事務所長連絡協議会（令和4年10月19日）において、本市より「民生委員・児童委員に対する活動補助及び人材発掘について」の協議提案を行い、各市の取組状況等、意見交換を行った。他市も民生委員・児童委員の確保に苦慮している状況であったことから、「民生委員・児童委員への支援体制の充実」について要望することを採択し、処遇改善としての民生委員の活動費の増額、活動の負担軽減としての様式の簡素化、デジタル化、担い手確保のための積極的なPR活動等をまとめた要望書を令和4年10月31日に三重県知事あてに提出した。</p> <p>・民生委員・児童委員活動について意見を聴取すべく、現職・退任を含め約800名の民生委員・児童委員に対し、令和4年12月末から令和5年1月末までの間、活動に関するアンケート調査を実施した。調査集計の結果を基に、今後の活動支援につなげていきたい。</p>		

- ・活動費については、各地区民生委員児童委員協議会会長への委任払いとなっているが、そのうえで各個人へ適切に活動費が支給されるよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会に要請を行った。
- ・民生委員・児童委員の役割、仕事内容等について市民への周知、浸透を図るべく、本市ホームページに民生委員・児童委員に関するコンテンツを令和4年11月に掲載した。
- ・民生委員・児童委員への研修について、一斉改選後に開催する新任民生委員・児童委員研修をはじめ、引き続き能力向上や新たな制度の情報提供のための研修を行っていく。また、研修内容については、四日市市民生委員児童委員協議会連合会の要望も聞きながら、内容をさらに充実させていく。
- ・5月12日の「民生委員・児童委員の日」に合わせ、毎年5月を民生委員・児童委員の活動強化月間とし、四日市市民生委員児童委員協議会連合会と協力しながら、広く市民に民生委員・児童委員の存在や活動を周知し更なる理解を図るべく、パネル展の開催やPR動画を作成する。

【令和5年度当初予算】

- (1) 「民生委員・児童委員の日」に合わせたパネル展・街頭PRの実施 752千円
- (2) 「民生委員・児童委員の日」に合わせた公共施設等でのPR活動の実施 408千円
- (3) 民生委員・児童委員の動画の配信 1,100千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- (意見) 民生委員・児童委員のPR活動の実施が予算化されたことは評価する。
- Q. 民生委員・児童委員への支援に関する協議の状況を確認したい。
- A. 民生委員児童委員協議会連合会の理事会（毎月開催）や会長会（隔月開催）に参加して協議等を重ねるとともに、当該連合会の事務局である市社会福祉協議会との連携を図っており、今後とも支援に努めていきたい。
- (意見) 重層的相談支援体制においても民生委員・児童委員は重要な役割を担うため、民生委員・児童委員にとって活動しやすくなるよう支援を進めてほしい。
- Q. 民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりは経年的に取り組んでほしいがどうか。
- A. 民生委員・児童委員の力となれるよう、今後もお互いの顔が見える関係づくりに努め、安心して活動してもらえるよう取り組んでいきたい。
- Q. 現在の民生委員・児童委員の選考方法は地域に負担をかけているため、より良い選考方法を検討してほしいがどうか。
- A. 地域に負担をかけているのは十分承知している。より良い選考方法を検討したい。
- Q. 病気等により活動できない民生委員・児童委員がいても人員の補充がなされないために苦慮している地域があると聞くが、市として把握しているのか。
- A. そのような相談を受けたことはあるが、本人に継続の意思がある場合は地域で助け合ってもらおうようお願いしている。
- (意見) 本人に継続の意思がある場合でも活動できない期間が発生するのであれば、他の民生委員・児童委員への過重な負担を避けるため、人員を補充するなどの仕組みを検討してほしい。
- (意見) 特定の民生委員・児童委員が病気であるといった情報はプライバシー情報に当たることから、民生委員・児童委員に関する情報の取り扱いルールについても整備してほしい。

2. 反映状況

分類	備考
③拡大	次年度事業費予算に関連するもの

4. 所管事務調査報告書

教育民生常任委員会

○学習用物品の購入、修学旅行業者の契約について

1. はじめに

当委員会は、平成30年10月の所管事務調査において、学校間で保護者が負担する金額に格差が生じている学習指定物品についてのガイドラインを早急に策定するよう指摘を行いました。今回、その後の取り組み状況や実績を確認すべく調査を行うこととしました。また、修学旅行業者の契約についても、実施基準や業者選定の過程について改めて明らかにする必要があることから、併せて調査を行うこととしました。

2. 学習用物品の購入について

2-1. 学習用物品について

- (1) 対象 学校が保護者に購入を求める学習用物品
(個人の所有物となる制服、体操服、文具等)
- (2) 購入方法 ①学校が指定した物品を購入
②自由に購入(仕様等を指定する場合がある。)
③希望者のみ購入

2-2. これまでの経緯

- ・学校が指定した物品を購入することは、購入の利便性や教育効果が高まる等の利点がある一方で、指定する物品の考え方や選定方法について基準がなかった。
- ・平成30年12月の教育民生常任委員会所管事務調査において、学校間で保護者が負担する額に差が生じているとの指摘を行った。



①ガイドラインの策定

教育委員会は、令和元年11月に「学校指定物品取扱いガイドライン」を策定し、学校指定物品の定義や検討方法を明示

②学校指定物品以外の学習用物品の見直し・検討

学校は、小学校入学時における学習用物品購入内容の見直しや、購入方法について指定から自由購入への変更を検討・実施

【参考資料1】 学校指定物品取り扱いガイドライン

【参考資料2】 学校指定物品の選定に係る事務手続

2-3. 現在の状況

令和4年度と平成30年12月の教育民生常任委員会所管事務調査時と比較すると、現在の状況は以下のとおりである。

- ・指定していた物品を自由購入に変更し、保護者が選択できる学校が増加している。
- ・小学校において、ペン、消しゴム、下敷き、のり等の物品は、入学時のみ購入物を指定して購入しているが、その後は自由購入としている。

【参考資料3】 学習用物品の購入状況調査結果（小学校）

【参考資料4】 学習用物品の購入状況調査結果（中学校）

<参考>入学時に必要な学習用物品の金額

	小学校	中学校(男子)	中学校(女子)
平成30年度	12,265円	62,500円	66,704円
令和4年度	12,430円	65,467円	71,145円

※各学校の入学時に必要な学習用物品の合計額を平均して算出

2-4. 課題及び今後の取り組みについて

教育委員会から聞き取った課題及び今後に向けた取り組みは以下のとおりである。

(1) 課題

- ・学習用物品の活用方法や必要性について、学校から保護者への説明が十分ではない場合がある。
- ・学校が物品購入に対して意見を求める場を設定しているが、PTA役員等の一部の保護者のみとなっている。

(2) 今後の取り組みについて

- ・教育委員会は引き続き各校の状況を把握し、学校に対して情報提供するとともに、保護者負担の軽減や、学校間で著しい差が生じないように指導助言を行う。
- ・学校は保護者に対し、市内全体の状況を把握した上で学校の状況を説明するとともに、保護者から広く意見収集を行う機会を設定する。
- ・ICT機器の導入もあり、今後必要となる学習用物品も変更されることが考えられる。学校は、学習用物品の使用頻度や効果、価格に関する情報を更新しながら、継続的に適正な選定を行うよう努める。

3. 修学旅行業者の契約について

修学旅行の実施については、市の実施基準に基づき、行先、活動内容等を学校の実情に応じて決定をしている。

3-1. 修学旅行実施基準について

(1) 修学旅行のねらい

わが国の文化・経済・産業・政治などの重要地を直接見聞したり、大自然の美しさに接したりすることにより、学習活動の充実を図るとともに、人間的なふれあいを深め、集団生活のきまりや公衆道徳などについて望ましい体験を積むことにより、豊かな情操を育てる。

(2) 経費について ※小中学校で各1回実施

小学校 25,500円(1泊2日) 第6学年

中学校 59,000円(2泊3日) 第3学年

(3) 留意事項

- ・ねらいに即した見学場所や対象を精選すること。
- ・業者に依存することなく、学校の主体的な考えで計画を立てること。
- ・保健衛生、健康安全面で、十分配慮した計画を立てること。
- ・経費とは、宿泊費・交通費及び入場料・拝観料等の1人当たりにかかる全ての費用で、その上限を示したものである。
- ・1学級当たりの児童生徒数が30名以下の学校においては、学級人数が少ないために1人当たりの交通費が高くなって基準を超える場合に限り事前に指導課と協議し、実施届に「経費の基準超過について(報告)」を添付すること。
- ・引率教員は、校長、学年・学級担任、養護教諭を原則とし、校長が決定すること。

3-2. 業者選定状況について

修学旅行業者の選定にあたっては、全小中学校において、仕様書を提示の上、3者以上の見積もりを依頼している。

各業者から選定資料提出後、各校で会議を開催し、選定ポイントを判断基準として協議し、業者を決定している。

小学校は修学旅行実施の前年度、中学校は1年生の時に業者選定を行う。

(1) 仕様書の主な内容

- | | | | |
|------------|-------|------|---------|
| ・修学旅行実施目的 | ・実施日 | ・参加者 | ・予算 |
| ・目的地及び学習内容 | ・宿泊施設 | ・行程 | ・その他の条件 |

(2) 選定資料

- ・見積書
- ・仕様書に応じた行程表
- ・宿泊施設の詳細 等

(3) 選定ポイント

- ・修学旅行の目的に即した提案
- ・見学先、旅館、交通機関における安全対策
- ・新型コロナウイルス感染症対策の充実
- ・価格

3-3. 目的地及び活動内容について

【小学校】

(1) 目的地

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
京都方面 37校	三重県内 37校	三重県内 37校	京都方面 37校

(2) 令和3年度主な見学先と活動内容

(主な見学先)

鳥羽水族館、おかげ横丁、外宮・内宮、志摩スペイン村、海の博物館
 鳥羽湾巡り、熊野古道、志摩自然学校、菅島、斎宮歴史博物館
 三重県庁、本居宣長記念館、芭蕉翁記念館
 伊賀上野城、伊賀流忍者博物館、だんじり会館

(活動内容)

キャンドルづくり、那智黒加工体験、化石発掘体験、手裏剣体験
 シェルクラフト体験、釣り体験、島内散策、飼育員体験講話

【中学校】

(1) 目的地

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京方面 20校 広島・大阪方面 2校	三重・和歌山方面 13校 兵庫・広島・四国方面 8校 北陸方面1校	三重・和歌山方面 22校	三重・和歌山方面 7校 兵庫・大阪・四国方面 8校 静岡・山梨方面 4校 北陸方面3校

(2) 令和4年度主な見学先と活動内容

(主な見学先)

三重・和歌山方面

アドベンチャーワールド、和歌山体験活動、串本海中公園、伊勢神宮、鳥羽水族館

兵庫・大阪・四国方面

人と防災未来センター、神戸市内、姫路城、大塚国際美術館、U S J
中野うどん学校、金毘羅宮

静岡・山梨方面

富士サファリパーク、富士山五合目、富士山合衆国、東海大学海洋科学博物館
山梨県リニア見学センター

北陸方面

金沢市内、恐竜博物館、加賀伝統工芸村ゆのくにの森、永平寺、飛騨高山、白川郷
(活動内容)

《体験》

伝統工芸体験（伊賀焼・組みひも）
南紀体験学習（紀州梅干館、プラム工房、秋津野ガルテン）
アクセサリー・ジェルキャンドル・フォトフレームづくり体験
シーカヤック、花火の玉皮貯金箱づくり体験、海苔づくり体験
うどん作り体験、富士五湖体験、テーブルマナー講座

《講演》

海女トーク、飼育員による教育セミナー、博物館学芸員についての学習海の暮らし学習、香良洲歴史資料館で平和学習、赤福の講演
文化財や芸術作品見学、北淡震災記念公園での語り部による講演

3-4. 課題及び今後の取り組みについて

(1) 課題

- ・コロナ禍により、従来の方法で実施できない状況があり、経費の上限を上回ってしまう学校がある。
- ・物価の高騰等により、経費内での実施が困難となる状況が考えられる。

(2) 今後の取り組み

- ・新型コロナウイルス感染等の状況に合わせて、本市の修学旅行実施基準の見直しの必要性を検討していく。

【参考資料5】 修学旅行仕様書（小学校）

【参考資料6】 修学旅行仕様書（中学校）

4. 委員からの主な意見

- ・P T A役員等の保護者代表が参加する学校指定物品検討委員会を設置しているが、全保護者への周知が不十分と感ずるため、改善すべきである。
- ・学習用物品の価格差に関する保護者の意見が見られないのは判断できる情報が少ないためであり、平均価格などが周知されれば、様々な意見が出てくるようになると思う。今後は多くの保護者から意見を聴取する場の設置について検討してほしい。
- ・制服や体操服のデザインは各学校が地域の利便性や伝統を考慮して選定しているが、コストダウンが難しいなどの弊害もある。保護者からの意見を聴取しながら、デザインの共通化などの見直しを検討してほしい。
- ・当事者である児童生徒には校則や制服の趣旨を伝える必要があり、校則や制服の変更を検討するには生徒児童も交えて話し合っほしい。
- ・歴史や伝統は大切にすべきだが、変えるべきものは変えるという勇気を持ち、子供たちが学校生活で学習意欲や地域への誇りなどを感じられるものを検討してほしい。
- ・コロナ禍の行動制限により、修学旅行の目的地を三重県内としたことは地域の魅力に気づく良い機会になったと考えるが、行動制限が一部緩和された令和4年度に小学校37校が目的地をコロナ禍前の京都としたことは疑問が残る。

5. まとめ

学習用物品の購入については、学校指定物品の定義や検討方法を明示した「学校指定物品取扱いガイドライン」を策定し、その他の学習用物品についても各学校が購入方法の見直しや検討を進めています。現在の状況としては、指定購入から自由購入や希望者購入への切り替えが進み、以前よりも保護者が任意に選択できるようになっています。しかしながら、学校から保護者への説明や意見聴取が十分でないといった課題があるため、教育委員会からは学校側に情報提供、助言指導を行い、学校が保護者に市内全体の状況も含めて説明することや、保護者から広く意見収集を行う機会を設定することを求めていくとの方針が示されました。

ガイドラインに基づき、P T A役員等の保護者代表が参加する検討委員会が指定物品の選定等を行う仕組みとしたことは、過去からの改善点であり、決定までの過程の明確化や保護者の負担軽減が見込めると考えます。しかしながら、教育委員会も把握するように、保護者への説明や意見聴取は十分でなく、その結果として、前例踏襲の対応となることも多いと考えます。また、教育委員会からは保護者から学習用物品の価格差に関する意見はないとの説明がありましたが、保護者に平均価格などの情報が共有されれば、様々な意見が出てくるようになると思います。そのため、保護者への十分な説明や意見聴取を行う新たな仕組みについて検討することが求められます。

また、学習用物品の購入状況調査結果の中で最も高額で最安値と最高値の価格差が大きい中学校制服について確認したところ、教育委員会からは、ブレザーを採用する学校と詰襟を採用する学校で一定の価格差は存在するとの説明がありました。中学校の制服や体操服については、各学校が利便性や伝統を考慮して選定していますが、そのことが

コストダウンを難しくさせ、保護者に余分な経済的負担を強いている可能性もあります。また生徒からの意見も選定する際には重要となります。そのため、保護者や生徒への十分な意見聴取を行い、場合によっては、デザインの共通化などの抜本的な見直しも視野に入れて検討すべきと考えます。

次に、修学旅行業者の契約については、実施基準に基づき、行き先、活動内容等を学校の実情に応じて決定しており、業者の選定に当たっては、仕様書を提示の上、3者以上に見積もりを依頼して業者を決定しています。また、教育委員会からは昨今のコロナ禍に伴う対応や物価の高騰等によって、経費内での実施が困難な場合があることが課題であり、修学旅行実施基準の見直しの必要性を検討していくとの方針が示されました。

また、修学旅行の下見については、業者からの接待は一切なく、県費旅費として支出されていることが確認できました。

コロナ禍での移動制限により修学旅行の目的地を三重県内としたことは地元の魅力に気づく意味では良い機会になったと考えます。移動制限が一部緩和された令和4年度には、コロナ禍前と同様の目的地に戻す動きも見られますが、各学校が学習活動の充実や豊かな情操を育てるという修学旅行の目的を見つめ直し、目的地を決定してほしいと考えます。

学習用物品、修学旅行はどちらも保護者に経済的負担をお願いするものであり、生徒児童の学習活動にとっても重要な意味合いを持ちます。これらの事柄に関して、教育的効果を再度検証するとともに、保護者や生徒児童に十分な説明や意見聴取を行うことができる仕組みを構築することを強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	森	川	慎
副委員長	小	田	あけみ
委員	小	川	政人
委員	笹	岡	秀太郎
委員	土	井	数馬
委員	豊	田	政典
委員	中	川	雅晶
委員	日	置	記平
委員	村	山	繁生

学校指定物品取り扱いガイドライン

令和元年11月

四日市市教育委員会

1 趣旨

平成24年4月に「四日市市立小中学校集金等事務取扱要領」及び「四日市市立小中学校集金等事務の手引き」を定め、各学校では、教育活動のなかで保護者に負担いただいている経費について、効果的な執行を図り、適正な会計処理を行ってきた。また、平成25年以降は、教育活動にかかる必要な経費を見直すために、「学校運営費における公費と私費の考え方」を示し、調査をすすめながら公費予算を確保してきている。

併せて、「四日市市立小中学校集金等事務の手引き」には、保護者が直接購入するものとして斡旋物品（制服・体操服・通学靴・上靴・体育館シューズ等）を例示して、四日市市立小中学校集金等事務取扱要領により選定を行うことが望ましいものとしている。現在、これらの物品は、「学校指定物品」として、その利便性や安定した供給が確保され、教育活動の効果を高めている。学校指定物品は、児童生徒個人の所有物となるものの、あらかじめ各学校が購入物品や販売業者を指定して、通常、その指定された業者からの購入が義務づけられている。

また、その指定物品の決定は、校長の責任と権限に基づいて行われるものとされているが、慣習で「学校指定物品」を選定・決定したり、その見直しを毎年行わなかったりするなどの課題が指摘されている。近年、東京都での高額な標準服についてのマスコミ報道等を受け、文部科学省からも平成30年3月19日付けで、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）」で案内もされている。

このガイドラインは、「四日市市立小中学校集金等事務の手引き」を補足し、学校指定物品の決定や業者選定の方法等について、学校と保護者の信頼に基づいたものとなるよう必要な事項を定めたものである。

2 学校指定物品の定義

- (1) 教育活動に必要な個人の所有となる物品で、学校が指定する必要があるもの
- (2) 学校が、その銘柄・規格・販売店を指定し、保護者が直接に販売店へ金銭を支払って購入するもの
- (3) 学校指定物品は、次のものとする。
 - ①制服（夏服・冬服、カッター、ブラウス、防寒着、靴、スリッパ、ヘルメット等）
 - ②運動着（長袖・半袖体操服、ハーフパンツ、体育館シューズ等）
 - ③その他、校長が必要と認める物品（算数セット等）

3 学校指定物品に関する考え方

(1) 判断要件

教育効果が高まるもしくは保護者の利便性が向上するか、その必要性があるか、指定理由を説明できるか、価格は適正か、購入（使用）者の観点で指定を行う。

(2) 意見聴取

指定物品の選定に保護者の意見や要望が反映することができるようPTA総会や役員会、保護者懇談会等の機会をとらえて意見聴取の機会を設定する。

(3) 選定及び見直しの記録

文書主義により情報を公開することを前提として、選定した理由や内容を記録した文書を作成し、決裁して保存する。文書様式については、これまで各学校で使用したものでよい。

(4) 関係者への説明

意見聴取の場合と同様、物品の銘柄や規格、選定理由等について、保護者に限らず、利害関係者（販売店等）へ説明できるようにする。

4 学校指定物品の検討

(1) 目的

- ①教職員や保護者等の意見を聴取し、指定物品の目的、内容、選定方法等について検討するとともに、学校が指定する物品の銘柄及び規格、指定業者の選定を行う。
- ②最少の費用で最大の効果を挙げる観点から、毎年度、指定した物品についてその必要性、保護者の経済的負担軽減の観点から指定業者を見直す。
- ③安易に更新継続するのではなく、指定物品を購入する保護者の意見や要望を反映させる。

(2) 学校指定物品検討委員会

学校指定物品の決定経過を明確化し、保護者の負担軽減を図るため、学校指定物品検討委員会を設置する。この委員会は、四日市市立小中学校集金等事務取扱要領第5条第1項により各学校の予算委員会を充て、必要に応じて、保護者代表（PTA役員等）・地域代表（学校運営協議会委員等）・児童生徒代表を委員として参加させる。また、利害関係者でない第三者に意見をもとめることもできる。

(3) 協議事項

- ①学校指定物品の銘柄、規格の指定及び廃止、取扱・販売業者の選定
- ②学校指定物品及び取扱・販売業者の指定の見直し、評価、新規・更新事務
- ③保護者、取扱・販売業者への意見聴取及び説明
- ④同等物品の市場調査
- ⑤その他

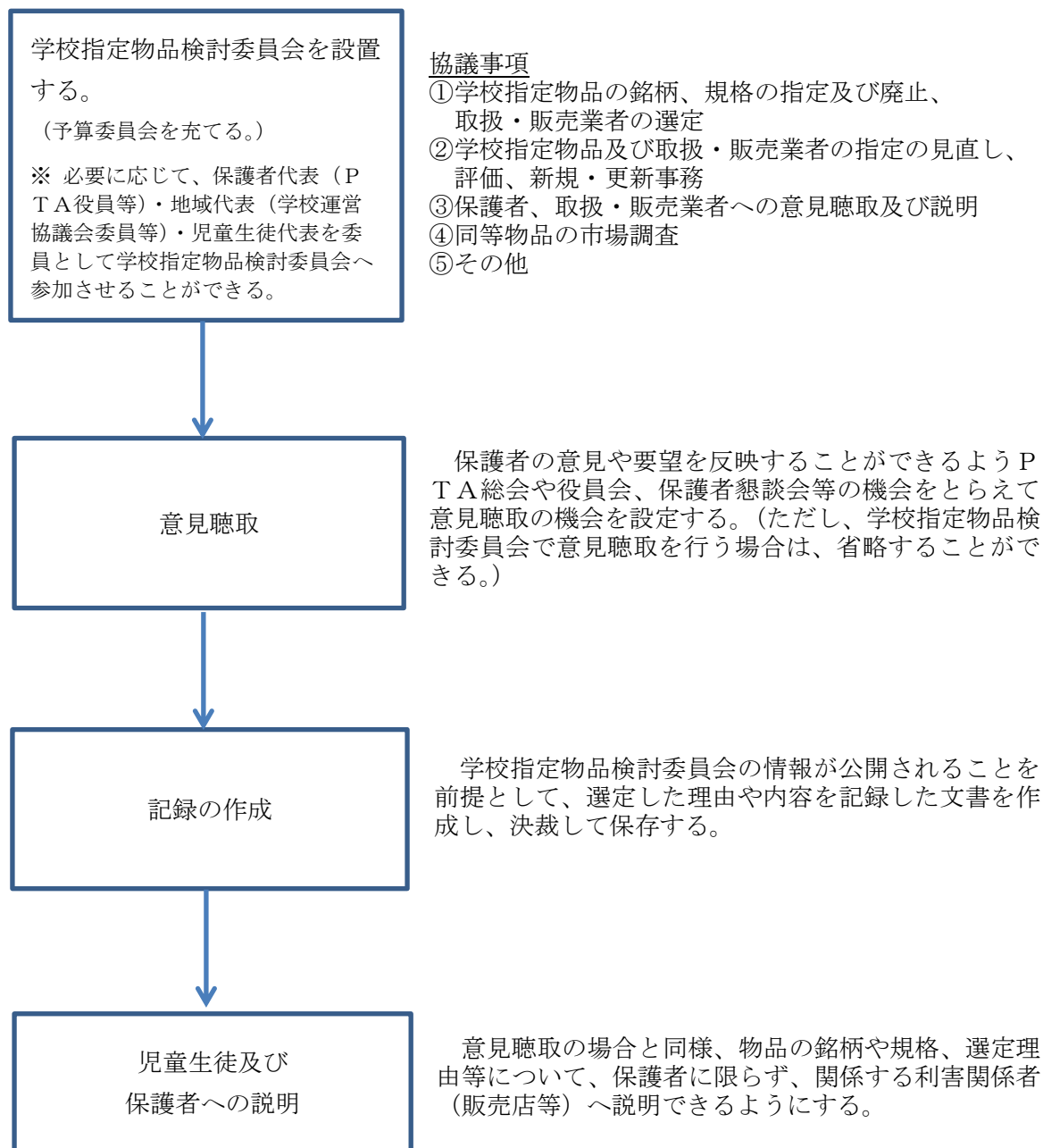
(4) 検討時期

- ①単年度契約の指定物品については、新入学用品販売日までの適切な時期とする。
- ②制服等複数年の契約となる場合、各校の状況に応じて、制服で5年、体操服では3年等を設定し、契約更新の年次に合わせて計画的に検討する。なお、変更契約を締結することが予想される場合は、使用開始時期までに物品供給ができるように日程を調整する。

5 その他

学校として制服や体操服の仕様について大幅な見直しや、複数年の供給を検討する場合には、見積合わせ等を実施する。

学校指定物品の選定に係る事務手続



【参考資料3】学習用物品の購入状況調査結果（小学校）

学習用物品の購入状況調査結果（小学校）

	小学校 H30：38校 R4：37校	購入方法<単位：校>						R4学校が指定した物品の 金額（税込） <単位：円>			学校が指定した物品の 平均金額（税込） <単位：円>	
		学校が指定した物品を購入		自由購入		希望者のみ購入		最安値	最高値	最高/最安	H30	R4
		H30	R4	H30	R4	H30	R4					
①	体操シャツ	5	1	33	36	0	0	1,779	1,779	1.0	1,820	1,779
	体操パンツ	5	0	33	37	0	0	—	—	—	1,750	—
②	上靴	0	0	38	37	0	0	—	—	—	—	—
③	体育館シューズ	2	0	32	34	4	3	—	—	—	1,140	—
④	算数セット	16	12	21	25	1	0	270	1,370	5.1	1,145	853
⑤	赤白帽子	11	5	27	32	0	0	460	550	1.2	457	500
⑥	名札	33	29	0	0	5	8	35	100	2.9	62	64
⑦	絵の具セット	4	2	34	35	0	0	3,100	3,100	1.0	3,100	3,100
⑧	探検バッグ	27	20	8	17	3	0	600	720	1.2	630	649
⑨	粘土	8	2	30	35	0	0	660	690	1.0	555	675
⑩	粘土板	4	0	34	37	0	0	—	—	—	355	—
⑪	名前ペン	30	23	8	14	0	0	100	120	1.2	113	110
⑫	書き方ペン	27	25	5	6	6	6	90	180	2.0	132	141
⑬	全芯色鉛筆	9	3	29	34	0	0	750	750	1.0	734	750
⑭	消しゴム	31	21	7	16	0	0	50	80	1.6	53	57
⑮	のり	31	21	7	16	0	0	120	160	1.3	151	152
⑯	はさみ	4	2	34	35	0	0	360	460	1.3	395	410
⑰	下敷き	30	22	8	15	0	0	160	190	1.2	189	189
⑱	引き出し	17	10	21	27	0	0	620	700	1.1	689	678
⑲	連絡帳	34	31	4	6	0	0	110	140	1.3	121	124
⑳	習字セット	0	0	38	37	0	0	—	—	—	—	—
㉑	裁縫セット	0	0	38	37	0	0	—	—	—	—	—
㉒	鍵盤ハーモニカ	0	0	38	37	0	0	—	—	—	—	—
㉓	リコーダー	7	4	31	33	0	0	1,230	1,330	1.1	1,329	1,298

【参考資料4】学習用物品の購入状況調査結果（小学校）

学習用物品の購入状況調査結果(中学校)

中学校(22校)	購入方法 <単位:校>						R4学校が指定した物品の 金額(税込) <単位:円>			学校が指定した物品の 平均金額(税込) <単位:円>	
	学校が指定した 物品を購入		自由購入		希望者のみ購入		最安値	最高値	最高/最安	H30	R4
	H30	R4	H30	R4	H30	R4					
① 体操シャツ・パンツ	22	22	0	0	0	0	4,400	7,220	1.6	5,251	5,625
② ジャージ上下	22	22	0	0	0	0	7,900	11,370	1.4	8,756	9,475
③ 制服男子 (冬服上下)	22	22	0	0	0	0	21,450	39,400	1.8	24,525	25,162
④ 制服女子 (冬服上下)	22	22	0	0	0	0	28,200	34,400	1.2	28,719	30,661
⑤ 男子カッター	7	1	15	21	0	0	2,500	2,500	1.0	2,466	2,500
	9	1	13	21	0	0	2,900	2,900	1.0	2,460	2,900
⑥ 自転車ヘルメット	2	5	13	10	7	7	2,500	3,000	1.2	2,800	2,794
⑦ 通学鞆(ポストン・リュック)	12	12	10	10	0	0	3,960	7,755	2.0	4,564	5,012
⑧ 上履(スリッパ)	22	22	0	0	0	0	1,100	1,800	1.6	1,483	1,541
⑨ 体育館シューズ	22	22	0	0	0	0	2,900	3,500	1.2	3,011	3,164
⑩ 名札	22	22	0	0	0	0	73	310	4.2	278	285
⑪ ウインドブレーカー上下	15	0	0	0	7	22	-	-	-	11,178	-
⑫ 自転車用雨具	0	0	15	15	7	7	-	-	-	-	-

修学旅行仕様書

1 目的

- ・ 歴史的建築物等を見学することにより、学習したことを確かめたり、今後の学習に生かしたりすることができる。
- ・ 公共のルールを守り、安全や公衆道徳を考え、その場にあった行動をとることができる。
- ・ 学年や学級・班での活動を通して、仲間とのふれあいを深め、協力して楽しい旅行にする。

2 旅行月日 令和○年○月○日（○）から ○月○日（○）まで 1泊2日

※ 第2希望として、○月○日（○）から○日（○）、または○月○日（○）から○日（○）

3 旅行先 京都方面

4 参加予定人員 児童○名（男○名，女○名）

引率教員○名

合計 ○名

5 利用交通機関 貸し切りバス 3台（バスガイド同乗）

6 行程

< 1日目 > 7：00 ごろ出発

■小学校 ≡ 鹿苑寺(金閣) ≡ 二条城 ≡ 班別分散学習 ≡ 旅館 ※食事後体験活動

< 2日目 >

旅館 ≡ 龍安寺 ≡ 立命館国際平和ミュージアム ≡ 東映太秦映画村（昼食・買い物） ≡ 学校

7 昼食・体験活動

- (1) 一日目，二日目ともに，見学地内または付近食堂にて昼食を手配する。
- (2) 旅館での体験活動は，絵付け・陶芸教室・竹人形づくりなど複数種類を候補として提示する。
- (3) 班別分散学習では，ボランティアガイドを18人希望する。

8 宿舎

- (1) 一般的な安全，衛生，宿泊環境が配慮された宿舎であること。バリアフリーに配慮された宿舎であること。
- (2) 修学旅行向けに営業している宿舎，修学旅行団体を受け入れた実績がある宿舎で，交通の便が良い宿舎を希望する。

例 ・ 以前本校が利用した「ホテル秀峰閣」「京都トラベラーズイン」等
・ 龍安寺、国際平和ミュージアムに近い「花園会館」等

- (3) 一校一館が望ましい。他校と重なる場合は同じフロアーになることを避ける。一室あたり数名のグループ利用を基本とし、児童用保健室2室（バス、トイレ付）、職員用個室（できれば）を確保すること。
- (4) 到着時及び出発前に参加者全員が、集合することのできるロビーがある、または同等の大広間を利用することができること。
- (5) 20名程度が同時に利用できる浴場があること。
- (6) 食事は一泊二食（夕・朝）付きのもので、一般的な献立バランス・調理方法・衛生面の配慮がされており、すべての児童が同時に、同一場所で食事することができること。また、アレルギーに対応した個別食に対応できること。
- (7) 候補宿舎が複数ある場合は、施設名、所在地をそれぞれ示すこと。
- (8) 契約と同時にキャンセル料が発生する宿舎は避けること。

9 費用

- (1) 一人あたりの総額で、四日市市教育委員会規定の25,500円（税込）を越えることができない。
- (2) 支払計画は、適用される標準的な旅行業約款によるものとするが、保護者の集金計画上、契約時に確認して配慮すること。また、気象、自然災害、伝染病による旅行中止や延期の場合の対応について示すこと。

10 提出書類

- (1) 修学旅行企画概要一覧（別紙1）
- (2) 修学旅行行程企画書及び価格見積書
見学地のパンフレット、体験学習プラン
宿舎パンフレット（館内平面図、部屋位置図等）
- (3) その他、必要に応じた補足書類（企画書へ示したのものも可）
 - ・ 事故防止、安全対策、連絡体制
 - ・ 添乗員名簿
 - ・ バス会社名
 - ・ 食事内容
 - ・ 傷害保険内容、価格

11 提出期限及び提出先

令和○年○月○日（○）午後○時まで

〒 [] 四日市市 []
四日市市立 [] 小学校 校長 [] （親展で）

12 決定通知

- ・ 必要な場合は、ヒアリングを依頼する。
- ・ 企画内容や見積価格について総合的に判断し、校内経営会議で審査後に決定して通知する。

四日市市立[]中学校修学旅行仕様書

1 目的

- (1) 国の政治・文化・学術の中心地である首都圏を見学し本物と出会うことによって、教科学習・特別活動の深化・拡充を図る。
- (2) 規則正しい集団活動を通して、健康・安全・公衆道徳について望ましい実践的な体験をする。
- (3) 自主的・主体的な活動を通して仲間づくりを進め、中学校生活のよき思い出をつくる場とする。

2 実施日

名古屋（のぞみ212号） 08：33発→東京 10：13着
東京（のぞみ233号） 15：00発→名古屋 16：41着

3 参加者 生徒 男子 ○名 ・ 女子 ○名 計○名
引率者 ○名 （学年○名+校長+養護教諭） 計 ○名

4 予算 生徒一人あたりの上限額 59,000円以内

5 目的地及び学習内容

活動場所は、東京都内を中心とする関東方面（横浜方面はなし）とする。
首都の代表的な施設見学、国際的な機関への訪問、文化・芸術にふれる。
東京オリンピックに向けた見学・体験等があれば検討する。

6 宿泊施設

- ①ホテルオリエンタル東京ベイなど新浦安駅直結のホテルでの連泊を希望する。
- ②1フロアでの宿泊を希望する。
- ③ホテルでの夕食は2回とも必要はなく、朝食は2日間とも一部屋で全員が食事をとれることを希望する。
- ④食物アレルギー等にきちんと対応していただきたい。

7 その他の条件

- ①初日に国会議事堂見学、参議院特別委員会体験を希望する。
- ②夜の部の希望として、初日はサンセットクルーズ・スカイツリー、2日目はディズニーランドを希望する。
- ③荷物は出発前日にホテルに送り、帰ってきた日に学校で受け取れるようにする。
- ④添乗員は2名とし、企画から関わった担当者が当日の添乗まで責任をもっていただきたい。

8 行程（案）

1日目

国会見学（議員食堂で昼食） 参議院特別委員会体験
夜：夕食サンセットクルーズ 夕食後、東京スカイツリー見学などを検討中。

2日目

東京都内班別分散学習 ※見学地の資料の提示を希望する。
夜：ディズニーランド

3日目

東京スカイツリー見学から浅草上野分散や、フジテレビ番組制作体験などを検討中。

※原案は上記であるが、東京オリンピックに関わる活動などを含め、様々な提案をお願いしたい。

9 その他

- 保険内容については、詳細を提示していただきたい。
- 行程表・見積書等は〇人分用意していただき、各施設等の詳しい資料は一部のみでよい。
- 見学地・見学施設等について新規（東京オリンピック関連等）提案をお願いしたい。
- 災害時の緊急行動についての提案を必ず行う。

10 留意点

- 費用の上限は59,000円であるが、質を落とさず経費節減に努めていただきたい。
- 安全対策（緊急時や食物アレルギー等も含む）には十分配慮していただく。
- 本校の修学旅行のコンセプトを反映した内容にしていただきたい。

*〇年〇月〇日（〇）に、提案内容のプレゼンテーションをお願いします。時刻と時間につきましては、別途ご案内させていただきます。

担当



教育民生常任委員会

○学校給食費について

1. はじめに

文部科学省は令和元年7月の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」の中で、学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するため、学校給食費は公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと示し、本市においては、令和4年度から公会計化及び本市による徴収を導入していますが、中学校給食が開始される令和5年度の前に、その詳細を改めて確認する必要があります。また、本市は学校給食の食材調達業務を公益財団法人四日市市学校給食協会に委託しておりますが、当該団体の活動内容や業務委託の効果等について確認する必要があることから、これらの学校給食費を取り巻く現状と課題について調査研究を実施することとしました。

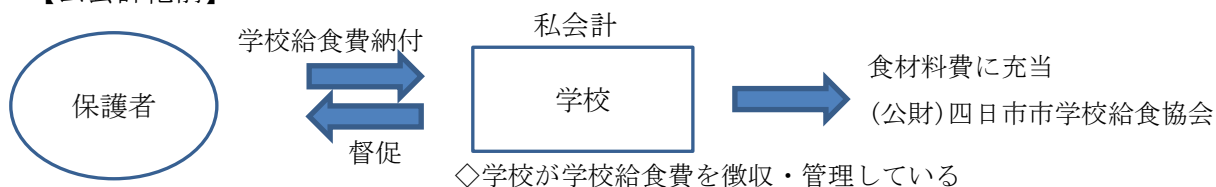
2. 学校給食費の公会計化の概要

(1) 公会計化実施の経緯

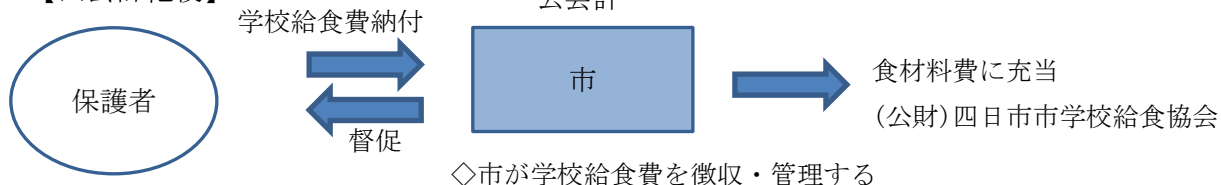
- ・学校給食法により、給食調理に必要な施設・設備の整備費や光熱水費、人件費については市が負担し、食材料費(学校給食費)は、保護者負担としている。
- ・これまで学校給食費は保護者から学校長が徴収し、市の会計を通さずに食材を購入する費用に充てる「私会計」にて運営してきた。
- ・学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するため、令和元年7月に、文部科学省「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」により、学校給食費は公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきと示された。
- ・本市において、小学校給食は令和4年度から、中学校給食は令和5年度から学校給食費を市の歳入歳出予算に計上し、市が管理する公会計制度を導入することとした。

(2) 公会計化による学校給食費徴収業務の分担変更

【公会計化前】



【公会計化後】



(3) 他市町の状況

令和元年7月に示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省)に基づき、各自治体は学校給食費の公会計化を進めている状況にある。

◀ 県内で学校給食費の公会計化を実施している自治体 ▶

令和2年度以前から実施 : 志摩市・木曾岬町・東員町・川越町・多気町・大紀町・御浜町・紀宝町

令和3年4月から実施 : 亀山市

令和4年9月から実施 : 鈴鹿市

3. 学校給食費について

(1) 学校給食費の決定について

①学校給食栄養摂取基準(※)を満たす、モデルとなる献立を教育委員会で作成

※学校給食栄養摂取基準

学校給食法第8条第1項に基づく、児童生徒の健康の増進と食育の推進を図るために望ましい栄養量を定めた基準

②この献立に必要な学校給食にふさわしい食材の経費を算出し、学校給食費の基とする

③複数献立を作成して検証

④検証した学校給食費の妥当性について、学識経験者や学校関係者、保護者などによる検討委員会を開催し、献立や使用食材を確認の上、意見をいただくことを経て決定

(2) 学校給食費の徴収額について

①小学校給食費(令和4年度)

期	1・2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期
納期限	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	3/31
低学年	8,800円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円前後
高学年	9,200円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円前後

②中学校給食費(令和5年度 予定)

期	1・2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期
納期限	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	3/31
全学年	9,800円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円前後

*一食当たりの学校給食費(小学校低学年:256円、高学年:268円、中学生:300円)×年間給食回数として、11期(3月分)の徴収額で精算する。(学校行事等の回数により、学校・学年毎に11期の額が異なる。)

*生活保護や就学援助を受けている家庭について、認定されている期間に実施された学校給食費は現物給付とする。(保護者が一旦納付する必要がない。)

*徴収方法は、原則口座振替とする。口座登録のない場合は、納付書を発行する。(金融機関、コンビニエンスストア、地区市民センターで納付)

③県内の主な市との比較

◆小学校給食費

	月額(円)	1食単価(円)
桑名市	低学年:4,350円 高学年:4,500円	250円
鈴鹿市	4,200円	247.06円
津市	4,300円	255円
松阪市	低学年:4,400円 高学年:4,500円	低学年:264円 高学年:270円
伊勢市	低学年:4,300円 高学年:4,400円	低学年:256円 高学年:262円

◆中学校給食費

	月額(円)	1食単価(円)
桑名市 (多度・長島除く)	—	280円
鈴鹿市	4,750円	302円
津市	4,800円	285円
松阪市	4,800円	289円
伊勢市	4,800円	293円

(3) 学校給食費の徴収対応の流れ

学校給食費の徴収・管理は、「四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」「四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則」等に基づいて実施する。

	区分	動き	内容	時期
①	申し込み (新小1・中学生・転入生)	保護者等⇒市	「学校給食申込書」「口座振替依頼書」を提出	前年度秋 (転入生随時)
②	年間納付額の決定	市	各学校・学年の給食回数等に 応じて決定	6月初め頃まで
③	通知書の送付	市⇒保護者等	学校給食費決定通知書(年間 納付額・期毎納付額)を送付	6月初め頃
④	請求	市⇒保護者等	保護者等に学校給食費を 請求	第1・2期:6月末 第3期:7月末
⑤	納付	保護者等⇒金融機関等	学校給食費を納付	～11期:3月末

4. 学校給食費の取扱いと食材の調達について

(1) 学校給食費と食材料費の関係について

- ・保護者から徴収する学校給食費は、全て食材料費として使用する。
 ＊食材料費(歳出)は、公費にて賄うべきもの(非常食・保存食等)以外は、保護者から徴収する学校給食費(歳入)で賄っている。
- ・食材料費以外の費用については、公費にて負担する。

《給食提供に係る費用について(令和4年度予算額)》

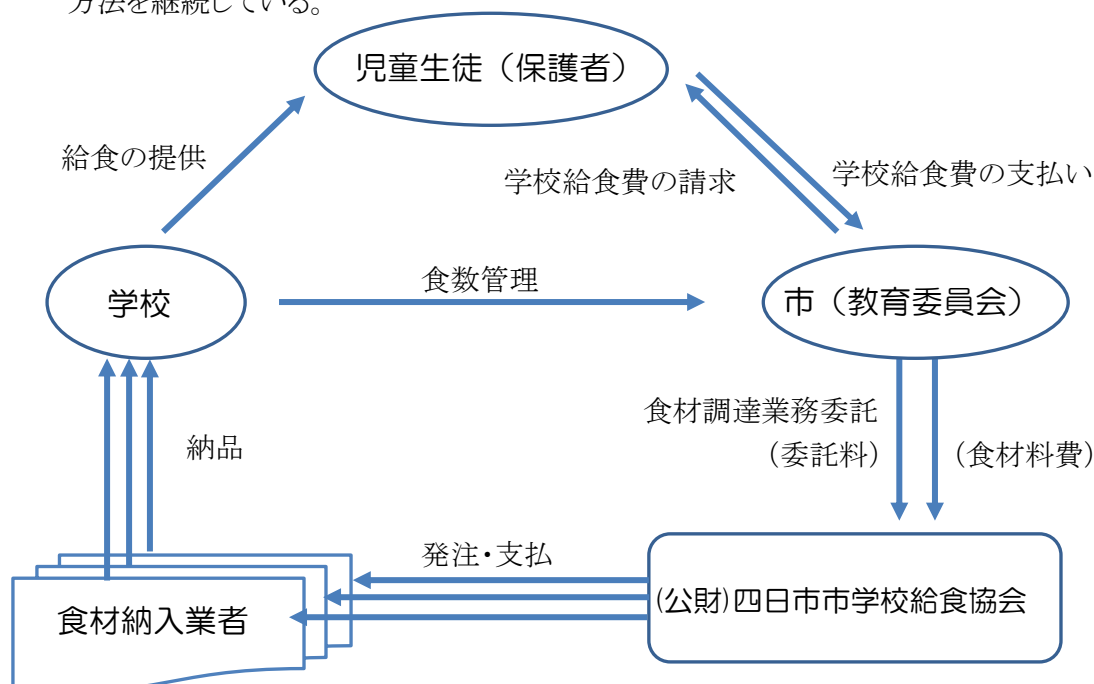
◆小学校

A 食材料費	8.7億円
B 食材料費以外の費用(※)	8.4億円
<hr/>	
A+B	計17.1億円

※食材料費以外の費用…日々の給食調理に必要な経費
 人件費(調理、配膳、洗浄等)、光熱水費、配送費、調理に係る消耗品(洗剤・消毒・食器・被服等)、給食備品・修繕、清掃・ごみ処理に係る費用、検便等

(2) 食材の調達方法

- ・学校給食用食材の調達に当たっては、安全安心を最優先とし、価格以外に味、鮮度、調理に適した形、地産地消、アレルギー対応、栄養価などを満たした大量の良質な食材を安定的に確保することが必要となる。
- ・これまで、安全安心な学校給食を実施するため、公益財団法人四日市市学校給食協会が市内事業者を活用した食材の確保や配送などを行う体制を構築し、食材の発注・支払いなどの業務を行ってきた。
- ・公会計化後も、安全安心な食材の安定供給のため、私会計時から実績のある食材調達方法を継続している。



(3) (公財)四日市市学校給食協会

公益財団法人四日市市学校給食協会は、学校給食の円滑な実施を目的として昭和35年に設立され、物資の購入、納入業者への指導などの学校給食事業を行っている。

◆学校給食用食材調達等業務委託 (令和4年度予算額)

食材料費	868,329千円	<ul style="list-style-type: none"> ・給食用食材に係る経費 ・納品実績に基づく給食用食材の実費を月毎に支払う
委託料	20,370千円	<ul style="list-style-type: none"> ・給食用食材調達に係る経費
		<ul style="list-style-type: none"> 〔うち、職員給与・手当 12,220千円〕 〔法定福利費 1,920千円〕
		<ul style="list-style-type: none"> 〔良質で安全な給食用物資を安価に安定して供給するため、給食用物資の選定、発注、支払、納入業者への指導、食育指導などを行う〕
		<ul style="list-style-type: none"> ・年間3回に分けて支払う

《体制》

事務局長を含めた3人体制。令和5年4月からの中学校給食の開始に伴い、令和5年1月から物資担当を1名増員予定

*事務局長、会計担当1名、物資担当(食材選定・発注)1名→2名

《沿革》

年	沿革
昭和7年	「学校給食臨時施設方法」が定められ、貧困児童救済のための学校給食が実施 (四日市市の給食児童22名)
昭和20年	「児童生徒の体位向上と食生活改善」を目標に学校給食開始
昭和29年	学校給食法公布
昭和30年	四日市市学校給食組合設立 ⇒物資の共同購入により、購入支払や交渉等の事務手続きが軽減
昭和35年	財団法人四日市市学校給食協会設立 ⇒26名の小学校長出席のもと協会の設立を決議。協会代表は校長
昭和41年	文科省通知「学校給食用物資の共同購入促進について」
昭和48年	三重郡・員弁郡への給食物資の供給を開始 (平成14年度にて終了)
平成14年	各校の学校給食費の一括管理、物資の一括購入開始 ⇒学校差の解消や給食関係事務の合理化・簡素化が図られる
平成25年	公益財団法人へ移行
令和4年	学校給食費の一括管理が終了 ⇒学校給食費の公会計化開始
令和5年	中学校給食の開始予定

≪業務内容≫

①発注関係業務

物資選定委員会等で選定した食材について、各学校の必要量を食数等を基に計算し、各学校別・業者別に発注する。また、台風や学級閉鎖等への対応や不測の事態への対応を行う。

- ・物資納入業者の選定・登録
- ・食材の規格設定（品質、サイズ等）
- ・食材の必要量計算
- ・食材の発注
- ・物資納入業者を登録者の中から決定
- ・児童の転出入等による発注食数の変更連絡
- ・食材入手困難等、不測の事態の際の連絡調整
- ・台風等緊急時の発注変更・中止等の連絡調整

②支払関係業務

購入物資の支払い、各種会計報告を行う。

- ・請求書チェック
- ・物資納入業者への支払い
- ・会計簿管理

③衛生管理関係業務

学校給食の衛生管理を徹底するため、物資納入業者への指導及び食材の安全確認や異常発生時の対応を行う。

- ・物資納入業者への衛生管理指導（定期訪問指導、検便検査結果提出等）
- ・食材の定期検査（微生物検査・理化学検査）
- ・食材の異常（品質鮮度の悪いものなど）発生時の対応

④その他

- ・使用食材の詳細資料（アレルギー、産地等）の入手・管理

5. 学校給食費に係る今後の課題について

(1) 物価高への対応について

①本市の小学校給食費について

- ・学校給食用食材は、保護者からの学校給食費で賄っており、安全安心でおいしく充実した給食を提供するために、献立を工夫しながら食材の選定を行っている。
- ・現在の学校給食費は、平成29年度に、食材の値上がり分を考慮して改定している。

	平成8年度から	平成21年度から	平成29年度から
低学年(月額)	3,650円	4,100円(+450円)	4,400円(+300円)
高学年(月額)	3,800円	4,300円(+500円)	4,600円(+300円)

②物価高の現状

《コロナ禍における物価高の状況（総務省統計局 消費者物価指数）》

年度	変化率(食料)	
	前回改定時	コロナ禍
平成28年度	0%（基準年度）	-
平成31年度	2.72%	0%（基準年度）
令和2年度	3.67%	0.93%
令和3年度	4.45%	1.68%
令和4年度(4月～8月)	7.54%	4.69%

- ・前回改定時（平成28年度物価を基準として、平成29年度に改定）と、今般の物価高を比較すると、7.54%の上昇となっている。
- ・コロナ禍前の平成31年度と今般の物価高を比較すると4.69%の上昇となっている。
- ・前回の改定（平成29年度）は、7%の上昇、前々回の改定（平成21年度）は13%の上昇にて改定を行っている。

③物価高への対応状況

- ・現在把握している物価の上昇は、それぞれの食材によっても傾向が異なっており、本市の学校給食においては、現在のところ、様々な献立の工夫によって、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を継続している状況にある。

《献立のたて方》

学校給食の献立・・・「学校給食栄養摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにする。

- i) 各校に配属されている栄養教諭等のグループにて、1食当たりの学校給食費を基に、学校給食栄養摂取基準を満たす献立原案を1か月毎に作成・・・2か月前
- ii) 献立原案を全栄養教諭等で確認・検討
- iii) 献立委員会（校長、栄養教諭等、給食主任、調理員、給食協会、教委等）にて、前月献立の課題等を確認しつつ、献立原案を確認・検討
- iv) 教育委員会と栄養教諭等全員にて、栄養価・分量・価格等を最終確認し、献立決定・・・1か月前

《献立の工夫の例》

- ・栄養価が高く、安価となる旬の野菜や魚をタイミングよく取り入れる。
- ・野菜や果物などの青果物は、月毎の予定価格を勘案しながら、栄養価に近い野菜（ほうれん草、小松菜、ちんげん菜、にら、ねぎ等）の中で、安価なものを選定する。
- ・肉の部位を変更する。（もも肉→むね肉→ひき肉を取り入れた献立）
- ・魚、加工品、デザートなどは、安全性が高く、安価でおいしさや栄養価が変わらない食材を積極的に情報収集し、取り入れる。

④教育委員会の今後の考え方

- ・コロナ禍による保護者負担増を避けるため、現在の学校給食費を維持しつつ、引き続き食材料費の推移を注視する。
- ・来年度に向けて、更なる物価上昇により、献立の工夫では対応が困難になった場合は、食材料にかける費用を増やす必要があるため、学校給食費の値上げか、費用の一部を公費で負担するかの判断が必要であると考えます。

(2) 学校給食費の無償化について

《教育委員会の方針》

- ・最も負担軽減が必要な生活保護や生活困窮家庭へは、既に現状の制度にて学校給食費の支援が行われている。
- ・学校給食費の無償化には、継続して多額の経費が必要となることから、教育施策として他の施策に係る経費とも考えあわせることが必要である。
- ・よって、学校給食費の無償化については、その意義や効果、実施期間などについての慎重な判断が必要と考える。

《参考》

○学校給食費の無償化を実施する自治体

実施時期	自治体名	目的	備考
戦後すぐから	山口県和木町	子育て支援の一環、保護者負担軽減	
平成23年～	兵庫県相生市	人口減に歯止めをかけるための子育て支援策	
平成28年～	滋賀県長浜市	安心して子育てできるまち(時代を担う子どもたちの成長を市民全体で支える)	小学校のみ
令和2年～	兵庫県明石市	教育上の負担が大きい中学生世帯の負担軽減	中学校のみ
令和4年10月～	青森県青森市	子育て世帯の負担削減(出生数減となり、地域の持続的発展が危機的状況にある)	
令和5年4月～	千葉県市川市	子どもの成長を社会全体で支えるため(食は将来にわたり健康であり続けるための礎)	中学校は令和5年1月～
令和5年4月～	東京都葛飾区	子どもを産み育てる環境を充実させるため	
令和5年4月～	三重県伊賀市	子育て世帯の負担軽減	小学校のみ

○コロナ禍において期間限定にて学校給食費の無償化を実施する自治体

実施時期	自治体名
令和2年度～令和4年度	大阪府大阪市
令和4年3月～令和4年5月	三重県川越町
令和4年4月～令和4年10月	愛知県愛西市
令和4年7月～令和5年1月	三重県東員町
令和4年9月～令和4年12月	愛知県犬山市
令和4年9月～令和5年2月	三重県木曾岬町
令和4年9月～令和5年3月	愛知県津島市
令和4年10月～令和5年3月	愛知県豊橋市

6. 委員からの主な意見

- ・学校給食費の公会計化実施を機にクレジット納付に対応するなどの利便性向上を検討してほしい。
- ・学校給食は義務教育の一端を担っているという観点から、学校給食費の無償化を検討すべきと考える。
- ・学校給食費の無償化についてはこれから議論を行う必要があるが、少なくとも食材の値上がり分は公費で負担するよう強く要望する。
- ・令和5年度から開始する中学校給食については、委託業者や使用食材を心配する保護者の声もあるため、丁寧な説明に努めてほしい。
- ・学校給食はいじめや不登校の問題とも関連性があると考えするため、中学校給食の開始後に調査を検討してほしい。
- ・児童生徒の健康の増進と食育の推進を図るために望ましい栄養量を定めた学校給食栄養摂取基準を満たす献立とすることは重要だが、効果検証も何らかの形で行うべきと考える。
- ・学校給食費の無償化の実施は子育て・教育安心都市をアピールする良い機会になると考える。
- ・現在は献立を工夫しながら使用食材を見直すことで物価高に対応しているが、その限界を超えて子供や食材納入業者にしわ寄せがいかないよう、早期に給食費の値上げや一部公費負担などについて議論してほしい。

7. まとめ

学校給食費の公会計化の実施に伴い、学校から本市へ徴収業務の分担変更がなされ、教員の業務負担が軽減された一方で、過年度の債権管理は私会計のままとなり、当該児童が在籍するまでは学校に徴収業務が残り続けるという課題を確認しました。そのため、過年度の債権管理に係る各学校の業務負担を勘案し、適切な対策を検討する必要があると考えます。また、今後は本市が徴収システムを管理することとなるため、クレジット

納付への対応などの利便性向上についても検討する必要があると考えます。

昨今の著しい物価高には、献立を工夫しながら使用食材を見直すことで対応しており、児童生徒にとって望ましい栄養量を定めた学校給食栄養摂取基準を満たしていることを確認しました。しかしながら、使用食材に制約があることは食育の推進を図る上で望ましいとは言えず、物価高騰のさらなる深刻化により対応できる限界を超えることがあれば、学校給食栄養摂取基準を満たせなくなり、市内の食材納入業者に損害を与えてしまう恐れがあります。そのような事態を防ぐために、十分な食材料費の確保を目的とした学校給食費の値上げや一部公費負担を早期に実施する必要があると考えます。

学校給食費の無償化については、小中学校合わせて約13億円という経費が継続的に必要となり、他の教育施策に係る経費を勘案すると、現状における実施は困難であるとの見解が教育委員会より示されました。確かに、学校給食費の無償化をGIGAスクール構想等による財政負担が大きい現状の教育予算だけで実施することは困難であると言わざるを得ませんが、子育てや福祉に大きく寄与する総合的な施策として全庁的な視点で議論する余地は大いにあります。そのため、学校給食費の無償化を「子育てするなら四日市」「教育するなら四日市」をスローガンとする子育て・教育安心都市を内外に示す機会と捉え、今後も継続的に議論していく必要があると考えます。

学校給食は、安心安全で十分な栄養や量を備えた食事を提供し、心身の健全な発達を促すことを目的とする教育活動であり、令和5年度から中学校でも開始されることで、その役割はさらに大きなものとなります。その一方で、昨今の物価高の影響から既定予算内での給食用食材の調達が困難となっており、現在は使用食材を見直すことで対応できているものの、将来的には値上がり分を見込んだ食材料費の確保が必要な状況となっています。学校給食の教育的役割が継続的に果たされるよう、食材料費の確保のための学校給食費の値上げや一部公費負担を早期に実施するとともに、学校給食費の無償化に関する調査研究を進めていくことを要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	森川	慎
副委員長	小田	あけみ
委員	小川	政人
委員	笹岡	秀太郎
委員	土井	数馬
委員	豊田	政典
委員	中川	雅晶
委員	日置	記平
委員	村山	繁生

○卒業式、部活動について

1. はじめに

小中学校における卒業式については、学習指導要領において儀式的行事と位置付けられ、式次第や出席者は学校判断により決定されていますが、教育的意義や実態などについて確認すべく調査を行うこととしました。

部活動については、国が学校の働き方改革を踏まえ、休日部活動の地域移行の段階的な実施を推進しています。本市としても、国の目指す方向性に遅れることなく、部活動の地域移行の取組を着実に進めていく必要があることから、最新の動向や本市の進捗状況などについて調査を行うこととしました。

2. 卒業式について

2-1. 学習指導要領での位置付け

儀式的行事は、「小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）特別活動（1）儀式的行事」において、次のように位置付けられている。

(1) 儀式的行事について

全校の児童生徒及び教職員が一堂に会して行う教育活動。

(例) 入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、教職員の着任式・離任式 など

(2) ねらい

学校生活に有意義な変化や折り返しを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

児童（生徒）の学校生活に一つの転機を与え、児童が相互に祝い合い励まし合って喜びを共にし、決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付けを行い、学校、社会、国家などへの所属感を深めるとともに、厳かな機会を通して集団の場における規律、気品のある態度を養う（育てる）。

(3) 育成したい資質・能力

(小学校)

- ① 儀式的行事の意義や、その場にふさわしい参加の仕方について理解し、厳粛な場におけるマナー等の規律、気品のある行動の仕方などを身に付けるようにする。
- ② 新しい生活への希望や意欲につなげるように考え、集団の場において規則正しく行動することができるようにする。
- ③ 厳粛で清新な気分を味わい、行事を節目として希望や意欲をもってこれからの生活に臨もうとする態度を養う。

(中学校)

- ① 儀式的行事の意義や、その場にふさわしい参加の仕方について理解し、厳粛な場における儀礼やマナー等の規律や気品のある行動の仕方などを身に付けるようにする。
- ② 学校生活の節目の場において先を見通したり、これまでの生活を振り返ったりしながら、新たな生活への自覚を高め、気品ある行動をとることができるようにする。
- ③ 厳粛で清新な気分を味わい、行事を節目としてこれまでの生活を振り返り、新たな生活への希望や意欲につなげようとする態度を養う。

(4) 卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

卒業式や入学式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

2-2. 学校判断で決定していること

(1) 式次第 (例)

(小学校)

- | |
|--|
| 一. 開式の辞
一. 国歌斉唱
一. 校歌斉唱
一. 卒業証書授与
一. 学校長式辞
一. 市長・教育委員会告辞
一. 卒業記念品披露
一. 来賓紹介・祝電披露
一. 別れの言葉
一. 閉式の辞 |
|--|

(中学校)

- | |
|---|
| 一. 開式の辞
一. 国歌斉唱
一. 校歌斉唱
一. 卒業証書授与
一. 学校長式辞
一. 市長・教育委員会告辞
一. 卒業記念品披露
一. 来賓紹介・祝電披露
一. 在校生送辞
一. 卒業生答辞
一. 式歌合唱
一. 閉式の辞 |
|---|

(2) 出席者 (例)

- ・ 卒業生及びその保護者
- ・ 在校生
- ・ 教職員
- ・ 市長・教育委員会告辞代読者
- ・ 来賓 (市・県議会議員、PTA会長、コミュニティスクール委員長、
保育園・幼稚園・こども園長、中(小)学校長等)

2-3. 教育委員会との関わり

- (1) 市長・教育委員会より告辞
- (2) その時の状況に応じて指示

3. 部活動について ～学校部活動の現状と地域クラブ活動への移行～

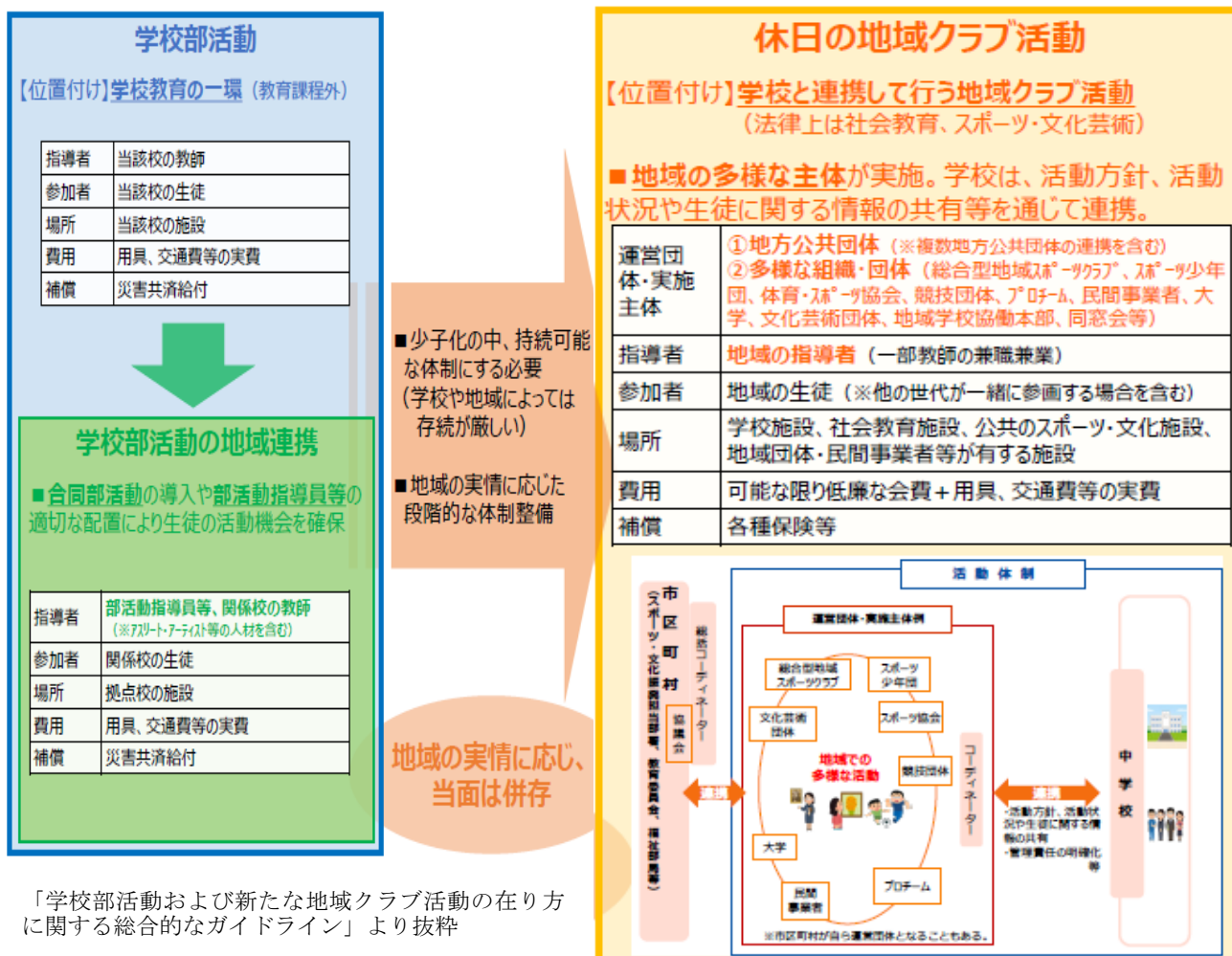
3-1. 地域移行に向けた国の動き

令和2年9月文部科学省通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において「休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する」とし、令和5年以降、休日部活動の地域移行を段階的に実施するとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないとする方向性が示された。

また、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月）」及び、「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月）」において、休日部活動の地域移行達成時期の目途については、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすることが示された。

さらに令和4年12月、スポーツ庁、文化庁の「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むこと、令和5年度～令和7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取り組みつつ、休日の部活動を段階的に地域に移行することが示された。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）



3-2. 本市の現状

本市においては、部活動サポート事業として、休日の部活動を教員の代わりに担うことのできる部活動指導員、小規模校における教員の負担軽減のため、生徒の安全確保のための見守りなどを行う部活動協力員を配置している。

また、総合型地域スポーツクラブにおいて、休日の中学生の活動の場となるよう、一部の地域（モデル校）で、学校部活動の地域移行を試行している。

さらに、拠点型活動として、各競技団体が中心となり、休日の部活動に代わる場として、子供たちが活動できる場と専門的に指導を受けることができる場を設けている。

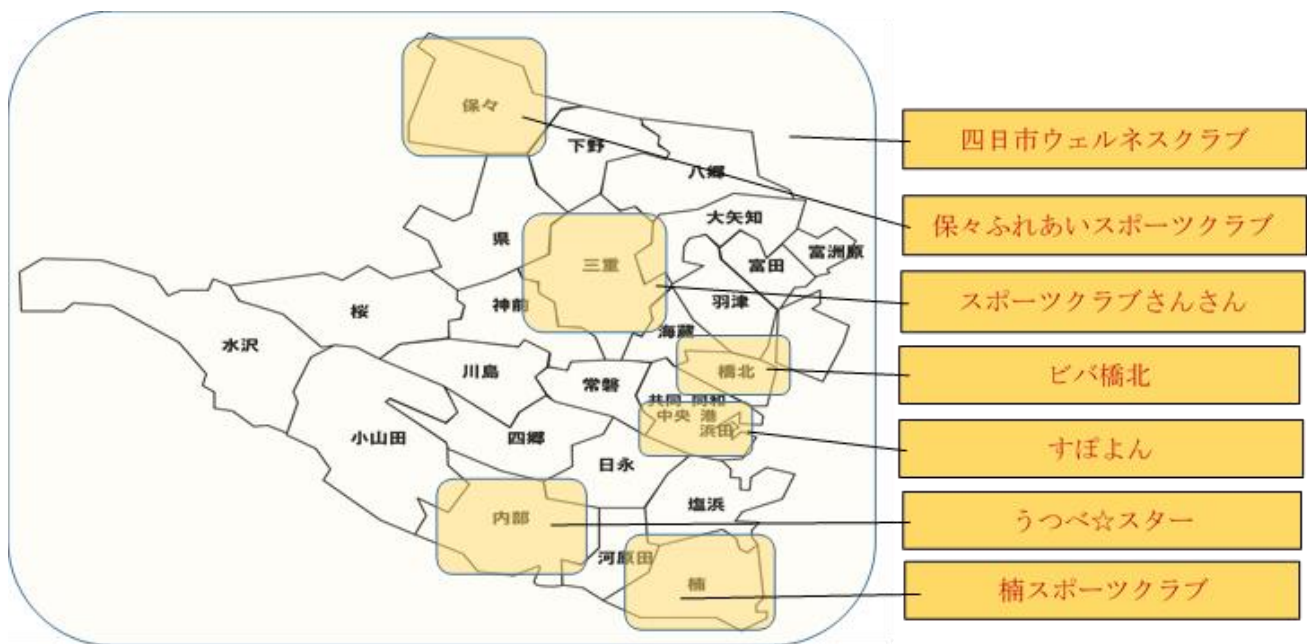
(1) 部活動指導員・部活動協力員の配置状況

年度	指導員	協力員
R 2	3校（楠中、富田中、桜中） 4名	3校（3名）
R 3	4校（富田中、桜中、内部中、笹川中） 6名	3校（3名）
R 4	18校配置 19名	3校（3名）

(2) 総合型地域スポーツクラブとの連携

部活動地域移行のモデルケースとして、「楠スポーツクラブ（くすぼ）」と楠中学校の連携を開始し、休日部活動における地域移行を行っている。

市内の総合型地域スポーツクラブ



(3) 各競技種目における拠点型活動

休日の部活動に代わる場として、子供たちが活動できる場と専門的に指導を受けることができる場を提供するため、令和4年度は、各競技種目における拠点型活動のモデルケースとして、四日市剣道協会の協力のもと、剣道競技を月1回程度、試行的に実施している。

(4) 四日市市中学校部活動在り方検討会

部活動の適正な運営の推進に向け、部活動の在り方に関し、協議し研究を行っている。

令和4年度委員一覧			
1	外部有識者 大学教授	7	総合型地域スポーツクラブ代表
2	四日市市スポーツ協会振興事業部長	8	教職員代表
3	中学校長会代表	9	四日市市PTA連絡協議会会長
4	中学校教頭会代表	10	スポーツ課長
5	三重県中学校体育連盟三泗支部長	11	教育委員会（指導課長）
6	三重県中学校吹奏楽連盟会長	12	教育委員会（学校教育課長）

3-3. 課題

今後の課題として、教育委員会からは以下のものが示された。

学校部活動側の課題（教育委員会）

- (1) 令和8年度以降の休日学校部活動の在り方についての周知
- (2) 部活動ガイドラインの改訂（令和5年度以降）
- (3) 指導を希望する教員の活動の場の確保
- (4) 土日の活動場所の確保

地域クラブ活動側の課題（スポーツ・文化振興担当部署）

- (1) 活動団体の確保
- (2) 新たな地域クラブへの補助金
- (3) 指導者育成（ライセンス制度、研修等）
- (4) 活動場所の確保
- (5) 受益者負担制度の運用

3-4. スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
部活動指導員	3校	4校	全校（楠中以外）				<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px;"> 個人で活動の場を選択 ・総合型地域クラブ ・クラブチーム ・拠点型活動等 </div>	
総合型地域スポーツクラブ		楠（4部活）	楠（7部活）	楠以外での実施				
拠点型活動	～月1回程度実施～		モデル実施	3部活～				
				休日部活動の地域移行に向けた改革推進期間				

【参考資料1】部活動地域移行にかかる計画（案）

【参考資料2】市立中学校 部活動設置部・廃部等一覧表

4. 委員からの主な意見

<卒業式について>

- ・小学校の卒業式の「別れの言葉」は複数人で決まり文句を言い合う形ではなく、卒業生と在校生の代表が自分の言葉で行う方がよいと考える。
- ・卒業式で児童生徒に厳粛で清らかな気分を味わってもらうことは、儀式的な行事としての狙いだが、学校側の判断によりカメラやスマートフォンでの撮影が自由となると、厳粛さが十分に伝わらないように感じる。
- ・卒業式の装花の購入費用は公費で負担するようにしてほしい。
- ・「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること」という儀式的行事の狙いに立ち戻り、卒業式の実施に当たって教育委員会が各学校へ指示すべき事柄を研究してほしい。
- ・卒業式に市長と教育委員会からの告辞があるのであれば、二元代表制の一翼を担う議会からも何らかの形で祝意を示すことが望ましい。
- ・学校教育における政治的な中立性を担保する観点から、議会との一定の線引きも必要と考える。
- ・卒業式の裁量は各学校にあるが、現状では慣例に従うだけの部分も多いため、教育委員会として発展的な取組を奨励する意識は持ったほうがよいと考える。

<部活動について>

- ・子供たちにとって大切な部活動の時間が犠牲とならないよう、早期に抜本的な改革を行い、そこから少しずつアップデートしていく形で進めてほしい。
- ・審判やコーチングといったプレーヤー以外の関わり方にも対応する必要があるのではないか。
- ・教育委員会とシティプロモーション部が密に連携しながら地域移行の取組を進めてほしい。
- ・中学校体育連盟が主催する大会への地域スポーツ団体の参加条件が示されたら、議会にも示してほしい。
- ・生徒からのプレゼンテーションを通じて、新たな部活動の創部を認めたり、活動費を配分したりするような仕組みを検討してほしい。その中から、地域の文化継承などに取り組むような提案が出てくれば、より幅広いものになっていくと考える。
- ・地域スポーツ団体と学校が部活動時の事故等の管理責任を負うようになるため、様々な状況下における管理責任の所在を整理しておく必要がある。
- ・日本型の部活動の在り方には限界が生じてきていると考えるため、海外における部活動の在り方も含めて幅広く研究してほしい。

5. まとめ

<卒業式について>

卒業式については、内容や出席者の決定を学校判断としており、教育委員会は全市的な対応が必要な感染症対策や服装に関する指示などを行っています。卒業式の内容に関しては、学習指導要領において「絶えず行事の内容に工夫を加えていくことが望ましい」とされていますが、多くの学校では慣例に従っているのが実態であり、教育効果が十分に得られていないことも懸念されます。そのため、教育委員会としても、各学校の実態把握や卒業式の内容に関する研究を行い、教育効果が期待できる取組については積極的な情報提供を行うべきと考えます。

学習指導要領において、儀式的行事は、「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること」が狙いとされています。この狙いに叶う卒業式が実施されるよう、教育委員会と各学校が厳粛さを大切にしながら、様々な工夫を加えていくことを要望し、当委員会からの調査報告といたします。

<部活動について>

部活動について、国からは、令和5年度から休日部活動の地域移行を段階的に実施する方向性が示され、令和4年には、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけ、令和7年度末を目途に休日部活動の地域移行を達成し、スポーツ・文化芸術活動の機会を将来的に確保するための部活動改革にも取り組むことの方角性が示されました。

本市は現状として、部活動指導員・部活動協力員の配置、総合型スポーツクラブとの連携、各競技種目における拠点型活動を進めながら、外部団体も含めた検討会の中で中学校部活動全体の在り方を研究しているところですが、休日部活動の地域移行の達成に向けては、活動場所の確保、活動団体の確保、指導者育成、受益者負担制度の運用などの課題が数多く存在します。そこで、学校側と地域クラブ側の双方から課題の解決を図っていくために、教育委員会とシティプロモーション部のスポーツ課、文化課が密に連携しながら取組を進めていくべきと考えます。

スポーツ・文化芸術活動の機会の将来的な確保に向けた部活動改革についても、地域移行と一体的に取り組んでいく必要があります。近年では、アーバンスポーツやeスポーツなどの新たなスポーツに親しむ動きが広まっており、審判やコーチングといったプレーヤー以外の関わり方にも注目が集まっています。これらのニーズに応えるため、生徒の意向を踏まえて創部の認定や活動費の配分を決定するなど、多様なスポーツ・文化芸術活動に参画する機会を保障する新たな仕組みの検討を求めます。

令和5年度は改革推進期間の1年目であり、これまで以上のスピード感を持って取り組んでいく必要がありますが、数多く存在する課題を場当たりに解決するだけでは、令和7年度末までに部活動の地域移行を達成することは極めて難しくなると考えます。また、改革推進期間における部活動も多くの生徒にとってかけがえのない存在であり、中途半端な状態が長引くことによる悪影響も極力避けなければなりません。そのため、当委員会としましては、部活動の在り方に関する全体構想をまずもって示し、各関係者が大きな方向性を共有する中で、部活動の地域移行と部活動改革を早期に進めていくことを強く要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	森	川	慎
副委員長	小	田	あけみ
委員	小	川	政人
委員	笹	岡	秀太郎
委員	土	井	数馬
委員	豊	田	政典
委員	中	川	雅晶
委員	日	置	記平
委員	村	山	繁生

【参考資料1】部活動地域移行にかかる計画（案）

部活動地域移行にかかる計画（案）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8～
	2021	2022	2023	2024	2025	2026～
			移行期間			完全移行へ
学校	<ul style="list-style-type: none"> 平日、休日ともに、学校部活動 土日のどちらかを休みとする。 		<ul style="list-style-type: none"> 平日⇒学校部活動 休日⇒地域活動の移行期間 月1回は土日両日休み ⇒ 地域での活動へ 		<ul style="list-style-type: none"> 平日⇒学校部活動 休日⇒なし 大会、コンクールが学校単位での開催が残る場合 ⇒ 月1回は、土日の学校部活動可能 ※平日の学校部活動は今後検討 	
生徒	<ul style="list-style-type: none"> 通常部活動への参加 モデル実施への参加（総合型クラブ、拠点型活動） 		<ul style="list-style-type: none"> 平日 ⇒ 学校部活動（任意加入） 休日 ⇒ 月1回は土日休みまたは、地域の活動（総合型、拠点型、その他）へ 		<ul style="list-style-type: none"> 平日⇒学校部活動（任意加入） 休日⇒自由（地域の活動へ） 大会、コンクールが学校単位での開催が残る場合 ⇒ 月1回は、土日の学校部活動に参加可能 	
<p>総合型クラブ、拠点型活動の参加については、保護者送迎や参加費が必要になる場合があります。</p>						
教職員	部活動指導員・協力員の活用により、教職員の負担軽減へ		<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員、協力員を活用 休日部活動の地域移行推進（教員の休日確保、兼職兼業） 		<ul style="list-style-type: none"> 平日⇒学校部活動 休日⇒休み または 兼職兼業 ※ 平日の部活動地域移行については、今後検討 	
部活動指導員 部活動協力員	指：6校に配置 協：3校に配置	指：楠中を除く全中学校（21校）に配置 協：3校に配置	指：楠中学校を除く全中学校を対象に配置（大規模校には複数配置） 協：3校に配置		配置無し ※ R7年度までの部活動指導員、協力員は、総合型や拠点型の指導者としてご活躍いただくことを期待	
総合型地域スポーツクラブ (*1)	総合型から学校部活動への指導者派遣（楠中校区にて実施）		<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動への指導者派遣 総合型の活動に中学生が参加（3つの総合型で実施予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 各総合型の活動に中学生が参加（実施可能な総合型での実施へ） 		土日を中心に各総合型クラブでの活動参加者は中学校区にとらわれない。
拠点型活動 (*2)		1活動（剣道）	3活動（剣道、吹奏楽、野球を予定）	実施可能な活動は月1回以上実施		<ul style="list-style-type: none"> 各活動に応じたスタイルで拠点型活動の実施（休日の生徒の活動の場合）
各活動における拠点型のスタイル形成						
クラブチーム等	生徒は自主選択により「校外活動部」として参加			生徒は自主選択により参加（学校での把握については今後検討）		
中体連	地域スポーツ団体等の参加を認める					
吹奏楽連盟 合唱連盟	今後は学校の枠を超えた合同バンド、地域バンドの参加も認められる方向で調整中					
<p>*1 総合型地域スポーツクラブについては、現在市内7団体（四日市ウェルネスクラブ、楠スポーツクラブ、保々ふれあいスポーツクラブ、スポーツクラブさんさん、ピバ・橋北、うつべ☆スター、すぼよん）があるが、全ての中学校区は網羅しておらず、各地域型の規模や種目の関係も様々である。モデル地区の取り組みを参考に、今後の方向性について検討、実施を進めていく。</p> <p>*2 拠点型活動については、協会主催等で1箇所を集める方法、市内をブロック等に分けて複数の拠点で行う方法など、各種目の各種目の実状に応じて方法を検討、実施していく。施設確保、備品使用、保険、指導者への謝礼等についても今後検討が必要。</p>						

【参考資料2】市立中学校 部活動設置部・廃部等一覧表

市立中学校 部活動設置部・廃部等一覧表

〔凡例〕・「○」:令和4年時点で活動している部活動

・空欄:令和3年時点で活動していない部活動

・R3 ~ R5 は、その年度に新入生を募集停止の部活動

H27 ~ R4 は、その年度に廃部(部員がいない)となった部活動

※過去5年(平成30年~令和4年)の状況

中学校	男女	陸上競技	バレーボール	バスケットボール	ハンドボール	ソフトボール	サッカー	軟式野球	卓球	バドミントン	ソフトテニス	剣道	柔道	硬式テニス	水泳	理科	文芸	吹奏楽	音楽(合唱)	美術	家庭	パソコン	科学	その他	合計	
中部	男			○				○	○		○		○					○		○					11	
	女		○	○		○					○							○							9	
港	男			○				○			○							○		○				生活文化 男女 ○	9	
	女		○	○							○														生活文化 男女 ○	4
塩浜	男							○	○										H29						生活文化 男女 ○	4
	女		○	R2																					生活文化 男女 ○	4
橋北	男		○				R1	○										○							園芸・創作 男女 ○	6
	女		○	H30							○														園芸・創作 男女 ○	6
山手	男	○	○	○			○	○	○			○		○	○	○			○	○	○	○			ボランティア 男女 H29	19
	女		○	○		○		○	○		H30	○		○	○	○				○	○	○			ボランティア 男女 H29	19
羽津	男			○	○		○	○	○		○	○								○		○				17
	女		○	○	○	○		○	○		○	○								○		○				17
富田	男			○			○	○	○					R5					○		○					13
	女	R4		○			○	○	○		○									○	○					13
富洲原	男						R2	○	○			R2		○						R1	○				環境 男女 ○	7
	女		○	○				○	○					○							○					7
常磐	男	○	○	○			○	○	○	○		○		○			○			○	○	○	○			20
	女		○	○		○		○	○			○		○			○			○	○	○	○			20
南	男	○		○	○		○	○	○		○	○							○			○			美術・工芸 男女 ○	17
	女		○	○	○		○	○	○		○	○									○					17
内部	男	○		○			○	○	○		○	○							○		○	○	○			17
	女		○	○		○		○	○		○	○								○	○	○				17
笹川	男			○	○		○	○	○					○							○	○	○		基礎クラブ 男女 ○	15
	女		○	○	○		○	○	○					○							○	○	○			15
三滝	男			○			○	○	○		R3			○	○					○					創作 男女 ○	12
	女		○	○		○		○	○					○	○										創作 男女 ○	12
三重平	男			○			○	○	○					○						○					緑化 男女 ○	9
	女		○	○		R2		○	○					○									H30		緑化 男女 ○	9
大池	男		○	○			○	○	○			○	○	○	○						○	○	○		科学部の名称が 緑化に変わった。	15
	女		○	○		○		○	○			○	○	○	○						○	○	○		科学部の名称が 緑化に変わった。	15
桜	男			○			○	○	R3				○	○	○					○	R1				ものづくり 男女 ○	12
	女	H28		○			○	○					○	○	○										ものづくり 男女 ○	12
西笹川	男				○		○	R5	○		○														ものづくり 男女 ○	9
	女			○	○				○																総合 文化 男女 ○	9
朝明	男		○	○		○	○	○	○		○								○		○				情報環境 男女 ○	17
	女		○	○		○	○	○	○		○										○				情報環境 男女 ○	17
西朝明	男			○	○		○	○	○					R4									○		芸術 男女 ○	14
	女		○	○		R4		○	○																芸術 男女 ○	14
保々	男						○	○	○		○														文化 男女 ○	8
	女	R1		○	R1				R4	○	○														文化 男女 ○	8
西陵	男						○	○						○											生活科学 男女 ○	7
	女		○	○			○	○						○											生活科学 男女 ○	7
楠	男	○					○	○	○		○								○						美術創作 男女 ○	8
	女		○				○	○	○		○														美術創作 男女 ○	8
	男	5	6	15	6	0	15	20	16	1	10	7	7	8	2											266
	女	5	21	18	5	8	15	20	16	1	12	7	7	8	2	2	1	9	6	10	9	7	1		266	

教育民生常任委員会

所管事務調査に関する申し送り

令和4年定例会教育民生常任委員会で実施した所管事務調査において整理された課題等を下記のとおり記す。次期委員会議論に活用いただくことを期待し申し送る。

○学習用物品の購入、修学旅行業者の契約について

今所管事務調査においては、改めて学習用物品（指定物品含む）の選定方法から、各学校の実際の学用品の金額を比較するなどし、調査を行った。

その結果、教育委員会として令和元年度に「学校指定物品取扱いガイドライン」を策定することで学校指定物品の定義や検討方法を明らかにし、さらに指定物品以外の学習用物品の見直しや検討についても各学校へ指導をしている状況であることが確認された。このような取り組みによって、指定物品の選定方法や同等品の価格差については、以前より改善されたものの、依然として学校間の差は存しているため、税や教育の公平性の観点から、各保護者に対し合理的説得力を持ち得るような、さらなる改善が求められる。

また学習用物品の活用方法や必要性については、教育委員会が認めるとおり、各家庭に対して十分な周知が行き届いてない状況であるため、広報・周知方法やその他理解を得るための取り組みについてもさらなる改善が求められるところである。

修学旅行の斡旋業者との契約についても、学習用物品の調査同様、行き先の選定方法から、業者の選定、事前の下見など、一連の修学旅行の実施方法について改めての調査を行った。

調査においては、行き先の選定方法、入札の状況のほか、コロナ禍の状況の中で従来どおりの修学旅行が行えなかったこと、昨今の物価高により、行き先の選定や一人当たりの修学旅行代金を今後見直していく必要があることなどが確認された。市民理解が得られ、十分な競争の原理が働く業者の選定方法（入札方法）や、生徒たちに必要な学習の機会となり得るより良い修学旅行の在り方を、今後も不断無い検討によって追求されることを求めたい。

○学校給食費について

令和5年度より、中学校での給食が開始されることに伴い、改めて学校給食に関して確認する必要があるため、公会計化や給食費の状況、メニューの選定方法など、全般的な調査を行った。

教育委員会としては、給食費、材料調達などについて、概ね妥当な取り組みをしていることが確認された。

ただし、今後の課題として認識しておかなければならないことは、物価高による材料費、高熱水費の上昇である。令和5年2月定例会において、それら価格高騰の補填に対する補正予算は認められたものの、今後も様々な必要経費の高騰が想定される。したがって予算の拡充や、予算執行の際には、市民理解を得られる適切な取り組みがなされるよう、委員会として十分な内容の監視、吟味をお願いしたいところである。

また食材について地産地消の観点からは、他部局との連携や、その充分性においてまだまだ改善の余地が認められるため、今後の議論を期待したい。

学校給食費無償化について、他自治体の状況などを参考に調査を行ったところであるものの、その是非については委員間でも様々な意見があり、予算的な課題も当然あることから、委員会でのさらなる議論を重ね、教育的な観点や経済的な観点など、様々な論点、合理性、必要性を吟味し、さらなる検討を続けることが肝要と考える。

○卒業式、部活動について

卒業式の在り方、その取り組み方法、また今後の学校部活動の教育委員会の方針などについて調査研究を行った。

卒業式については、式次第や生徒による歌唱などについては各学校の判断に任されていることが確認された。その上で、卒業式の在り方については各委員から出された様々な意見を踏まえ、これまでの経年的な慣習に捉われることなく、社会情勢やその一般的価値観、各家庭の状況を鑑み、柔軟な取り組み方が求められる。卒業式は各地域の事情や、各学校の自主性に多分に委ねられているため、議会からの過度な干渉があってはならないものの、教育委員会からの適宜の報告や、必要に応じた委員会における議論については、不断なく続けられていくことを求めたい。

学校部活動については、国の方針に従い、本市においても令和8年度からの地域移行の方針が改めて確認された。

その上で、部活動の地域移行に関してはその取り組みの端緒が教育委員会においてようやく始められたところではあるが、教育委員会が示す移行スケジュールを鑑みると、今後早急な方針の策定が求められることは自明である。またその過程において、各地域や保護者、現場の教職員、受入先として期待される総合型地域スポーツクラブなどから様々な声が上がってくるのが想定されるため、それぞれの当事者・利害関係者との対話や、議会における議論を通して、十分な理解を得る過程を経て、その方針を定めていくことが何より重要と考える。

現在は、これまで長年続けられてきた学校部活動について全国的に大きく方針転換がなされる過渡期であることから、全市的に丁寧な合意形成を図ることを、教育委員会に求めたいところである。以上を踏まえ、今後の委員会における万全の議論に期待したい。

以上

教育民生常任委員長 森川 慎

5. 議会報告会の概要

令和4年度 議会報告会、シティ・ミーティングの開催概要

1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和4年7月4日（月）18時30分から20時45分まで
場 所：総合会館8階 視聴覚室
参加者数：13人
テ ー マ：四日市市政全般について
備 考：4常任委員会が合同で実施

2. 8月定例会議会 議会報告会

日 時：令和4年10月18日（火）18時30分から20時45分まで
場 所：県地区市民センター 2階大会議室
参加者数：7人
テ ー マ：小中学校の諸課題について

3. 11月定例会議会 議会報告会

日 時：令和4年12月27日（火）18時30分から20時45分まで
場 所：総合会館8階 視聴覚室
参加者数：9人
テ ー マ：四日市市政全般について
備 考：4常任委員会が合同で実施

4. 2月定例会議会 議会報告会

日 時：令和5年3月30日（木）18時30分から20時45分まで
場 所：河原田地区市民センター 2階大会議室
参加者数：4人
テ ー マ：小中学校の諸課題について

5. シティ・ミーティング（ワイ！ワイ！GIKAI）

日 時：令和5年1月18日（水）15時00分から16時30分まで
参加者：ユマニテク短期大学 幼児保育学科2年生
テ ー マ：幼稚園・保育園・こども園、こどものことなど今思っていること
を何でも話し合ひましょう

【議会報告会】

○天白川への不法投棄が多い。パトロールは行われているのか疑問に思う。

⇒議員 天白川の不法投棄対策については議論していないため、ご意見として承る。

○ふるさと納税について、寄附受入額と市外への寄附額の収支差が6億円もマイナスになっていることを初めて知った。このことについて、貴重な税金が市外へ流れていることを広報するべきと考えるがどうか。

⇒議員 本市にとっては税金が市外に流れているという現状であり、今回の予算はその状況を少しでも補えるよう、寄附受入額を増やすべく新たなポータルサイトに掲載するものである。マイナスになっている現状についても市民に伝えていきたいと考えている。

○四日市市営住宅条例の一部改正について、例えば、配偶者間でのDVがその子にも及ぶような場合、被害を受けている親子が一緒に市営住宅に入居することは可能なのか。

⇒議員 そのような場合の親子での入居は従来より可能である。

○訪問型サービスB事業費、通所型サービスB事業費、ふれあいいきいきサロン推進事業費、認知症総合支援事業費の積算根拠となっている感染症対策物品想定単価は市場価格に比べてかなり高額であり、NPOで活動する自分にとっては羨ましいと思えるほどである。

⇒議員 十分にカバーできるよう想定単価を高めに見積もっていることをご理解いただきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○ウクライナ、ロシアの問題から、ミサイルを撃ち込まれたらどうするのか。四日市市は、本当に市民の衣食住の安全を保障する気があるのか。

⇒議員 ご提案いただいた内容は、国家としてどうしていくべきかという視点であると捉えている。どのように国民の生命、財産を守っていくのかというところは他山の石にせ

ず、真剣に議論をしていくべきと考えている。

○まちなかの次世代モビリティ実証実験において、自動運転車両の検証に国産車を使用しなかったのはなぜか。

⇒議員 検討会が立ち上がった段階ではトヨタ社製の車を使用することを想定していたが、当該車種が東京パラリンピックの選手村内で交通事故を起こしてしまった影響により、急遽フランスのNAVYA社製のものを採用したという経緯がある。初めから国産車の採用を検討していなかった訳ではないことをご理解いただきたい。

○先日、四日市市の水道が民営化されるというチラシをもらった。上下水道局に民営化のことを尋ねても「知らない」と言われた。民営化するならきちんと広報すべきである。

⇒議員 現時点で四日市市が水道事業を民営化するという話はない。

○新聞掲載は議員活動を市民に広く伝える手段として非常に有効と考えるため、広報媒体として活用してはどうか。

⇒議員 新聞掲載は各新聞社の判断になるため、我々議員としては掲載されるよう精進していくしかないと考える。

○城山公園内の大きな石碑が砂地に建っている。補強はしてもらったが、危険である。また、公園内の樹木が弱っており、樹医に診てもらうなど適切に管理してほしい。また、家の隣の空き地に雑草が茂り虫が湧いて迷惑している。

⇒議員 ご意見として承る。また、空き地については、私有地であるなら市から指導はできないのでご理解いただきたい。

○自治会の管理する掲示板が機能していないのを多く目にするが、市は現状を把握しているのか。使用状況を調査し、改善することを求める。

⇒議員 ご意見として承り、担当部署である市民生活部に伝える。

○5月23日の議員説明会では、近鉄四日市駅周辺等整備事業について説明があったそうだが、当該事業は国が75億円、市が125億円を負担すると聞く。どんな説明があったのか。
⇒議員 ご質問いただいた費用は国の直轄事業であるバスタ事業を含む事業費の内訳である。現在、四日市市では、中心市街地活性化として中央通りでの自動運転の実証実験や、JR四日市駅周辺や四日市港のにぎわいの創出など複数の事業が同時進行していることについて説明があった。

○学習評価はどのように行われているのか。子どもたちのやる気を引き出すために努力点を設けてはどうか。

○道徳教育では何が人間にとって最も大切であると教えているのか。

○タブレット端末の導入は学習が効率的になる一方で問題解決能力が発達しない恐れがあるのではないか。

○青空教室や社会見学は現在も行われているのか

⇒議員 教育委員会に確認の上、後日回答する。

(回答内容)

- ・学習評価は「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で評価を行っており、児童生徒の意欲については、「主体的に学習に取り組む態度」において評価している。児童生徒の学習の結果のみに目を向けるのではなく、学習したことの意義や価値を実感できるように、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、伝えることにより意欲を引き出している。
- ・道徳教育は「特別の教科 道徳」を要として、自己の生き方を考え、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とし、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成を大切にして指導している。
- ・ICT機器は、自分の考えを整理したり、友だちと意見の共有や交流を行ったり、インターネットの中で情報を取捨選択したりするなど、問題解決学習の過程においても有効なツールとして活用することができる。ICT機器の利点を活かしながら、より効果的でわかりやすい授業づくりに努めている。
- ・日々の授業の中で学校敷地内及び校区内の自然や施設、事業所等を対象とした学習及び見学や体験活動を実施したり、遠足や社会見学、自然教室、修学旅行などの学校行事を実施したりしている。

○近鉄四日市駅前の喫煙所は一応囲ってあるようで、実際は囲えていないので、朝 8 時ごろは利用者が多くすごい煙である。受動喫煙を防ぐ観点から公共施設ではほとんど禁煙だが、あそこはひどいので改善してほしい。

⇒議員 然るべき対応ができるよう、現地を確認する。

○トイレカーについて今回も一般質問があった。引き続き議会でも普及に取り組んでほしい。また、災害時のごみ集積所が生活区域内に設置されるとのことだが、狭い地域の場合、ボランティアセンターなど災害時の活動拠点との兼ね合いはどうするのか。

⇒議員 ご意見として承る。議会内で共有したい。

【議会報告会】

○地区社協は敬老の日に高齢者に対し記念品を配布しているが、少子高齢化が著しい現状を鑑みて見直した方がよいと考える。高齢者偏重ではなく、若い世代も含めた平等な分配を考えてほしい。

⇒議員 分配の在り方については、少子高齢化社会を踏まえ真剣に考える必要があるが、世代間の分断を生むことがないように慎重に取り組まなければならないと考える。

○子ども・子育て会議を傍聴したことがあるが、意見が言いにくいような雰囲気を感じた。子供の健やかな育ちに向けて各委員がもっと議論のできる場にしてほしい。保育士は給料と責任が見合わない苦しい立場にあり、そのことが人材不足を招く要因にもなっているため、処遇改善についてしっかりと考えてほしい。

⇒議員 子ども・子育て会議が形骸化しているとの話は請願者からも聞いており、行政も認識していると考え。保育士の処遇改善については当委員会でも議論してきたが、ご意見があったことを行政にしっかり伝えたい。

○以前に認知症ケア専門士として特別養護老人ホームやグループホームに勤務していたが、生き生きしていない方が多い印象があった。認知症のお年寄りでも長期記憶は体に染みついており、出来ることはたくさんあるため、家事等を自主的にしてもらうなど、個々の希望に寄り添った支援が行えるようにしてほしい。

⇒議員 多様な主体が支え手、受け手という関係を超えて地域をともに創っていく地域共生社会を国も推進しており、ご意見はその方向性と合致するものと考え。

○国は保育士等に対する処遇改善のための措置を行っているが、加算分が現場の保育士の賃金に充当されているかを監査してほしい。従来のボーナスが処遇改善の加算分に切り替えられた園もあったと聞く。

⇒議員 本市が私立園を監査することは難しいが、何らかの形でチェックする体制をつくる必要があると考える。この問題については、当委員会としてチェックの手法なども含めて議論していきたい。

○学校給食室等空調設備リースが実施できる見通しはついているのか。

⇒議員 P F I 方式による小学校の給食室等への空調設備新設の入札公告では物価高等の影響で引き受ける業者がいなかったために、リース方式に変更して改めて入札公告を行うものであり、実際に引き受ける業者がいるかどうかの見通しはついていない

が、市場を再調査し、実施できるように取り組んでいることを確認している。

【シティ・ミーティング】 テーマ：小中学校の諸課題について

○国は令和5年度から令和8年度を目途に、中学校部活動の段階的な地域移行の方向性を示しているが、本市は部活動サポート事業についてどのような計画があるのか。

⇒議員 部活動指導員の活用や総合型地域スポーツクラブとの連携を開始しているが、具体的な計画は固まっていないのが現状である。

○教員の負担とならないよう、中学校の部活動はあくまでレクリエーションと位置づけ、競技としての活動は外部の団体に任せる考え方があってもいいと思う。

⇒議員 本市としても、先進地の拠点型部活動などを参考に今後の施策を検討しているところであるため、方針が定まったら報告したい。

○子供の自主性を尊重する「きのくに子どもの村学園」を題材にした「夢みる小学校」というドキュメンタリー映画の上映会を開催したが、上映後のアンケートには「こんな学校に入りたい」等の感想が多くあった。三重県にも様々な教育方針の学校があれば、子供の個性に合わせた生き方を幅広く選択できるようになると考える。

⇒議員 ご意見として承る。

○子供を1人の人として接し、思いを尊重することで、子供の自主性は育まれると考える。新たな教育方針を打ち出す学校を造ることは難しくても、スモールステップとして日頃の接し方を工夫するなどしてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○特別支援学級の児童生徒の登下校の状況を確認したい。

⇒議員 教育委員会に確認の上、回答する。

(回答内容)

令和3年度の特別支援学級の児童生徒の通学実態は、小学校においては付添いなしが約40%、見守りや付添いが約40%、保護者による送迎が約20%となっている。中学校においては、付添いなしが約85%、見守りや付添いが約5%、保護者による送迎が約10%であり、小学校に比べて付添いなしの割合が多くなっている。また、下校時においては、放課後等デイサービスを利用する家庭が増加しており、事業所の職員が学校まで児童生徒を迎えに来ていただいている状況である。

このような状況の下、障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、教育委員会では、保護者が自家用車で送迎した場合について、特別支援教育就学

奨励費により補助を行っている。

特別支援学級に在籍する児童生徒の登下校については、安全確保のため保護者の付添いや見守りが必要となる場合があるものの、地域の子供たちとの登下校が自立と社会参加につながる大切な経験となるという教育効果も踏まえ、それぞれの児童生徒の状況に応じた柔軟な対応となるよう、今後も支援を進めたいと考えている。

○大阪府豊中市では、通学が困難な児童生徒にガイドヘルパーを派遣する通学支援サービスを行っており、本市でも実施を検討してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○学校給食センター整備運営を行う株式会社四日市スクールランチパートナーズの構成企業を確認したい。

⇒議員 教育委員会に確認の上、回答する。

(回答内容)

○代表企業

株式会社ジーエスエフ

○構成企業

株式会社梓設計 中部支社、株式会社熊谷組 三重営業所、株式会社トーエネック 四日市営業所、株式会社アイホー 名古屋支店、株式会社合人社計画研究所

○協力企業

株式会社トヨタトータルデザイン、三重石商事株式会社、有限会社ワールドクリーン、八千代エンジニアリング株式会社 三重事務所

○不登校の生徒児童が進学できなくなってしまう欠席日数の基準はあるのか。

⇒議員 小中学校の進学は欠席日数がどれだけあっても可能だが、高校受験の調査書には関係あると考える。

【議会報告会】

○幼稚園等の送迎バスでの子どもの置き去り事故が全国で多発しているが、本市はどのような対応を行っているのか。

⇒議員 送迎バスを多く運行する私立幼稚園は三重県の管轄となるため、本市が直接指導を行うことは難しいが、引き続き実態把握に努め、所管する教育民生常任委員会で適切な議論を行っていききたい。

⇒議員 三重県は当該事故を受けて私立幼稚園に対して調査を行うと聞いているが、本市としても安全管理の徹底に向けた注意喚起をしっかりと引き続き行っていくよう議会から働きかけていきたい。

○資料には「当初の想定よりごみの搬入量が多いため、増額補正を行う」とあるが、今後のごみの搬入量の見通しをどのように考えているか。現在、何人がこの施設で働いているか分からないが、今後のごみの搬入量が増え続ければ経費が増え続けていくことになる。議会も動向を注視してほしい。

⇒議員 四日市市クリーンセンターの職員数は、資料を持ち合わせていない。その他については、ご意見として承る。

○今年度予算では歳入で約4億8,000万円を見込み、次年度は約7億円となっているが、なぜか。また、電力供給の何%にあたるのか。

⇒議員 電気代が高騰することに伴って売電単価も上がるので、次年度の歳入見込額が増えている。電力供給量の割合については、資料がなく、把握していない。

○市役所内で不当に親族の個人情報が開覧されたことがあるため、今後はこのようなことがないよう個人情報の管理を徹底してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○市は、四日市市クリーンセンターを建設する際に有識者会議に諮って専門家の意見を聞いていたが、その有識者会議は、恣意的に議論の方向性を操作している疑いがあった。そのようなことがあったので、議会は専門家の言うことを全て鵜呑みにせず、注意すべきだ。

⇒議員 ご意見として承る。

○伊坂ダムテニスコートは市の所有する施設であるのかを問い合わせても納得できる回答を得られない。実態はどうなっているのか。

⇒議員 テニスコートの土地を所有しているのは三重県企業庁、管理運営を担うのは八郷地区連合自治会であるとの確認がされている。市も全く関与していないわけではなく、修繕等に要する費用に対しては補助を実施している。

○国会や県議会と違い、市長や副市長はなぜ真っ先に議会で答弁しないのか。また、旧統一教会と関係を持ってはいないか。

⇒議員 議員が理事者へ質問をする通告を行うと、理事者側が質問内容の聴き取りに来る。その際に、誰から答弁が欲しいと伝えることはできる。基本的には担当の部長が答弁することが多いが、市長がまったく答弁しない訳ではない。旧統一教会との関係については個人の問題であり、思想や信条について調査することは憲法に抵触する恐れがあるため把握していない。

○軽微な幻聴だけで統合失調症と診断され、医療保護入院として過酷な入院生活を強制されることで、病状がより一層悪化し、長期化してしまうという現実を知ってほしい。また、障害年金の受給要件を満たさない方に対する支援を国に働きかけてほしい。

⇒議員 そのような実態があることは議会内で共有する必要があると考える。行政は立場が弱く苦しい思いをしている方のためにこそ存在すると考えるため、所管の教育民生常任委員会で、本市の障害年金の給付状況の確認等を通じて何ができるのかを議論していきたい。

○鬱病^{うつ}に苦しんでいる市役所職員も大勢いるため、その方達への支援を市に働きかけてほしい。

⇒議員 新型コロナ関連業務等で長時間労働を行う市職員が一定数いることは認識している。市役所職員が健康で働きやすい環境は行政サービスを提供する上で重要となるため、実態にそぐうような議論をしていきたい。

○四郷風致地区の里山保全や維持管理における担い手の確保についてどのように取り組んでいくのか。

⇒議員 四郷風致地区を含む市内の里山の貴重な自然をしっかりと保全していくべきと考えていることから、今年度、議員政策研究会の里山を守る分科会において調査研究をした結果、四日市市議会として市長に対して本市における太陽光発電設備の規制に関する条例制定に向けた提言を実施することを確認した。また、里山を維持管理する担い手が不足しているという課題に対応するため、どのように人材を確保していくのかについて引き続き議論していきたいと考えている。

○過去に市が、伊坂ダムサイクルパークに隣接する民間所有の休憩施設を買収したが、休憩施設内で喫茶店を運営していた人は、そのことを市に乗っ取られたと悲観し、その後亡くなってしまった。このような犠牲者の出ない行政運営を心がけてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○令和4年は市役所職員の逮捕事案が相次いだため、来年はこのようなことがないように綱紀粛正を図ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○十四川、米洗川、海蔵川の氾濫対策を議会で議論してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○歴史ある富田幼稚園が廃園になることに大変衝撃を受けた。なぜ課題が解消できず廃園になったのかと思う。

⇒議員 市の方針として認定こども園化を進めていくに当たって、より良いものとなるよう、当委員会でさまざまな議論を重ねている。ご意見として承り、今後の議論の参考としたい。

○他市でのスクールバス園児置き去り事件が先の一般質問でも取り上げられていたが、そのような事件は起こってほしくない。

⇒議員 令和5年度補正予算において、送迎用バスに設置する安全装置への費用補助が行われることを確認した。今後も注意深く議論していく必要がある。

○現在の保育士の配置基準がずっと変更されていないのは大きな問題であり、配置基準を改善して保育士の負担を減らす必要がある。市議会から国に対して声を上げてほしい。

⇒議員 子育て支援施策に関する国の動きをしっかりと見る必要がある。例えば、学校給食の無償化についても食育の視点も踏まえて国が実施すべきと考える。市単独では難しいため、周辺市町と協力して国に声を上げていく必要がある。

⇒議員 保育士不足の課題については当委員会で議論している。保育士が大変な思いをして重大な事故につながるようなことがないように引き続き議論していきたい。

⇒議員 配置基準の見直しについては、地元国会議員からも国に対して要望している。国の動きを見ながら、議会からもしっかりと声を上げていきたい。

○公立幼稚園・保育園において、新年度から保育士の人数が足りず、不安の声が上がっている。保育士確保のために市がさまざまな工夫をしてもらっているのは聞いているが、何とか人手不足に対応できる方法を考えてほしい。

⇒議員 担当部局からは、今回の公立幼稚園の応募者が倍増したとの報告を受けている。公立園は充足し、私立園が不足しているという各委員の認識であるが、改めて課題として当委員会で議論する必要があると考える。

○令和6年度から育休退園を廃止すると市長が表明したが、広報などで周知されていない。早く市民に知らせてほしい。

⇒議員 当委員会の議論の中では、「育休退園を廃止するまでになぜ1年以上かかるのか」「できる園から早期に対応すべき」との意見を担当部局に伝えた。

○新年度から認定こども園となる桜と富田は、これまでのこども園に比べると施設改修が十分に行われていない。施設面はもちろん、0歳児から受け入れるなど、利用しやすいこども園にしてほしい。

⇒議員 桜と富田の認定こども園については、園施設の老朽化や広さの課題が今後出てくると考える。必要な予算は付けていく必要があると考える。

○採用内定を出しても辞退者が出て、保育士が不足する状況となっている。やはり給料などの待遇が改善されないことには、保育士不足は解消していかないと思う。

⇒議員 保育士の人材確保のためには、処遇の改善はもちろんだが、行政、現場、議会がみんなで知恵を出し合って、保育士という職業が選ばれる職種になるような環境整備を行わないといけない。令和5年度は幼児教育センターがどのような役割を担い、いかに機能するのか注視する必要があるし、保育士を支援していくことを期待している。

○なぜ公立園で休日保育を実施してもらえないのかという声を聞く。働き方が多様化し、休日に保育を必要とする親も増えている。休日保育を何園かの公立園で実施できるよう、委員会で議論してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：小中学校の諸課題について》

○学校規模等適正化について、水沢小学校の件を報道で知って興味を持っている。今後、河原田地区にも関係してくる課題であり、地域づくり、まちづくりに密接に関係する問題でもある。

⇒議員 子供の数が劇的に減っているのに、市内の小中学校の数はほとんど変わっていない。学校の統廃合には地域住民からさまざまな意見が出るが、子供たちの教育環境を最優先で考え、50年先を見据えた小中学校の再配置計画をつくるべきと考える。

⇒議員 小規模校では地元の小中学校や保育園等が連携したり、地元の企業や住民が参画したキャリア教育を実施したりするなど、小規模であることの良さもある。単に統廃合すればいいというものではなく、教育自体を考え直す時期に来ている。

○不登校の問題を何とかしないとけない。教育委員会に尋ねると専門の教員を配置して

適切に行っていると言うが、多くの不登校生徒児童に対応する先生はクラス担任も持っており、不登校に対応する先生の数が全然足りていないと思う。早い段階での対応が必要である。

⇒議員 不登校の問題を学校や教育委員会だけに任せるだけではなく、学校教育以外でも不登校になった児童生徒が選択できる道をつくる必要がある。特例校やフリースクールだけでなく、民間の専門的な団体に委託するなど、児童生徒の学びや育ちを支援するさまざまな道があることを示し、不登校になった児童生徒がそれらの中から選択できるような支援策を行うべきと考える。

⇒議員 児童生徒からの相談先を単に設置するだけではなく、相談しやすい場所や相手などは個々の状況によって違うと思うので、不登校となる原因やその対応方法について詳しく調査して不登校対策を行う必要がある。

⇒議員 コロナ禍の影響もあって、不登校やいじめの件数は増えている。就学前保育・教育も含めて、学校を取り巻く諸課題についてトータルで考え、委員会で議論していく必要がある。

⇒議員 不登校の問題は多くの課題がつながっている。公立の夜間中学の設置や、子供が学習意欲が持てるようなイェナプラン教育の実施など、子供たちが自分で選択できるような教育施策を進めてほしいと考えている。

○子供たちの放課後の居場所について、小学校低学年は主に学童保育所が担っているが、高学年の子供たちは放課後何をしているのか。最近では、スマホやゲームばかりする子ども多いようだが、子供たちの健全育成をなおざりにしないような対応が必要ではないか。

⇒議員 保護者の就労の有無に関係なく、学校施設を使って無料で児童を預かる制度が他市にはあり、本市でも実施してほしいと考えている。国も放課後の居場所づくりを進める方向性であるが、実施には財政的な課題があると聞いている。

○現在の就学前教育・保育の中では、子供の将来を見越して思春期を目指した教育・保育をしていこうと考えている。小中学校で不登校になることの原因の一つには、やはり幼児期での保育環境もあると思う。幼児教育の在り方についても考えてほしい。

⇒議員 本市教育プログラムでは、策定の狙いとして「就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿」と示されている。この方針に沿って部局を越えて実際に行われているのか、議会からも問い続けていく必要がある。

⇒議員 幼保から小中学校への情報提供は行われているが、逆に、小中学校から幼保への情報提供やフィードバックを行うことも重要と考える。双方向で知恵を出し合っ
て共有し、子供を支援するための連携を図ることで、地域でも子供を育てていく
という方向性が見いだせるのではないかと考える。

○不登校の児童生徒に、体験型の教育を行ってはどうか。スポーツを行ったり、例えば、
地場産品である萬古焼の技術を教えるような授業を行ってはどうか。

⇒議員 地域の人材を活用した教育については本市も進めており、これまでのボランティ
アによる参画だけではなく、材料費などの費用の一部を支援していく方向性であ
ることを担当部局から確認している。

6. ワイ!ワイ!GIKAI の概要

シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！GIKAI)で出された主な意見

【教育民生常任委員会】

日時: 令和5年1月18日(水)

場所: ユマニテック短期大学

	高校生	委員
	テーマ: 就学前教育・保育について	
	Aグループ	
1	保育士の初任給は手取りで13~14万円程度であり、生活が大変であるため、もっと給与を上げてほしい。理想を言えば看護師と同様に初任給を30万円程度にしてほしい。	保育職はその大変さや社会的な重要性と給与が見合っていない状況であるため、給与が上がっていくよう、議会や行政としても考えていく必要がある。
2	実習先で担当した児童が乱暴で殴ったり噛んだりされた際に、現場の先生からのフォローはなく、相談もできなかったため、どのように対応したらよいか分からなかった。	園にあらかじめマニュアルや方針などがあればよかったですのではないかと考える。
3	実習先の先生が子供の体を強く押さえつけるような指導を行っており、これでよいのか疑問に思った。	ご意見として承る。
4	授業で学んだ理想と現実には大きく異なる部分があり、それを理由に保育職を諦める人もいた。	ご意見として承る。
5	現在は大学の先生に相談しているが、実際に働いてからの相談窓口があると良いと思う。また、相談窓口には、職場での立場やプライバシーに配慮しつつ、解決に向けて対応してくれるところまで求めたい。	新たに設置する幼児教育センターは現職の保育士等を対象に訪問・相談支援を行う予定であるため気軽に活用してほしい。
6	幼児教育センターでは園の運営を担う管理職への研修も行ってほしい。	管理職に特化した研修をはじめ、職種や経験年数に応じた研修を行うっていくよう議会からも伝えていきたい。
7	不適切保育を防止するために教室にカメラを設置すればいいと思う。	公立園では入口等に防犯カメラを設置しているが、教室へのカメラの設置は聞いたことがない。私立園では独自に設置しているところがあるかもしれない。
8	子供が好きで保育士を志したが、こんなに大変な仕事とは思わなかった。	現場で大変なことがあった際にバックアップするための相談体制を構築していく必要がある。
9	就学前教育・保育や学童保育などの分野では民間委託が進んでいるが、そのことによる弊害も生じていると感じるため、もっと行政が積極的に関わってほしい。	行政も人手不足や効率化を目的に民間委託を進めた背景があると考える。
10	(今回の意見交換について) ・市議会議員の方と話し合う機会は減多にないため、話ができて良かった。 ・自分の実習先では理想的な保育を行っており、悪いところがなかったため、逆にそうではない保育の話を開けて良かった。 ・保育士である母親に今回の意見交換のことを話したところ、現役の保育士の声も聞いてほしいと言われた。	ご意見として承る。
	Bグループ	
11	(大学の学習環境について) ・施設が新しく綺麗で、ロビーには自由に弾けるピアノが設置されているなど、本当に学習環境が整っていると感じる。 ・一人一人の学生に対して細かな配慮をしてもらえることはありがたい。 ・先生が講義を分かりやすく教えてくれていることは良いと思う。 ・発表、グループワーク、実践などの機会も多く、現場に使える力が早く身に付いた。 ・先生の手厚いサポートがあったおかげで就職先を決めることができた。	ご意見として承る。
12	(現在悩んでいることについて) ・自分自身が先生になることの想像ができず、長く続けられるか心配である。 ・数年間は別の仕事に就いた後に保育職に就こうと考えているが、途中で採用されるのか、実際に働けるのかなどは不安である。 ・就職先の人間関係がうまくいか不安である。 ・就職先はレベルの高い理想的な保育園であるため、そこで働く先生のような対応が自分にもできるか不安である。 ・基本給だけで生活できるか不安である。圧倒的に多い業務量と給与があまり見合っていないようにも感じる。	ご意見として承る。
13	(私立・公立を選んだ理由について) ・結構や出産を期に早期退職することも想定したため私立を選んだ。 ・子供の自主性を尊重する公立の方針が良いと思ったが、日誌等の書類業務が多く休みづらいついており、就職先は比較的ゆとりがある印象の私立から探した。 ・見学した際の雰囲気や良く、自分に合いそうな園が私立であり、知り合いの現役保育士からも公立よりも私立の方が合いそうとのアドバイスを受けたため、私立を選んだ。 ・就職説明会で公立は自由度があまり高くない印象を持ち、教育に強い方針を持つ私立の方が自分のスキルが生かされると感じたため、私立から就職先を決めた。	ご意見として承る。
14	給与に反映されない持ち帰りの仕事は何とかしてほしい。	保育者の心の状況は接し方などを通して子供にも伝わると考えるため、保育士が心の余裕を持てるような労働環境は必要と考える。
15	折り紙や画用紙などの材料は園から十分に支給されず、自腹で購入することがあると聞いているため、自治体が材料を現物支給したり、材料費を補助したりする仕組みがあると助かると思う。	業務に関するものを自腹で購入しなければならないことは問題である。職場によっては旧態依然とした環境が残っていると推察するため、現在に適したものに変わっていく必要がある。

7. 高校生議会意見書

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（人権委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年1月21日提出

人権委員会

委員長

大西花音

伊藤響

井上隆甫

植村涼寧

河出菜那

佐々木七海

竹内琢人

城久徳

戸谷駿斗

平田友暉

藪田優希

意見書（人権委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 学校におけるいじめに対する相談窓口の紹介や周知をより一層行うとともに、小学校での児童と教員の二者面談の実施や特定の色のものを所持することによるSOSのサインを普及させるなど、児童生徒がいじめを受けていることを言い出しやすい環境を整備すること。

また、いじめをしてしまう児童生徒は、家庭環境によるストレスなどが原因となっていることも少なくないことから、いじめをしている側にも寄り添い、誰もが安心して相談できる場を提供すること。

さらに、勇気を出していじめを通報した第三者がいじめの標的にされないように守秘義務を徹底し、各学校に匿名でも相談できる窓口を設置すること。

2. いじめをしている児童生徒にいじめは無意味なものであり、生産的ではないことが効果的に伝えられるように論理的なキャッチコピーを用いたポスターを作成するなど、いじめを防止するための啓発活動を継続的に実施すること。

また、匿名で気軽に相談できるアプリ等により、相談することに対するハードルを下げる取組が必要であり、相談を受ける側の紹介やメッセージを添えるなど、相談者が相談しやすい相手を選べるような仕組みにすること。

3. 児童生徒のインターネットにおけるいじめやトラブルを防止するため、SNSでいじめや不適切な書き込みをした場合に対応できる機能を導入すること。

また、誤った情報がいじめにつながる危険性もあることから、教育現場において”ファクトチェック”を導入することにより、社会に広がっている情報が事実に基づいているのかを検証し、正確な情報を共有する機会を設けること。

4. 学校に登校できなくなってしまった児童生徒に対してオンラインによる授業を配信するなど、家庭においても学習環境を確保できるように配慮するこ

と。

5. いじめを受けた児童生徒の精神的なサポートやいじめが起こりづらい環境を整備する上で教職員の役割が重要になることから、教職員に対していじめの対処や児童生徒への心理的ケア等について適切に対応ができるように指導すること。

以上、意見書を提出します。

令和5年1月21日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第3号

協議テーマに係る意見書の提出について（子育て・教育委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年1月21日提出

子育て・教育委員会

委員長 高橋香帆

有竹紗璃

浦野友羽

出口絢士

中村智花

服部優太

牧野鉄平

森岡航輝

意見書（子育て・教育委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 病児保育を受け入れる協力医療機関を増やすとともに、病児保育が土日祝日にも利用可能な体制を整備すること。また、病児保育室を設置する協力医療機関への事前受診を必要としない仕組みを検討すること。
2. 新たに子供が生まれた家庭に対して、子育てに必要な物品やサービスを提供すること。
3. 保護者が子育てに関する困り事などを気軽に相談したり、有用な情報などを共有したりすることができるオンライン窓口を設置すること。
4. 小中学校給食費の無償化または一部助成の実施を市民の理解を得ながら検討していくこと。
5. 子ども医療費助成の対象の子供を中学校修了前までから18歳までに拡大すること。
6. 児童生徒自身が学ぶことの楽しさを見つけ、自主性を育めるような授業を実施するとともに、児童生徒が意見を出し合える機会を増やすこと。
7. 近鉄四日市駅周辺の中心市街地の治安を改善することを通して、市内全域を保育に適した環境としていくこと。
8. 小中学校の部活動については、教職員の負担軽減および質の高い指導の提供に向けて、地域のスポーツ団体等とのさらなる連携を図ること。
9. 小中学校の英語教育については、対話を重視した授業を積極的に取り入れるとともに、海外交流や海外留学を支援するプログラムを設置することで、より英語に触れあえるようにすること。

令和5年1月21日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛